

大牟田市
総合計画
2006~2015
後期基本計画



や さ し さ と
エ ネ ル ギ ー
あ ふ れ る ま

お お む た



大牟田市総合計画

2006～2015

後期基本計画（平成23～27年度）





はじめに

本市では、「大牟田市総合計画2006～2015」に掲げる「いい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の3つ都市像の実現に向け、さまざまな施策を展開してまいりました。

前期基本計画期間の5年間は、グローバル化の影響が顕著に現れた時期であり、世界同時不況や新型インフルエンザの流行などの影響は短期間のうちに市民生活にも及び、その対応を迫られました。また、国内外で発生した自然災害は、市民レベルでの危機管理のあり方を見つめ直す契機となりました。

このような中、まちづくりにおいては多くの分野で成果が現れ始めました。地域が一体となって進めてきた九州新幹線、有明海沿岸道路、三池港などの都市基盤の整備は順調に進み、産業の振興と市民生活の向上に寄与することが期待されております。また、まちの発展の原動力となった三池炭鉱関連の近代化遺産が、「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産の一つとして世界遺産国内暫定一覧表に掲載され、わが国の近代化に貢献した産業遺産として高い評価を受けました。さらには、市民の皆様の生活に直接関わる防災、防犯、福祉などの分野では、地域の人々で支え合う、新しい市民活動が始まっています。これからは、これまでの取り組みの成果を生かし、新しい時代のまちづくりにつなげていくことが課題となっています。

また、本市では、「財政健全化計画」に基づき、財政構造の抜本的な改善を図り、ぜい弱な市の財政基盤の再構築に努めてまいりました。この取り組みにつきましては、市民の皆様のご理解とご協力により、10年ぶりの実質収支の黒字化に目途がつけました。しかしながら、未だに依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりがないことから、引き続き、財政規律の確保に努める必要があります。

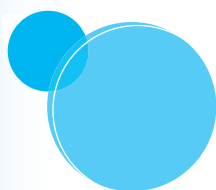
以上のような状況を踏まえ、平成23年度を初年度とする5か年間の具体的施策を体系的に組み立てた後期基本計画を策定しました。

これからの5か年も、絶えず変化を続ける社会情勢に柔軟に対応しながら、本市が目指す三つの都市像の実現を図ってまいります。今後とも、市民の皆様のご理解とご協力、並びに国・県をはじめ関係機関・団体のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたり熱心にご審議いただきました総合計画審議会、市議会及びまちづくりプラン検討会の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様並びに関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成23年3月

大牟田市長 古賀 道雄



■ 基本計画

第1編

産業の振興

- 1 後期基本計画策定の意義 8
- 2 前期基本計画の取り組み状況 10
- 3 時代の潮流 15
- 4 後期基本計画の視点 17

第1章	企業立地	22
第2章	地域の企業	26
第3章	商業・サービス業	30
第1節	商業・サービス業	30
第2節	貿易	34
第4章	観光・イベント	37
第5章	農林水産業	41
第1節	農林業	41
第2節	水産業	44

第2編

都市基盤の整備

第1章	土地利用	48
第2章	市街地整備	52
第3章	道 路	55
第4章	交通ネットワーク	58

第3編

生活環境の整備

第1章	住宅・住環境	62
第2章	公園・緑地	65
第3章	上水道	67
第4章	下水道	70
第5章	河 川	73
第6章	環 境	75
第1節	環境保全	75
第2節	環境衛生	78
第3節	廃棄物	80
第7章	安心・安全	83
第1節	消防	83
第2節	防災	86
第3節	防犯	89
第4節	交通安全	91
第5節	消費生活	93

第4編

健康・福祉の向上

第1章	地域福祉	96
第2章	高齢社会への対応	99
第3章	次世代育成	102
第4章	障害保健福祉	105
第5章	勤労者福祉	108
第6章	健康づくり	110
第1節	健康づくりの推進	110
第2節	保健・医療	113
第7章	社会保障	116

第5編

教育文化の向上

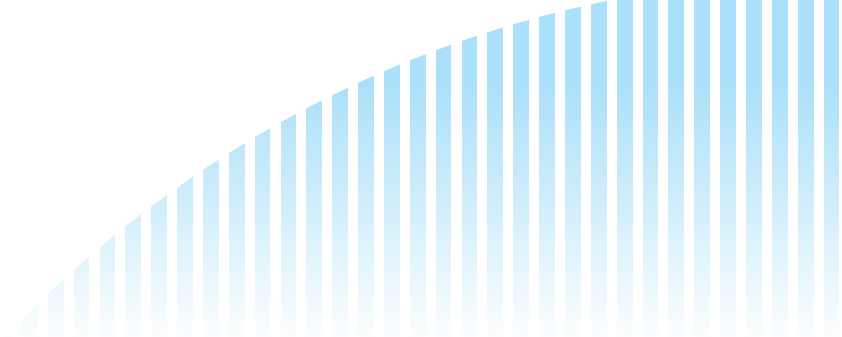
第1章	生涯学習	120
第2章	青少年育成	123
第3章	学校教育	127
第4章	高等教育	132
第5章	文化芸術	134
第6章	スポーツ	138

計画の 推 進

第1章	市民との協働	142
第2章	人権の尊重	146
第3章	男女共同参画社会の形成	149
第4章	行財政運営	152
第5章	高度情報化への対応	157
第6章	広域連携	159
第7章	国際交流	161

● 重点施策一覧	166
----------	-----

■ 資 料	174
-------	-----



大牟田市総合計画

2006～2015

- ① 後期基本計画策定の意義
- ② 前期基本計画の取り組み状況
- ③ 時代の潮流
- ④ 後期基本計画の視点



1 後期基本計画策定の意義

本市では、平成18年度から27年度までを計画期間とする大牟田市総合計画2006～2015の基本構想において「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」をキャッチフレーズに、三つの都市像「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」を掲げました。そして、その実現のため、平成18年度から5か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、市民との協働を基本理念に据え、さまざまな分野のまちづくりを進めてきました。前期基本計画が平成22年度で終了するため、平成23年度から27年度までの後期基本計画を策定します。

前期基本計画期間の前半、わが国の経済は緩やかな拡大を続けていましたが、平成20年の世界同時不況により、大きな影響を受けました。企業経営の縮小や倒産とともに雇用環境が悪化し、同時に発生した原油価格の高騰は、産業に留まらず国民の生活も直撃しました。そして、現在も、経済社会の立て直しに向けて、官民あげての努力が続けられています。また、平成21年、北アメリカ南部地域で感染が拡大した新型インフルエンザ（H1N1）は、短期間で世界的な流行病となりました。わが国においても、医療・保健機関のみならず社会全体で対応が進められました。このようなグローバル化による脅威が押し寄せてきても、安心して暮らせる社会づくりが求められています。

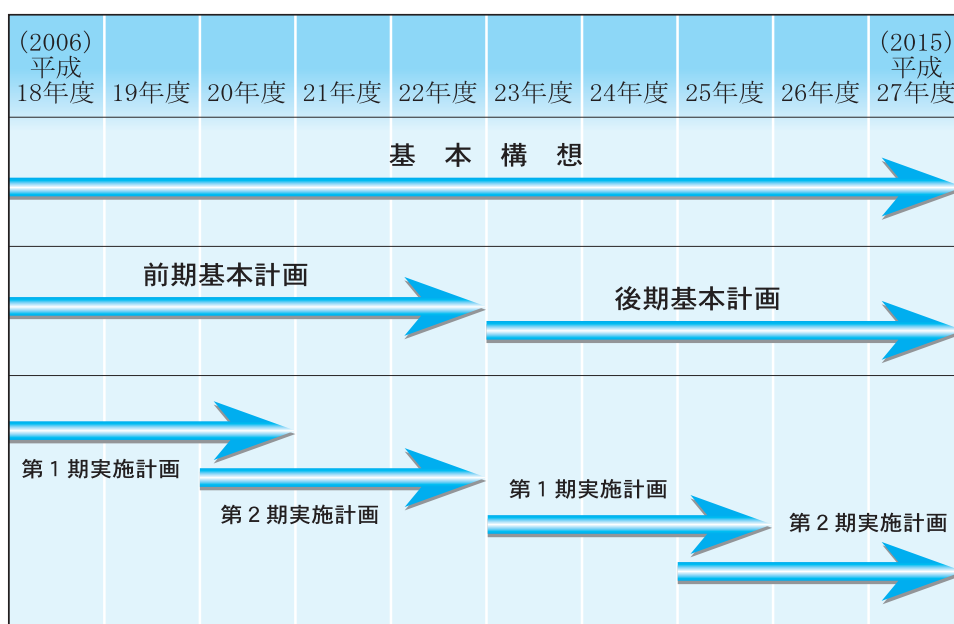
総務省統計局によれば、わが国の人口の推移は、平成16年にピークを迎えた後、平成19年から本格的な減少傾向に入りました。出生率が低水準で推移する中、人口の回復は当面見込めず、人口が減少していくことを前提として、社会を形成していかなければならなくなっています。また、団塊の世代が退職し、まもなく高齢者となっていくため、急速な高齢化に向けた社会づくりが急がれています。

本市の発展の原動力となった三池炭鉱は、平成9年に閉山しましたが、産炭地を支えてきた石炭関係諸法は平成13年度までにすべて失効し、産炭地振興対策の円滑な完了に向けた国の激変緩和措置も平成18年度に終了しました。旧産炭地域の多くは、産業の衰退、人口の減少、財政の悪化などの問題を抱えながらも、地域の自立を自らの力で進めていくことが求められています。

国内外の経済社会情勢が変化する中、本市においては、市民の安定した生活の維持に努めるとともに、財政再建を図りながらまちづくりを進めてきました。世界同時不況の影響を受け、地域企業の雇用が縮小するなど、地域経済の低迷は続いています。一方では、多くの分野で成果が現れ始めています。地域が一体となって進めてきた九州新幹線、有明海沿岸道路、三池港などの都市基盤の整備は順調に進んでおり、産業の振興と市民生活の向上に寄与することが期待されています。また、平成21年、まちの発展の原動力となった三池炭鉱関連の近代化遺産が「九州・山口の近代化産業遺産群」として世界遺産国内暫定一覧表に掲載され、わが国の近代化に貢献した産業の遺産として高い評価を受けました。防災、防犯、福祉などの分野では、地域での支え合いや新たな市民活動も始まっています。このように、前期基本計画の推進により、ハードとソフトの両面で、まちづくりの基礎が築かれつつあります。今後、これまで進めてきた取り組みを一層深め、新しい時代のまちづくりにつなげていくことが課題となっています。

後期基本計画においては、基本構想に掲げる都市像の実現のため、これまでの取り組み状況を踏まえ、絶えず変化を続ける社会情勢に柔軟に対応しながら、市民と行政とが一体となって各分野の施策を進めていくこととします。

■ 計画の構成と期間 ■





2 前期基本計画の取り組み状況

(1) 産業の振興

企業立地については、工場用地のリース制度の有効活用などを図り、大牟田テクノパークや大牟田エコタウン等への企業誘致を進めてきました。また、さらに企業誘致を推進するため、新たな工業団地の整備を予定しています。

環境・リサイクル産業の振興については、新たにレアメタルの回収事業や炭素繊維のリサイクル事業にも取り組んできました。また、新エネルギー産業の分野については、バイオマス発電や太陽光発電事業など、地域における新たな事業展開を推進してきました。

地域の企業については、各種助成制度を活用しながら、新事業への展開、研究開発等に取り組んできました。

地域商業については、依然、厳しい環境が続いていますが、各商店街の活性化を図るため、一店逸品運動や各種イベント等のソフト事業への支援に取り組んできました。

観光については、おおむた大蛇山まつりや三池初市などの、地域資源を活用した観光の振興を図るとともに、大牟田物産振興会を中心に、地域の特産品開発に取り組んできました。

農業については、生産体制の整備、経営体質の強化などの取り組みを行うとともに、地産地消を推進してきました。また、水産業については、経営が厳しい中、漁業基盤や漁業環境の整備等に取り組んできました。

(2) 都市基盤の整備

市街地整備については、中心市街地のにぎわいと活力を創出するために、「街なか居住」の一環として、新栄町地区に住宅市街地総合整備事業等を活用したマンションが建設されました。また、九州新幹線新大牟田駅建設に合わせ、新大牟田駅周辺地区整備を推進し、本市の新しい玄関口にふさわしい街並みを整備しています。新たな交流拠点として位置付けている岬町地区では、民間事業による大型ショッピングセンターの整備が進められています。

道路整備、交通ネットワークについては、有明海沿岸道路が一部開通し、

南関大牟田北線などの幹線道路と一体的なネットワークが充実しました。また、九州新幹線が平成23年3月に全線開業し、博多 - 鹿児島間のみならず、関西方面を含めた移動時間が大幅に短縮されます。平成20年度に開港100周年を迎えた三池港の整備についても順調に進ちょくし、韓国釜山港との海外定期コンテナ航路も就航しました。

(3) 生活環境の整備

住宅・住環境については、平成20年度に「住宅マスタープラン」を策定し、市営住宅の計画的な建替えや民間事業者との連携からなる住宅セーフティネットの整備を進めています。

公園については、市民参加による緑化の推進と公園の愛護活動、街区公園のリニューアルに努めてきました。

上水道については、市民への良質な飲料水を安定的に供給するために、隣接する荒尾市と共同による浄水場及び関連施設の整備を進めています。

下水道については、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、安心で安全な市民生活を確保するため、下水道普及率の向上と水洗化率の向上に努めてきました。

河川については、浸水被害が顕著な地区について重点的に改修を進め、浸水被害の軽減に努めるとともに、市民が水に親しむことができる、水辺環境や親水空間の保全形成に努めています。

環境については、ゼロエミッションを目指し、環境にやさしい資源循環型社会の実現に向け、取り組みを進めてきました。環境保全については、市民・事業者と協働し、「環境基本計画」の推進を図ってきました。廃棄物については、有料指定袋制度によるごみ減量効果の維持・拡大や資源分別収集の拡大、生ごみの堆肥化等による減量化・資源化を進めてきました。

安心・安全については、市民の生命、身体及び財産を守るため、救急救助体制の整備、充実を図るとともに、消防団の施設の整備、充実に力を入れてきました。

また、市民一人ひとりが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、各種災害時における情報通信システムの機能向上に努め、高齢者、障害者等へも配慮した情報伝達手段や機器の検討並びに運用体制の充実を推





進んでいます。

平成19年度には、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、市民が安心して安全に暮らせることができるまちづくりを推進することを目的とした「安心安全まちづくり推進条例」を制定しました。これに基づき、市民、関係機関、団体との連携により大牟田市安心安全まちづくり推進協議会を設立し、防犯、交通安全などの各種事業に取り組んでいます。

消費生活については、消費者意識の高揚を図るため、講習会の開催や啓発活動、情報提供を行い、安全で安定した消費生活の確保に努めるとともに、消費生活相談の充実強化による消費者利益の保護と自立対策を推進しています。

(4) 健康・福祉の向上

地域福祉については、誰もが住み慣れた地域で、人としての尊厳を持ち、生き生きと自立した生活を送ることができるよう、市民や民間事業者、行政などが一体となって、地域を主体として支え合い、助け合うまちづくりを推進してきました。

高齢者福祉については、「自立支援」と「尊厳の保持」を基本に、予防重視型のシステムへの転換、地域の特性に応じた多様で柔軟な新たなサービス体系の確立に取り組み、認知症高齢者を地域全体で支える環境整備を目的に、地域認知症ケアコミュニティ推進事業を展開してきました。

子育て支援については、「仕事と子育ての両立」「子育てに対する不安感の軽減」などを柱に、地域における子育て支援として、つどいの広場事業にも取り組んできました。

障害者福祉については、障害者自立支援協議会を設置し、サービス事業者や保健・医療関係者、障害者団体等との協働により、障害者福祉に係る課題の解決を図ってきました。

勤労者福祉については、世界同時不況による影響から大牟田市緊急経済・雇用対策会議を設置し、地域経済及び雇用環境の安定化に向けた取り組みを行ってきました。

健康づくりについては、健康づくり市民運動を支援するとともに、関係機関、団体との協働により食育推進計画の策定も進めてきました。

市立総合病院については、地域の中核病院として、良質で高度な医療を今後も提供し続けていくために、経営形態を地方公営企業から地方独立行政法人へ移行しました。

(5) 教育文化の向上

生涯学習については、生涯学習社会の実現のため、市民の参加による生涯学習まちづくりを推進するとともに、地区公民館等を拠点施設とした社会教育の充実に取り組んできました。

青少年の育成については、大牟田市青少年教育等多目的施設「フレンズピアおおむた」を設置し、青少年教育をはじめ幅広く次世代の育成に係る取り組みを推進しています。

学校教育については、確かな学力を育む教育や特色ある学校づくりを進めています。また、小学校の再編に伴い、みなと小学校、天領小学校が開校するとともに小中学校の耐震化を実施するなど、教育環境の向上を推進しています。

高等教育については、高等教育機関と、産業、都市、福祉などさまざまな分野で連携し、地域の活性化や市民生活の向上を進めています。

世界遺産国内暫定一覧表に記載された近代化遺産については、文化財という枠に留まらず、観光分野との連携による交流人口の拡大などまちづくりの資源としての可能性を有しており、保存、活用を検討、推進しています。

スポーツについては、旧大牟田南高校の施設を活用した体育施設の整備や延命プールの再整備を行うなど、スポーツを楽しめる環境づくりに努めています。

(6) 計画の推進

市民との協働については、各種審議会への市民の公募や、ワークショップ、パブリックコメントなど企画立案段階からの市民参加の仕組みが整ってきました。また、市民の自主的で自立したまちづくりを促進するために、地域コミュニティの再生の取り組みを進めています。

男女共同参画社会の形成については、「男女共同参画推進条例」に基づ





く「おおむた男女共同参画プラン」により、審議会等への女性の登用など男女の平等な社会の実現に向けて取り組みを進めています。

行財政運営については、「集中改革プラン（2006～2010）」の下、財政の健全化、職員配置の適正化、民間活力の導入等を推進してきました。また、行政評価については、外部評価の導入など、制度の見直しを行いながら、行政マネジメントサイクルの確立に向けて取り組んでいます。

高度情報化への対応については、地域の情報通信環境の向上や電子市役所の取り組みなどを計画的に進めています。

広域行政については、いわゆる「平成の大合併」が一段落したことから、新たな広域連携を進めるため、定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行い、近隣市町とともに圏域の一体的な発展を目指しています。

国際交流については、国際化への対応とともに、友好・姉妹都市等との市民レベルの交流や環境、都市緑化分野での技術交流を促進しています。



市民ボランティアによる宮原坑周辺の除草作業

3 時代の潮流

前期基本計画では、さまざまな施策を推進するにあたって、基本構想で展望した以下に掲げる6つの時代の潮流を見据えてきました。

- 1 国境を越えた地域間競争の激化
- 2 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展
- 3 地球規模での環境問題への対応
- 4 ライフスタイルと価値観の変化
- 5 地方の自立に向けた取り組み
- 6 九州経済と都市の動向

基本的には、この潮流は続いています。以下の点については、社会情勢の変化により、基本構想策定時の予想を超えて進展しており、後期基本計画策定にあたって配慮することとします。

(1) 地球規模での環境問題への対応

国においては、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提に、2020（平成32）年に、温室効果ガスを1990（平成2）年比で25%削減するという中期目標を、「国際公約」として表明しました。

平成21年12月、閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」においては、温室効果ガス排出削減目標を達成するために、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取り組みを推進することとしています。

自動車や家電製品、太陽光発電設備など、耐久消費財に対する補助金や減税などのインセンティブを与えるといった経済対策も、環境に配慮したものとなっています。

世界の先頭に立って環境問題に対応するため、社会活動のいたるところで創意工夫がますます必要となっています。

(2) 地方の自立に向けた取り組み

国においては、平成19年の地方分権改革推進法の施行に伴い、生活者の視点に立った「地方政府」の確立を目指し、地方分権改革が進められてきました。





平成21年12月には「地域主権の確立」を実現する第一歩として、地方分権改革推進計画が閣議決定されました。

国と地方の役割の見直しや国の関与のあり方、権限移譲の検討がなされる一方、地方行財政を取り巻く状況は依然として厳しく、さらなる行政運営能力の向上や強固な財政基盤の確立が必要となります。分権型社会において基礎自治体は、これまで以上に主体性と自立が求められます。

(3) 九州経済の状況と都市の動向

平成20年の世界同時不況は、輸出にけん引されてきたわが国の経済ばかりでなく、九州の経済や雇用にも深刻な影響を与えています。

このような中、飛躍的な成長を遂げていた東アジアの経済も、世界同時不況の影響を受け、成長率は落ち込みました。先進国の経済の低迷が続く中、中国においては、いち早く高い経済成長率を取り戻し、東アジア経済の回復をけん引しています。

地理的に近接する九州における経済戦略も、東アジアとのつながりを重視して進められることが考えられます。

また、九州新幹線の開業や高速道路交通網の整備により、都市間競争は激しくなり、特に福岡市、熊本市、鹿児島市などにおいては、都市の機能を拡大させる取り組みが進められています。

九州の各都市は、それぞれの都市の特色を見つめ直し、ポテンシャルを向上させる取り組みや、地域の個性を生かした利便性の高い生活圏域を構築することが、ますます重要となってきます。

4 後期基本計画の視点

以上の状況の変化や時代の潮流を踏まえて、後期基本計画においては、次のような点に留意しながら、各分野の施策を推進します。

(1) 市民生活の安定と質の向上

企業の経営や雇用の回復など経済の立て直しが進められる中、今後も、市民生活は、絶えず変化する社会情勢の影響を受けることが考えられます。このような中であっても、市民に直接向き合う基礎自治体は、市民生活の安定を図ることが必要です。

また、防犯、福祉、環境などさまざまな分野で、市民、各種団体、行政など、まちづくりに関わるさまざまな主体が、それぞれの役割分担の下、お互いに支え合い、協力し合いながら、市民生活の質の向上に努めることが重要です。

(2) 交流人口の拡大

地域が一体となって進めてきた都市基盤の整備は順調に進んでおり、新たな交通ネットワークが形成されます。本市には、わが国の近代化をけん引してきた三池炭鉱関連の近代化遺産や多くの人でにぎわう祭、季節ごとに人の心を潤す花、福岡県南部唯一の動物園などさまざまな地域資源があり、民間事業による大型ショッピングセンターも整備されています。

人の交流や情報の交流により、まちづくりの可能性はさらに広がることが期待されます。これからは、交通ネットワークや地域資源等の活用により、交流人口の拡大を目指すことが必要です。

(3) 生活圏域の一体的な発展

市民生活は、モータリゼーションの進展や余暇の過ごし方、価値観の多様化を背景に広域化し、単一の自治体だけで生活が完結することが少なくなりました。

また、地方分権が進展する中、広域連携のあり方が変わりはじめ、広域行政の枠組みにも変化が生じてきました。このため、市民の生活利便性が高い、自立した、個性ある地域づくりを進めるため、自治体間の連携がますます重要になっています。

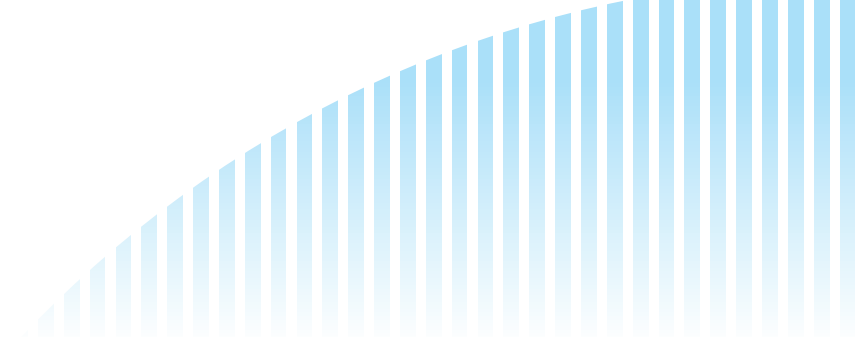




こうした中、県南の中心都市である本市は、その拠点性を生かし、周辺の自治体との連携、協力により、生活圏域の一体的な発展を先導的に進めることが必要となっています。



九州新幹線



大牟田市総合計画

2006～2015

後期基本計画（平成23～27年度）

第1編 産業の振興

第2編 都市基盤の整備

第3編 生活環境の整備

第4編 健康・福祉の向上

第5編 教育文化の向上

計画の推進



産業の振興

- 第1章 企業立地
- 第2章 地域の企業
- 第3章 商業・サービス業
- 第4章 観光・イベント
- 第5章 農林水産業

第1章 企業立地



大牟田テクノパーク

現況と課題

- わが国の経済は、平成20年の世界同時不況以降、産業の停滞や消費の低迷、雇用の不安も進んでおり、経済の立て直しが喫緊の課題となっています。本市においても、地域経済の再生に全力を上げて取り組んでいますが、依然として厳しい状況が続いています。
- 本市は、これまで、中央工業団地、物流センター、勝立工業団地、大牟田テクノパーク、大牟田エコタウンの工業団地整備事業に取り組み、積極的に企業誘致を進めてきました。さらに、環境が重視される時代にふさわしい新たな産業を創造する取り組みとして、環境・リサイクル産業の創出と振興を目的とした大牟田エコタウン事業も推進してきました。
- 企業誘致は、雇用の創出、税収の確保、産業構造の多様化、地場企業の取引拡大等に寄与し、地域経済の活性化を図る上で、有効な施策であり、市民ニーズの高い施策です。現在、主に製造業の立地を目的とした大牟田テクノパークは、進出企業17社、分譲率は

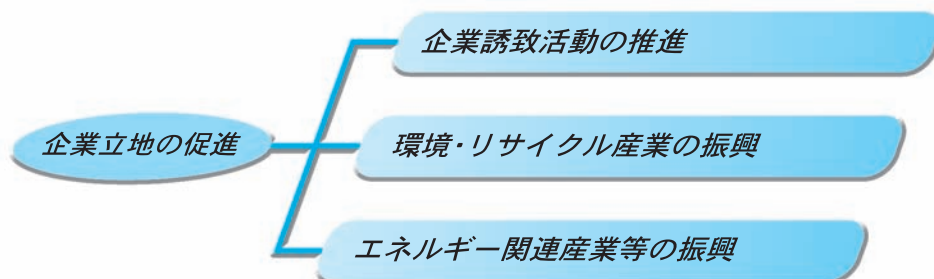
約85%となっており、環境・リサイクル産業関連企業等の立地を目的とした大牟田エコタウンへの進出企業は14社、分譲率は約43%となっています（平成22年8月現在）。これら現在分譲中の工業団地をはじめ、新たな工業団地を整備するとともに、基盤整備が進む三池港周辺の市内民間企業所有の工場適地や空き工場についても、積極的に企業誘致活動を展開していく必要があります。

- 起業、新規事業展開の促進策として、大牟田スタートアップセンターを全18棟整備し、初期投資の支援、地元への定着を図っています。また、エコサルクセンター内には研究室や分析室も整備し、研究開発支援や企業化の支援を行っています。
- 地球規模の環境問題を背景に、太陽光など再生可能エネルギーをはじめとする環境負荷の低いエネルギーの導入や、エコカーをはじめとする省エネルギー型の製品が注目されています。環境関連産業は新たな成長産業と位置づけられています。本市でも、大規模太陽光発電、LNG（液化天然ガス）サテライト基地、CCS（二酸化炭素分離回収実証施設）の整備が進められています。

基本方針

これまで整備してきた工業団地や都市基盤を活用した企業誘致を展開します。また、新しい産業の創造、起業化を推進するとともに、企業ニーズに合致した優遇措置の検討も行い、企業の立地を促進します。

施策の体系



主要施策

1 企業誘致活動の推進

企業ニーズを把握するためのアンケート調査や訪問活動、現地視察会の開催とともに、進出後のフォローアップとして、雇用の確保、工場建設、取引拡大等の支援を行います。

また、現在分譲中の大牟田テクノパーク、大牟田エコタウンをはじめ、有明海沿岸道路や三池港の整備などにより、利便性が高まっている三池港周辺を中心とした市内民間企業所有の工場適地や、空き工場への企業誘致活動について、関係各機関等との情報交換や連携強化を図りながら推進します。

さらに、三池港に近接する物流センター東部適地に新たな工業団地を整備するとともに、産業適地の調査検討も進めます。

2 環境・リサイクル産業の振興

環境・リサイクル産業については、今後、有明海沿岸道路や三池港も活用しながら、「大牟田エコタウンプラン」に基づき、エコタウンへの企業誘致、事業拡大、起業化支援を推進し、環境・リサイクル産業を振興します。

3 エネルギー関連産業等の振興

現在、取り組みが進められている大規模太陽光発電事業、LNG（液化天然ガス）サテライト基地整備事業を着実に定着させ、過去から未来へのエネルギー関連施設等をPRする大牟田市次世代エネルギーパーク等を通じ、エネルギー関連企業等の連携を促進し、本市のポテンシャルを市内外へアピールします。

また、水素エネルギー等のクリーンエネルギーも視野に入れた新たなエネルギー関連産業の振興に努めます。



メガソーラー大牟田発電所



大牟田エコタウン

第2章 地域の企業



おおむた産学官連環交流会

現況と課題

- 本市では、わが国の産業の近代化をけん引した石炭産業から発展した企業が事業を展開しています。特に化学工業においては、製造品出荷額等が全市の約半分を占めており、現在の主力産業となっています。本市の製造品出荷額等は、わが国の経済の低迷を背景に、平成14年には2,147億円に落ち込んでいましたが、以降は着実に増加の傾向を示し、平成20年では3,362億円まで伸びています。しかしながら、平成20年の世界同時不況は、本市の経済にも大きな影を落としています。
- 長く続いた国内経済の低迷や世界的なコスト競争の激化はもちろん、世界同時不況を背景に、地域の企業は、事業活動に大きな影響を受けており、生産設備の縮小や従業員の削減といった厳しい経営が続いています。本市の4人以上の製造業事業所数は、平成20年で174事業所、従業者数は7,469人となっており、10年前と比べても大きく減少しています。

- 地域の企業では、世界的な景気の低迷が続く中、生き残りをかけた事業運営等が喫緊の課題となっています。これからも厳しい競争環境が続くことが想定されますが、大手の事業所のみならず、中小企業の中にも高い技術力や製品開発力を持った企業があり、国内外での事業活動における活躍が十分に期待できます。今後も高い技術力を生かした事業の高度化や新分野への進出、市場開拓に対する取り組みを支援する必要があります。
- 本市では、これまで「地場産業創出・育成ビジョン」に基づき、各種協議会において産学連携の推進、技術高度化事業、販路拡大支援、情報化支援等を行ってきました。特に、市場競争力強化のため、地域の高等教育・研究機関や商工会議所などの経済団体等、関係機関との連携を強化し、医工連携など産学連携による具体的な技術連携や研究開発、人材育成を推進しながら、地域の企業の活性化や雇用の拡大を支援してきました。
- 市内事業所数については、特に大多数を占める中小企業において減少傾向が顕著で、経営の不振や後継者不足問題などが発生しており、地域経済全体が停滞しています。このような状況を改善するため、新規創業に対する支援、経営改善や後継者等の育成を図る必要があります。

基本方針

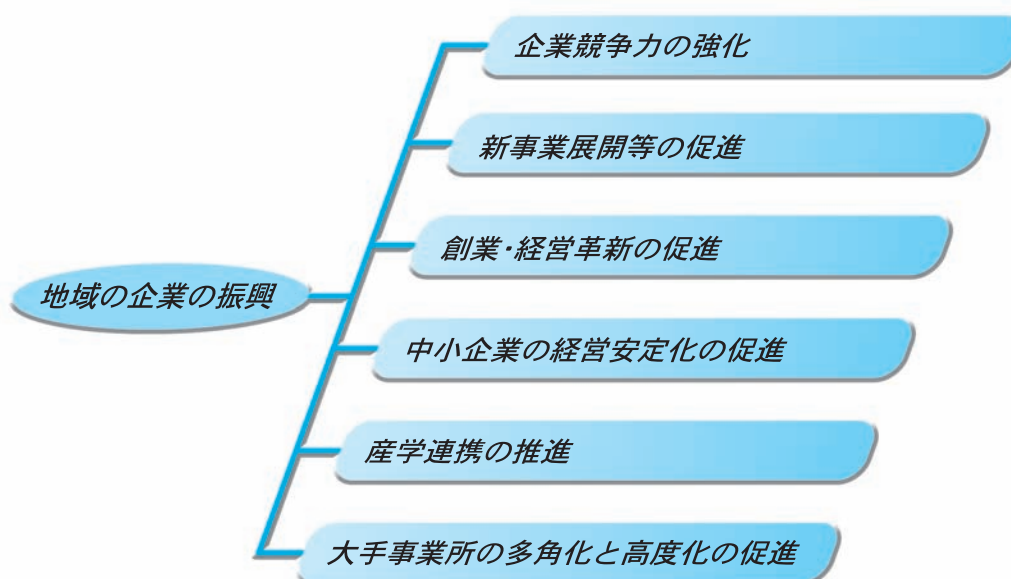
地域の中小企業の新規事業展開や新分野への進出、市場開拓に対する取り組み、大手事業所の事業の多角化を支援します。また、産学連携や産業支援機関などとのネットワークの強化により、機動性や独創性に優れた競争力のある企業の振興を図ります。

大牟田市における従業者4人以上の製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年 度	事業所数（所）	従業者数（人）	出荷額等（万円）
平成10年	236	8,630	24,634,509
平成11年	217	8,086	23,190,598
平成12年	223	7,890	23,628,463
平成13年	209	7,357	22,738,433
平成14年	189	6,564	21,473,383
平成15年	186	6,298	22,165,606
平成16年	170	6,266	22,923,331
平成17年	172	6,428	25,275,197
平成18年	161	6,272	28,265,378
平成19年	171	7,035	31,344,245
平成20年	174	7,469	33,623,141

資料) 大牟田市の工業

施策の体系



主要施策

1 企業競争力の強化

将来を見据えた技術の高度化、取引の拡大、人材確保・育成等が喫緊の課題となっています。大牟田市産業活性化推進協議会による各種ソフト事業をはじめ、大牟田自動車関連産業振興会活動を通じた関連産業への参入や取引拡大、企業合同面談会等の人材確保推進事業の実施、財団法人大牟田市地域活性化センターの取引拡大等アドバイザーの活用など、地域の企業の新技術、新製品開発、販路拡大、技術者の育成や人材の確保を支援し、企業競争力の強化を図ります。

2 新事業展開等の促進

付加価値の高い製品開発による新事業展開等が求められる中、地域における起業や地域の企業の新分野への進出については、スタートアップセンターや環境技術研究センター、企業化支援施設などの既存施設の有効活用を図り、ベンチャー企業、事業意欲の高い地域の企業を支援します。また、国、県、産業支援機関とのネットワークを強化するとともに、財団法人大牟田市地域活性化センター、商工会議所、高等教育・研究機関などとの連携を強化し、市場競争力のある企業の育成のため、地域の企業の技術高度化や新たな事業展開等を促進します。

3 創業・経営革新の促進

地域経済を再生するためには、中小企業をはじめとする事業所が創出されることが重要であり、事業家を掘り起こし段階に応じた総合的な支援により、新規創業の促進を行います。また、中小企業間の競争が激化する中でも、多様化するライフスタイルや消費者ニーズ、ICT（情報通信技術）の発展等に対応しつつ競争の中を生き抜けるよう、時流をとらえた新事業の創出や業種・業態の転換を促進します。

4 中小企業の経営安定化の促進

経営規模が小さく信用力が弱い中小企業等を対象として、事業に必要な運転資金及び設備資金等の融資制度を実施し、資金調達支援に取り組み、企業の自立及び経営安定化を促進します。

5 産学連携の推進

大牟田市産業活性化推進協議会、有明広域産業技術振興会、財団法人大牟田市地域活性化センター等と連携し、地域の企業と有明工業高等専門学校、福岡大学をはじめとする高等教育・研究機関との研究開発、研究実証等を支援することで、地域の企業の製品の高付加価値化、研究開発力の向上等を促進します。

また、成長産業等における産学連携を推進するため、財団法人大牟田市地域活性化センターの機能充実を検討するとともに、国、県等の支援を活用しながら、産学それぞれのニーズと新しい技術の融合を図ります。

6 大手事業所の多角化と高度化の促進

大手事業所の新たな設備投資に向けた協力、連携を図り、多角化と高度化を促進し、企業活動の活性化を進めます。

第3章 商業・サービス業

第1節 商業・サービス業



いきいきふれ愛あきない祭り

現況と課題

- 商業を取り巻く環境は、ICTの進展やライフスタイルの多様化などを背景に、大きく変化し続けています。

特に、インターネットを利用した通信販売の売上高は、実店舗での売上げを上回っており、また、モータリゼーションの普及や交通網の発達による郊外型大型店の増加は、消費者の行動範囲を広域化させると同時に、都市間競争を激化させています。

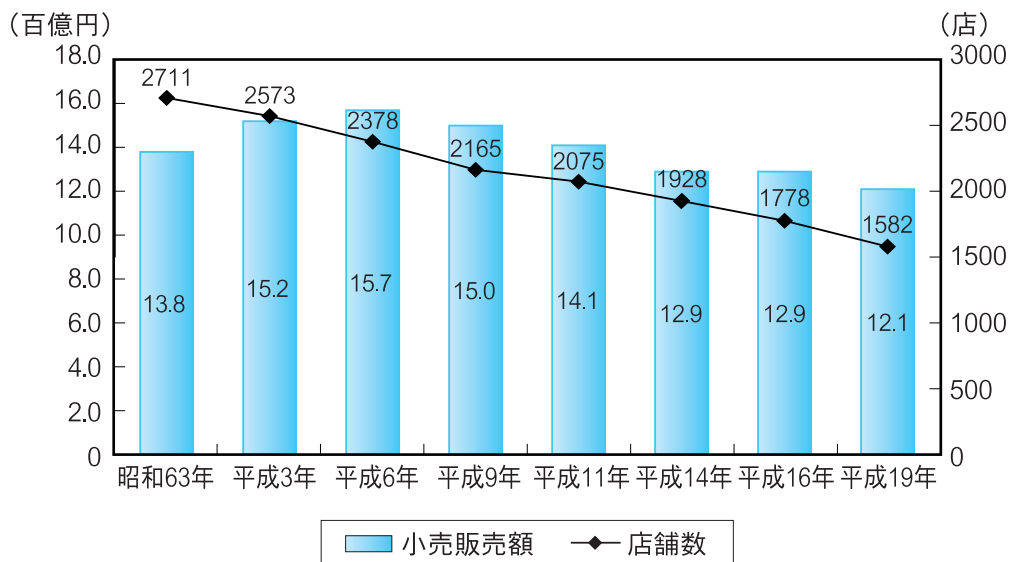
- 人口減少が続く本市では、消費者そのものの数が減少している一方で、市内各地に大型店が新規に立地し、地域の商店街への来街者は減少を続けています。また、世界同時不況等の影響による消費需要の低下も加わり、総体的には卸売業、小売業の販売額、店舗数はともに減少し、なかでも、中小の店舗等の減少が顕著になっています。

特に、生鮮食料品等の買い物は、高齢者にとっては日常生活にかかわる重要なことで

あり、地域商店の衰退は、高齢者の日々の買い物にも支障を生じさせつつあります。

- 中心商店街においては、百貨店等の撤退により、空き店舗の増加や来街者の減少が進んでおり、まち全体の活気を低下させる要因となっています。その一方で、マチなか文化講座や市民交流ギャラリー等のソフト事業、コミュニティスペースの設置など新たな取り組みが展開されており、さらには、地域住民やNPO（民間非営利組織）などの多様な主体との広範囲な連携が模索されています。
- 産業構造の転換や国際化、ICTの進展、少子高齢化の流れの中で、従来以上にサービス業のニーズは高まっています。本市では、特に高齢化の進展、介護保険制度の利用拡大に伴う福祉関連サービス、生活支援サービスの需要が増大しています。

大牟田市における小売販売額、店舗数の推移



資料) 経済産業省「商業統計表」

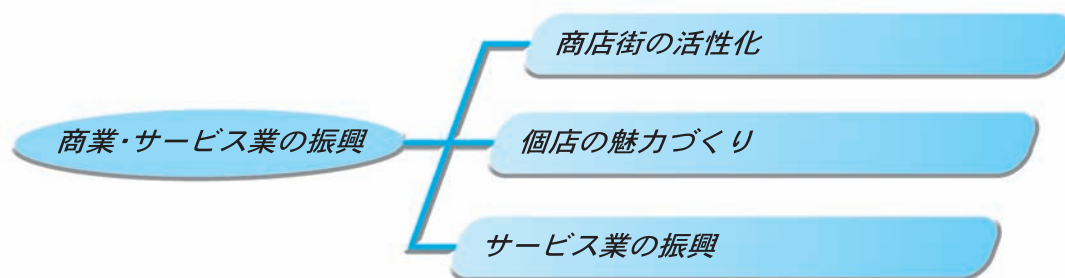
基本方針

商業については、商工会議所などの団体との連携により、「地域商業計画」に基づく商業振興施策を展開し、個性豊かで活力ある地域商業の振興を図ります。

また、地域の商業を担う人材の育成や経営基盤の強化についても支援していきます。

今後もニーズが増加すると考えられるサービス業については、高齢化が進行している本市の特性に応じた福祉関連サービス、生活支援サービスをはじめとして、さまざまな分野のサービス業の振興を推進します。

施策の体系



主要施策

1 商店街の活性化

市内各地域の商店並びに商店街を、単なる買い物の場所としてのみならず、生活する上での拠点として、地域の生活者が安心して買い物できる環境づくりやきめ細かいサービスの提供を促進していくことにより、大型店や郊外店とのすみわけを支援します。

中心商店街については、学校等の教育機関や福祉関連団体と連携した空き店舗対策を実施するとともに、にぎわいを演出するイベントの開催を促進し、商店街の主体的・自立的な事業活動を支援します。また、中心市街地の活性化を計画的に図り、「街なか居住」や職住近接型の良質な市街地住宅の供給、文化・福祉活動の拠点づくりなど、総合的な取り組みを推進します。

2 個店の魅力づくり

個店が、販売形態の多様化や大型店・チェーン店の増加により激化する販売競争を生き抜いていくためには、個店独自の魅力を高め、経営の強化を図ることが必要です。そのため、多様化する消費者ニーズを的確にとらえた、個性的な商品・サービスの提供、販売方法、店づくりなどの個店商店の魅力づくりの支援や一店逸品運動、さらには、商業者組織が独自企画で行う、大牟田にしかない逸品を創造する事業についても支援します。また、時流をとらえた新事業の創出や業種・業態の転換の促進を図ります。

3 サービス業の振興

I C Tの進展や高齢化の進展と合わせた福祉・生活関連サービス業の振興に努

めます。また、対事業所サービス、対個人サービス双方の今後の動向やニーズの把握に努め、地域ニーズに対応したサービス業の振興策を検討するとともに、福

祉、環境、まちづくり、情報サービスなど地域に根ざしたビジネスなどの育成にも努めます。



カルッチフェスタ

第2節 貿 易



三池港公共ふ頭貨物運搬の様子

現況と課題

- 三池港は、明治41年に三井鉱山の専用港として開港し、三池炭の積出港として長年にわたって利用されてきました。昭和26年に港湾法に基づく重要港湾の指定を受けた後、昭和46年に福岡県が港湾管理者となりましたが、石炭の輸移出が主力であったこの港は、一般貨物の移出入に対応する荷役施設やストックヤード、倉庫等の物流施設が不足し、後背地との関係が希薄であるという問題も抱えていました。
- 平成11年、県南地域における物流拠点として地域経済の活性化を図るため、三池港港湾計画が策定されました。現在までに、航路しゅんせつをはじめ、臨港道路、多目的クレーン、公共ふ頭等の整備が進められています。今後は、三池港インターまで延伸が予定される有明海沿岸道路等の広域アクセス道路網と連携した物流拠点としての活用、また、二酸化炭素排出が少ないといわれる海上輸送への交通手段の転換により、背後圏企業の環境負荷軽減につなげるためにも、三池港の整備を早期に進めていくことが必要です。

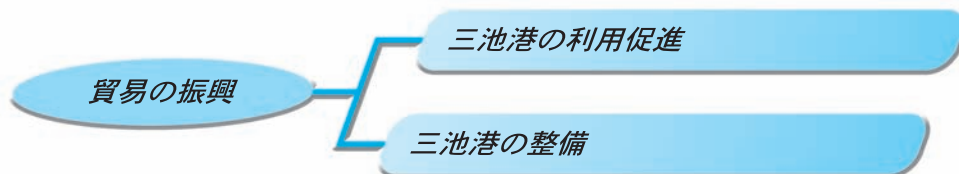
■ 三池港の利用促進は、今日までマイポートみいけ利用促進協議会と連携を図りながら取り組んできました。平成18年4月には、韓国釜山港との国際コンテナ定期航路が就航し、引き続き集荷を進めていく必要があります。世界同時不況以降、経済活動の低迷に加え、競合する他港との港湾間競争も年々激しさを増しています。このような中、中国経済の発展は、三池港にとっても利用促進のチャンスとなっています。

また、本市及び本市の周辺地域には、化学や木工に関連した多くの潜在的な貨物が存在しており、有明海沿岸道路の整備に伴うアクセスの向上により、三池港の需要拡大が見込まれます。

基本方針

三池港の整備を促進するとともに、国内及びアジアとの交易・物流拠点としての活用を図り、貿易の振興による地域経済の活性化を促進します。

施策の体系



主要施策

1 三池港の利用促進

中国や韓国をはじめとする東アジア諸国に近接した国際港湾としての利用促進を図るために、三池貿易振興会やマイポートみいけ利用促進協議会との連携により、荷主企業等へのポートセールスや外貿コンテナ定期航路の維持はもとより、週2

便化に向けた取り組みを進めます。また、貿易知識の向上及び普及促進を図るために、貿易実務講座及び経済セミナー等を開催し、貿易に関する情報の発信に努めます。

2 三池港の整備

三池港を福岡県南部地域の物流拠点、

そしてアジアから世界を結ぶ海のゲートウェイとしての利活用を促進するために、近年の輸送手段の高度化及び輸送船舶の大型化に対応した港湾整備を行い、物流

機能の充実を図ります。

また、九州自動車道や有明海沿岸道路といった広域アクセス道路網との連携により、さらなる物流の効率化を図ります。



国際定期コンテナ船

第4章 観光・イベント



三池の大蛇山（市指定無形民俗文化財）

現況と課題

- 観光・イベントの振興は、経済の活性化や雇用創出効果を生み出すほか、都市のイメージアップなどまちづくりに貢献します。個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、従来型の観光に加え、目的志向型の観光が広がりつつあります。また、少子高齢化の進展は、観光マーケットにも大きな影響を及ぼしています。
- このような中、本市では、平成13年度に大牟田観光協会と連携し、市内外の交流を促進し地域の活性化を図ることを目的とした「観光基本計画」を策定しました。現在、この計画に基づき、さまざまな観光振興策を推進しています。
- 市民の誇りであるおおむた大蛇山まつりは、本市のシンボリックな存在となっており、近年の観光客の入り込みに大きく貢献しています。しかし、この祭りは短期間のイベントであり、通年型の観光振興策の検討が課題となっています。

- 市内に数多く残る炭鉱関連施設は、わが国の産業発展に貢献した近代化遺産であり、三井三池炭鉱宮原坑跡をはじめとする三池炭鉱関連の施設も構成資産となっている「九州・山口の近代化産業遺産群」が世界遺産国内暫定一覧表入りを果たすなど、歴史的価値が高いものと評価されています。これらの近代化遺産について、本市の新たな観光資源として活用する方策を検討していく必要があります。
- 福岡県南部唯一の動物園は、レクリエーションの場、社会教育・環境教育の場、自然保護・種の保存の場として多くの人に親しまれており、入園者数も増加傾向にあります。
- 特産品、物産品については、大牟田物産振興会との連携により、物産展の開催や特産品のブランド化などを進めてきました。これらに加え、新たな特産品の開発を進め、そのPRに努めていく必要があります。
- 九州新幹線の全線開業や有明海沿岸道路の開通は、新たな人の流れが生まれる絶好のタイミングであり、近隣自治体との広域連携も図りながら、積極的な観光客誘致に取り組んでいく必要があります。

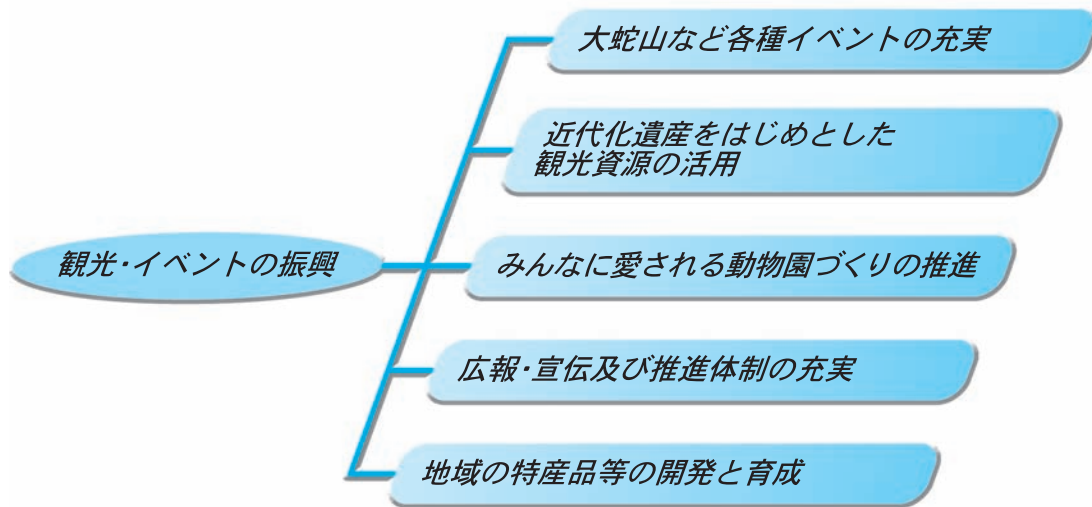
基本方針

「観光基本計画」に基づき、大牟田ならではの資源を生かすとともに、すべての人にやさしい観光地づくりを推進して、さらなる観光客誘致とリピーターの確保を図ります。大蛇山などの各種イベントの充実、動物園や普光寺の臥龍梅などの従来観光資源に加え、炭鉱関連の施設が世界遺産国内暫定一覧表に掲載されたことを受け、本市固有の資源としてその活用を図るほか、新たな特産品等の開発、PRに取り組めます。



大牟田市動物園 ホワイトタイガー

施策の体系



主要施策

1 大蛇山など各種イベントの充実

市民が主役となるおおむた大蛇山まつりのさらなる充実を図ります。また、各種イベントについてもその開発・充実に努めるとともに、地域の伝統行事として継承されている郷土芸能などの各種イベントについてもPRを強化し、観光客の誘致に努めます。

2 近代化遺産をはじめとした観光資源の活用

本市固有の財産である炭鉱関連施設の近代化遺産を活用した観光客の誘致と、それらを含めた広域的な観光ルートの設定に取り組みます。また、近代化遺産をはじめとした観光資源の活用と、そのために必要な整備を行います。

3 みんなに愛される動物園づくりの推進

動物と人との触れ合いを通じて、動物愛護思想の普及啓発、自然保護、体験学習ができるレクリエーション施設を兼ねた社会教育・環境教育の場として、地域に密着した愛される個性的なふれあい動物園づくりを目指します。

4 広報・宣伝及び推進体制の充実

観光客のニーズに基づいた観光地づくり、イベント開催、パンフレット配布等の広報活動を推進します。また、旅行会社や学校などに対し、最新の観光情報を発信するなどのPR活動を進めます。観光客の受入体制づくりとして、観光協会との連携、観光ボランティアガイドの育

成、市民のホスピタリティの醸成に努めます。

5 地域の特産品等の開発と育成

本市は、全国に誇れる有明海固有の水産加工品やかすてら饅頭、全国でも指折りの逸品である芝尾みかん、早出タケノコの産地でもあります。これらの地元産

品の認知度を高めていくとともに、商品のブランド化を推進していきます。

また、物産振興会と連携して、地元ならではの食材を生かした新たな地域特産品の開発を推進するとともに、各種イベントでの物産展の開催等を通したPR活動に努めます。



ふる里おおむた屋

第5章 農林水産業

第1節 農 林 業



米づくり農業体験

現況と課題

- 農業は、食料の安定供給や国土、自然環境の保全等、国民の生活に重要な役割を果たしてきました。しかし、農作物輸入の拡大を背景に、農業生産の減少、農業の担い手不足、消費者の食生活の多様化、農業経営に係る所得の低下などが全国的な問題となっており、農業をめぐる情勢は厳しいものとなっています。
- 本市は、農業者の減少や高齢化が進み、農産物を生産する労働力が低下しており、耕作放棄地が増加している状況にあるほか、イノシシ被害等により農地や山林が荒廃しています。
また、カドミウムによる汚染農用地に対しては、健全農地への早期回復が望まれています。

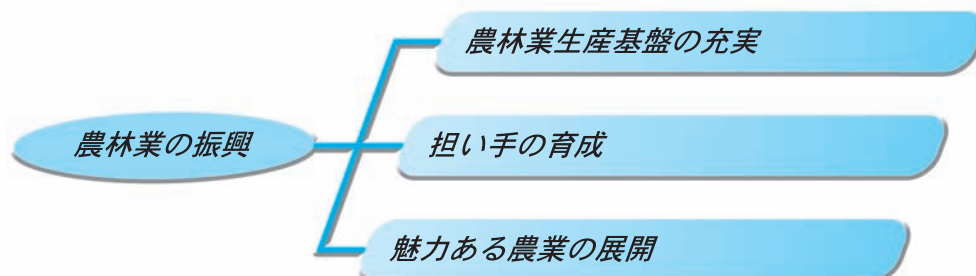
- 農業用施設は未整備な箇所が多く、農作物の栽培や営農意欲を著しく阻害しています。農業従事者は高齢者や女性が多く、老朽化した施設を改善する必要が生じており、農業生産基盤の整備が課題となっています。
- 国際化の進展により農産物価格は低迷し、本市の農業従事者は、平成7年からの10年間で半減し、現在では65歳以上が6割を占めています。高齢者の多くが近い将来引退することが見込まれ、農業労働力のぜい弱化の進行が懸念されています。農業生産を維持し、食糧の安定供給を図っていくためには、多様な担い手の確保と農業経営を継続し得る所得を確保することが、大きな課題となっています。
- 地元農産物を消費する地産地消は、市内7か所の直販所や大手スーパー、学校給食において取り組まれています。また、消費者との農作業体験等の活動を通して、地産地消の啓発も行われています。

基本方針

農業生産基盤としての農地や農業用施設の改良、認定農業者・集落営農組織の育成を図り、効率的で生産性の高い農業の実現に努めます。

また、農産物生産の維持・継続を図るため、機械・施設の整備、農地流動化、付加価値の高い農産品の開発を促進し、多様な担い手の育成、確保、地産地消の拡大を図り、農林業の振興に努めます。

施策の体系



主要施策

1 農林業生産基盤の充実

将来にわたり農地や山林の有効活用を図るため、農道・林道・水路・ため池等の農林業用施設の整備や土壌汚染農地の復旧を推進します。

また、荒廃した農地や山林については、生産活動の促進や集落機能の充実を図り、農地や山林の利活用の促進に努めます。

2 担い手の育成

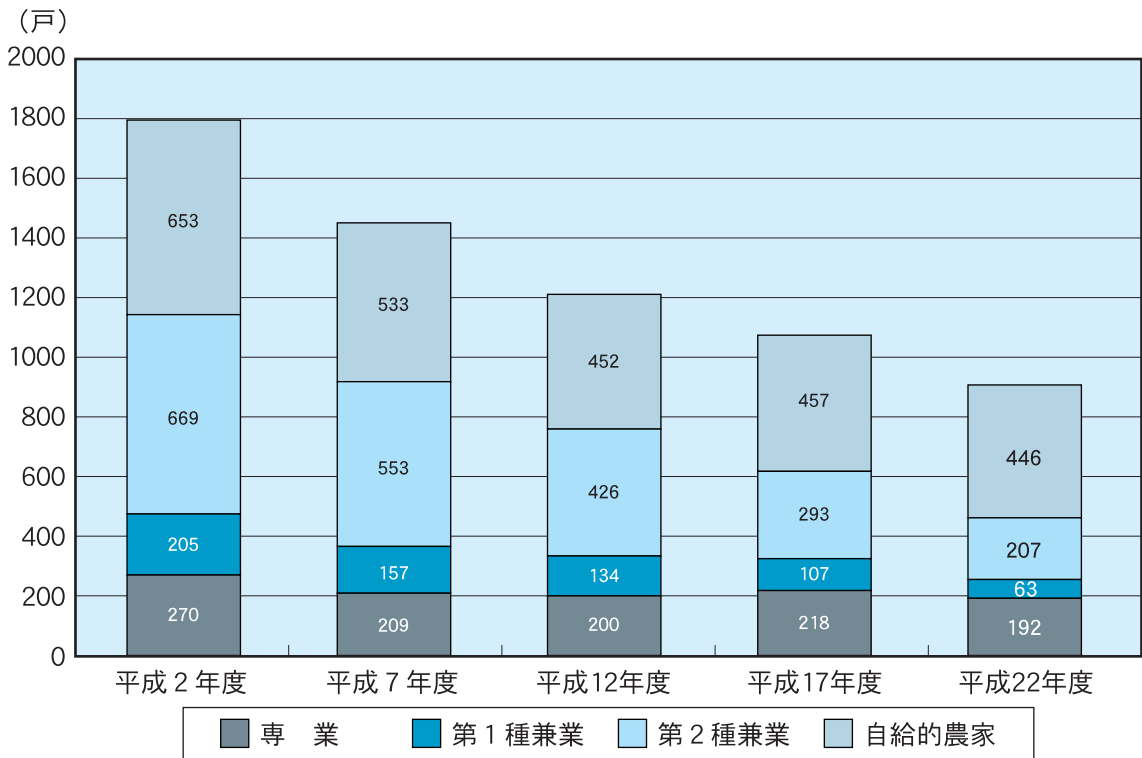
認定農業者の育成、確保や規模拡大を支援し、新規就農者や女性、高齢者の活

躍できる環境づくりに努めるとともに、法人化の推進により、集落営農組織の効率的な経営ができる生産体制を確立します。

3 魅力ある農業の展開

地場農産物の利用拡大など、地産地消の取り組みや付加価値の高い農産品の開発を進めるとともに、収益性の高い園芸農業の振興と消費者の農作業体験、市民農園などにより魅力ある農業を展開します。

専兼業別農家数（販売農家）の推移



資料) 農業センサス

第2節 水産業



のり養殖

現況と課題

- 本市の水産業では、のり養殖漁業と漁船漁業が行われています。その中でも漁業生産額の約80%をのり養殖漁業が占めており、本市の水産業の基幹となっています。有明海全体では日本全体の約50%を生産し、重要な地位を占めていますが、近年価格の低迷が続き、厳しい経営となっています。
- 漁船漁業においても、漁場環境の悪化による水産資源の減少の中で、生産量が減少しており、漁業者の減収となっています。現在は、福岡県有明海漁業協同組合連合会（漁連）が事業主体となり、福岡県や近隣自治体が連携し、クルマエビなどの種苗放流による栽培漁業が行われ、つくり、育てる漁業の推進を図っています。
- 有明海では、ごみの流入、栄養分の低下など、漁場環境の悪化が進んでおり、その改善が広域的な課題となっています。
- 漁業者の高齢化と後継者不足、不安定な漁家経営など厳しい現状の中、漁業者の生産活動と生活を守る漁業協同組合（漁協）も小規模零細で厳しい環境におかれ、その機能

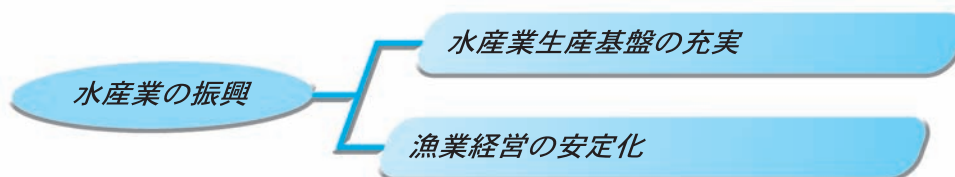
を発揮できない状況にあり、その改善が急務になっています。また、のり養殖漁業においては、生産コストの増大と販売価格の低迷などに伴い、のり加工協業施設などの整備が必要になっています。

基本方針

のり養殖漁業の安定化や種苗の放流による豊かな漁業資源づくりを進めるとともに、漁業施設整備の支援など漁業の生産基盤整備を行うことにより、水産業の振興を図ります。

また、福岡県、有明海沿岸の自治体との連携により、漁場環境の整備など有明海の再生に取り組みます。

施策の体系



主要施策

1 水産業生産基盤の充実

のり養殖漁業の安定を図るとともに、種苗の放流による豊かな漁業資源づくりを進めます。生産コスト削減、安全確保、作業能率の向上を図るため、漁協が行うのり加工協業施設、漁船の係留施設、荷揚げ施設等の整備事業を支援します。

また、魚介類の生息環境改善及びのり養殖漁業の振興を図るため、覆砂など漁場環境の整備に努めます。

2 漁業経営の安定化

漁協、漁連系統組織について、福岡県をはじめとする関係機関との連携の下に再編一本化を促進します。

また、現場指導を通じ、顕微鏡検査など、のり養殖に必要な基礎知識の指導を行い、優れた漁業者の育成を目指します。

主とする漁業種類別経営体数

年 度	のり養殖	刺し網	その他釣	採 貝	その他漁業	合 計
平成11年	141	21	16	5	7	190
平成12年	135	21	12	3	4	175
平成13年	124	13	16	3	5	161
平成14年	125	15	13	3	4	160
平成15年	80	10	56	5	6	157
平成16年	80	11	56	5	5	157
平成17年	76	11	52	5	6	150
平成18年	73	11	53	8	1	146
平成19年	-	-	-	-	-	-
平成20年	58	14	30	27	9	138

大牟田市漁業種類別生産高

(単位：t)

年 度	のり養殖	刺し網	釣	採 貝	その他	合 計
平成11年	3,440	46	9	86	37	3,618
平成12年	2,771	39	10	58	35	2,913
平成13年	1,642	26	9	5	30	1,712
平成14年	3,060	27	10	4	31	3,132
平成15年	1,449	26	12	19	51	1,557
平成16年	1,986	27	12	10	75	2,110
平成17年	1,861	26	13	14	35	1,949
平成18年	2,293	23	13	50	40	2,419
平成19年	2,628	64	11	50	88	2,841
平成20年	2,970	57	13	80	73	3,193

大牟田市水産物種類別生産高

(単位：t)

年 度	魚類計	水産動物計	貝類計	合 計
平成11年	14	57	107	178
平成12年	15	69	58	142
平成13年	13	52	5	70
平成14年	12	54	4	70
平成15年	14	56	38	108
平成16年	14	55	55	124
平成17年	15	58	14	87
平成18年	14	57	55	126
平成19年	59	42	112	213
平成20年	54	88	81	223



都市基盤の整備

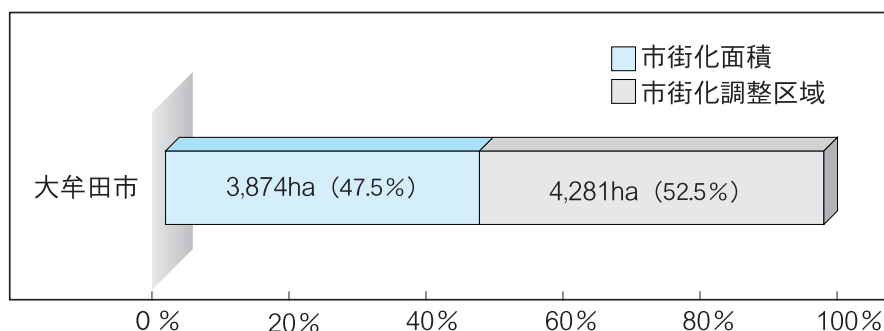
- 第1章 土地利用
- 第2章 市街地整備
- 第3章 道路
- 第4章 交通ネットワーク

第1章 土地 利 用

現況と課題

- 本市の市域面積は、古くから有明海の海面埋め立てにより拡大し、現在、81.55km²となっています。市街地の形成は、大正から昭和にかけての石炭産業の発展とともに進展し、重工業を中心とした土地利用がなされてきました。
- 本市では、昭和46年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を行いました。市域全域が都市計画区域に指定されており、このうち38.74km²が市街化区域に、残る42.81km²が市街化調整区域に指定されています。市街化区域の中では、工業系の用途地域が30.9%と他都市と比べ、多くを占めています。

大牟田市の市街化区域・調整区域面積（平成22年4月1日現在）



- 本市の土地利用は、都市計画法による適正な規制、誘導を進めてきましたが、産業構造の影響による工業系と住居系の用途が接している地域もあり、建物用途が混在する地域があります。
- 住居系の用途地域は、南北に広がっていますが、北部は民間による宅地開発に伴う市街化が進行しています。一方、南部は、炭鉱住宅跡地等の遊休地化が進むなど、低未利用地が広がるとともに、人口の減少が著しくなっており、バランスのとれた土地利用の誘導が課題となっています。

- 商業系の用途地域は、中心市街地と、そこから放射状に伸びる幹線道路沿線に集積しています。しかし、人口の減少に加え、郊外における沿道サービス型の店舗や大型店の進出等により、中心市街地では空き店舗が増加するなどの空洞化が進んでいます。商業の集積度が低下する中、土地の高度利用や効率的な土地利用が課題となっています。
- 工業系の用途地域は、鉾工業都市として発展した歴史から、市街地中心部に近い浅牟田地区と臨海部に集中しています。本市では、産業構造の転換に伴う企業の合理化等により発生した低未利用地の有効活用が課題となっています。
- 市街化調整区域である農地及び山林は、市街化区域を取り巻く形で市の北部及び東部地域を中心に広がっています。農地及び山林は、農林業の生産基盤としての機能に加え、水源かん養機能、防災機能、レクリエーション機能といった公益的機能も有していることから、都市計画との調整を図り、適切に保全、活用していくことが必要です。
- 本市における地籍調査は、一部の地域にとどまっていることから、土地の有効かつ合理的な利用を図っていく上で、地籍の明確化が課題となっています。

都市計画区域地区面積 地域地区（用途地域等）

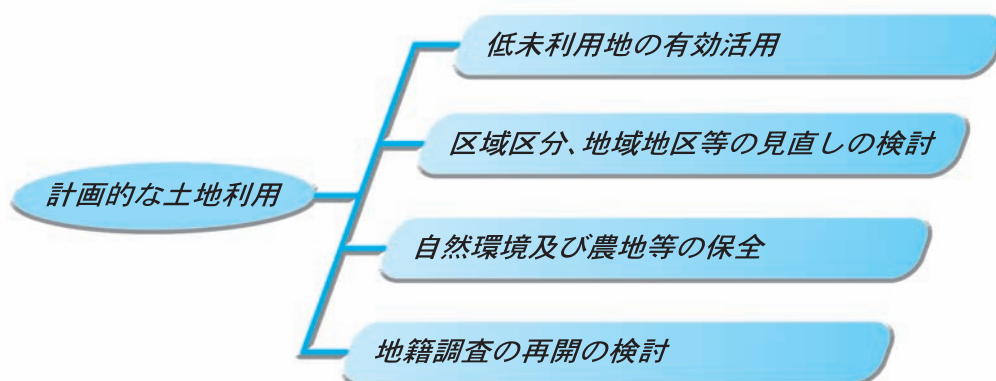
地 域	面積（ha）	地 区	面積（ha）
用途地域 （平成20年4月4日）	3,874	準防火地域 （平成8年4月1日）	331
第一種低層住居専用地域	286	商業地域	245
第二種低層住居専用地域	143	近隣商業地域	78
第一種中高層住居専用地域	373	第一種・第二種住居地域の一部	8
第二種中高層住居専用地域	54		
第一種住居地域	1,429	風致地区	76
第二種住居地域	69	（昭和45年6月14日）	
近隣商業地域	78	第二種黒崎風致地区	33
商業地域	245	第三種片平山風致地区	43
準工業地域	190		
工業地域	27	臨港地区	355
工業専用地域	980	（平成20年4月4日）	
		大牟田港臨港地区	11
		三池港臨港地区	344

（ ）内は、最終決定年月日

基本方針

土地利用に当たっては、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を目指し、計画的な土地利用を推進します。特に、人口の減少や少子高齢化等を背景とする都市構造の変化や社会経済情勢等に対応した計画的な市街地形成と、農地や自然環境の保全を図るために、「都市計画マスタープラン」で示されている、都市機能が拠点に集積するコンパクトで環境負荷の少ない都市づくりを目指します。

施策の体系



主要施策

1 低未利用地の有効活用

低未利用地は、良好な都市環境の整備を促進するため、土地利用の誘導手法を検討するとともに、民間活力の適正な誘導により、周辺環境との調和を図りながら、計画的な土地利用を促進します。

また、岬町地区については、ネイブルランド跡地の有効活用を含め、有明海沿岸道路のインター等交通結節点としての利便性を生かしながら、民間活力等による交流拠点としての整備を促進します。

2 区域区分、地域地区等の見直しの検討

良好な市街地形成と農地や自然環境の保全を図るため、現在の区域区分や用途地域等の地域地区を基本とした土地利用を推進します。

また、社会経済情勢や都市構造等の変化に的確に対応した土地利用を進めるため、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討し、適正かつ合理的な土地利用の実現に努めます。

3 自然環境及び農地等の保全

農地等の有効利用と生産性の向上を図るとともに、市民と行政とが協働しながら、緑や水辺の環境保全など市域全体にわたる自然環境の保全に努めます。

4 地籍調査の再開の検討

地籍を明確にし、土地利用の促進及び有効かつ合理的な利用を図るため、地籍調査の再開について検討します。



大牟田市の市街地

第2章 市街地整備

現況と課題

- 本市の市街地は、明治以降の石炭産業の発展とともに、鉄道、道路等の交通網の整備や各商店街及び事業所の集積に伴う都市機能の発達により、面的に拡大してきました。しかし、地域経済の縮小・低迷とともに、市街地の活力やにぎわいは低下しています。

- 中心市街地は、生活、商業、娯楽、交流の場の中心として発展してきました。しかし、本市の経済の低迷や人口の減少による空き店舗の増加など、まちのにぎわいが低下していることが問題となっています。

また、市の中央を南北に走るＪＲ鹿児島本線、西鉄天神大牟田線が中心市街地を二分しているため、市街地の面的な連続性が欠け、回遊性、利便性が阻害されています。駅周辺では、路上駐車や放置自転車・放置バイクがあり、交通、防災機能の低下や景観の悪化を招いています。



街なか居住の促進（優良建築物等整備事業）

- 古くから形成されている市街地は中心部においては、主に戦災復興による土地区画整理により整備され、都市の機能として一定の水準を保つようになっています。しかし、周辺部のスプロール化が進んだ地域や面的整備がなされていない地域では、行き止まり道路や狭あい道路が多い地区があり、健全な都市構成を阻害しています。

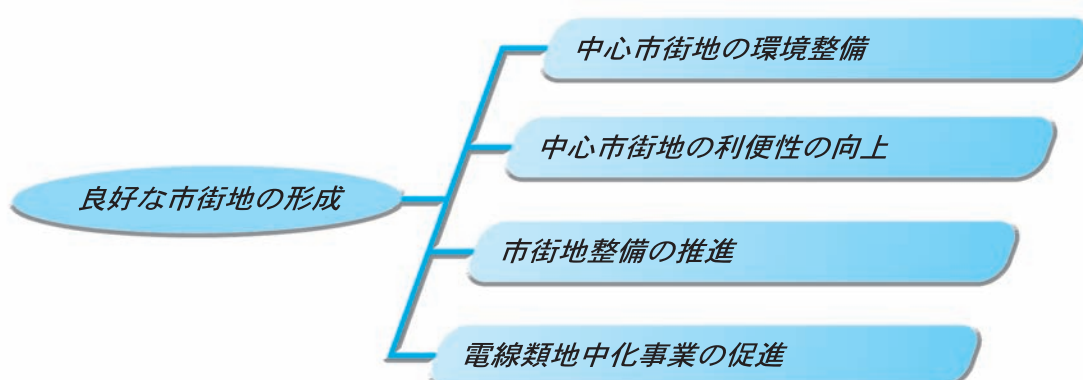
- 広域交通ネットワークの基盤として、九州新幹線が平成23年3月に全線開業します。新大牟田駅周辺では、新幹線の利便性を生かすとともに、自然環境と調和したまちづくりが望まれています。
- 市街地の整備に当たっては、ゆとりの空間や都市防災機能の確保とともに、やさしさあふれる街並み整備を進める必要があります。
- 市の中心部では、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の確保等を図るため、国道、県道の電線類地中化整備が進められていますが、さらなるゆとりの空間の創出には未整備区間の早期整備が必要です。

基本方針

良好な市街地形成を目指し、地域の特性を尊重し、市全域にそれぞれの機能をバランス良く配置し、安全で快適な都市環境の整備に努めます。

中心市街地では、商業の再生や都市型産業の創設、魅力ある街並みや交通環境の向上、交流空間の形成を図るとともに、人々が住み、いきい、安らぐ空間の創造により「街なか居住」への流れを生み出します。また、周辺地域では、自然との調和や快適な住環境を目指したまちづくりを促進します。

施策の体系



主要施策

1 中心市街地の環境整備

空洞化の著しい中心市街地において、人々が住み、働く場所を創出するために、民間活力の導入を図りながら、都心居住や職住近接型の良質な住宅の供給等「街なか居住」の促進に努めるとともに、にぎわいと活力を呼び戻すため、いこい、安らぐといった空間等の整備やさまざまな機能の導入について検討します。

2 中心市街地の利便性の向上

人に優しいまちづくりを進めるため、「交通バリアフリー基本構想」に基づき、歩道、鉄道駅、バス停等のバリアフリー化を進め、誰もが快適に生活できる都市空間の整備を目指します。また、違法駐車防止対策や放置自転車等防止対策を実施し、快適な道路空間の確保に努めます。

3 市街地整備の推進

新大牟田駅周辺地区においては、交通結接拠点として機能的かつ周辺地域と調和した良好な住環境を備えた市街地整備を進めます。

また、未整備地区の整備改善について検討します。

4 電線類地中化事業の促進

幹線道路である国道、県道では、市の中心部において街路灯や街路樹の整備に加え、縦横に張り巡らされている電線類を地中化し、一層の都市景観の向上を図るために、関係機関と連携し、さらなる整備を促進します。

第3章 道路



有明海沿岸道路

現況と課題

- 道路交通網の整備は、都市間の交流や経済活動の広域的な結びつきを強め、産業の振興や都市の発展に寄与するとともに、市民生活の向上と密接な関わりをもつ重要な課題です。
- 有明海沿岸地域を結ぶ地域高規格道路有明海沿岸道路の部分的開通により、本市中央部を南北に走る国道208号や主要道路の交通混雑の改善が見られます。しかしながら、広域的な交流の促進や企業誘致等による地域の活性化を図るためには、有明海沿岸道路の早期の全線開通が必要です。
- 九州新幹線新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点との連結を効率的にするためには、アクセス道路となる広域幹線道路の渋滞緩和や安全な交通を確保する幹線道路整備が必要です。

- 広域幹線道路やこれにアクセスする幹線道路の整備とともに、市民生活に密着した生活道路の整備も重要です。安全な通行の確保や利便性の向上が必要となっています。

また、市内に架かっている橋梁の一部には、建設後相当の年数が経過し、老朽化しているものもあり、調査、改善が必要となっています。

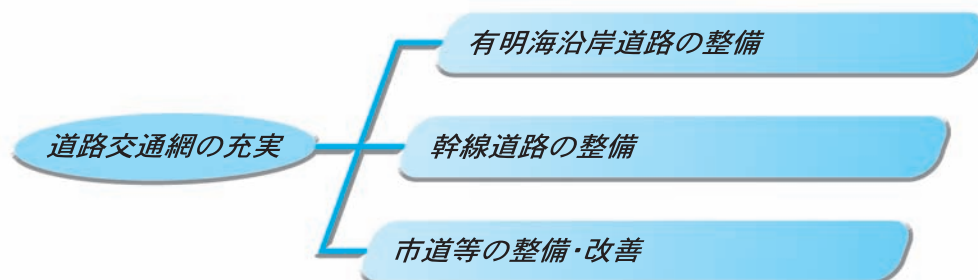
- 三井三池炭鉱宮原坑跡を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産本登録に向けた動きが進む中、これらと合わせ、本市に点在する近代化遺産のネットワークの強化についても検討が必要となってきます。

基本方針

有明海沿岸道路の早期全線開通と、これにアクセスする幹線道路の整備を促進し、道路交通網の整備に努めます。

また、市民生活に密着した生活道路については、安全で快適な道路空間の確保を目指し、整備を推進します。

施策の体系



主要施策

1 有明海沿岸道路の整備

有明海沿岸地域の広域的な交流や活性化を促進するとともに、三池港や佐賀空

港と一体となった物流の活性化を図るため、有明海沿岸道路の整備について促進します。

2 幹線道路の整備

本市の交通拠点を結ぶ幹線道路の交通混雑の緩和と安全な道路交通確保に向け、主要地方道南関大牟田北線、主要地方道大牟田高田線バイパスをはじめとする重要な幹線道路について、県と連携を図りながら整備を促進します。

3 市道等の整備・改善

市民生活に密着した生活道路については、舗装や側溝の改良を推進し、安全性や利便性、生活環境の向上に努めます。

また、主要な橋梁の中には、建設後相当の年数が経過しているものがあるため、点検、調査を実施し、修繕及び架替えを計画的に行い、道路の安全性の確保に努めます。



市道正山町浜田町線舗装改良工事（千代町）

第4章 交通ネットワーク



九州新幹線新大牟田駅

現況と課題

- 快適で利便性の高い暮らしができるよう、また、地域経済等の活性化によるにぎわいと活力あるまちを築くためには、広域的な交通ネットワークの充実に努めていくことが必要です。
- 本市には、国道208号及び389号などの広域幹線道路、ＪＲ鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道、重要港湾である三池港があります。さらには、有明海沿岸道路、九州新幹線があり、多様で広域的な交通ネットワークが形成されています。
- 三池港は、福岡県南部地域唯一の重要港湾としての発展が期待される物流拠点港です。三池港の整備は、地域経済の活性化策として、国、県、市、地元関係者が一体となって取り組んでいる重要な施策です。交通結節点としての重要性が高い三池港の整備により、有明海沿岸道路等と連携した広域的な物流ネットワークが構築され、新規産業の創出とともに、港周辺の工場適地をはじめ、大牟田エコタウンや大牟田テクノパークへの企業

立地が期待されます。

また、三池港は、有明海の良好な自然景観を望む場所であり、三池港周辺に点在する近代化遺産との一体的な利活用が必要となっています。

- 九州新幹線は、地域の振興や活性化に大きく寄与するとともに、九州はもとより本市の公共交通を支える新しい広域交通ネットワークとして期待されています。ＪＲ鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線は、本市と福岡都市圏、熊本都市圏を結ぶ重要な輸送機関で、通勤、通学等に大きな役割を担っています。しかし、両鉄道とも、本市における乗降客数は、減少傾向にあります。

また、ＪＲ鹿児島本線は、九州新幹線全線開通後も引き続き利便性が確保されることが望まれています。

- バス交通は、日常生活に重要な役割を果たしていますが、利用者の減少で、路線の見直し等が進められています。そのため、バス路線の維持、確保と利便性の向上の検討が必要です。

基本方針

市民生活や産業活動などの都市活動を支える重要な交通基盤として、三池港をはじめ、交通ネットワークの整備を促進し、住みよい快適なまちづくりに努めます。

施策の体系



主要施策

1 三池港の整備

三池港港湾計画に基づき、国内及びアジアとの交易・物流拠点港としての整備促進に努めます。さらに、有明海沿岸道路等と連携を図ることで、大牟田エコタウンと結節する総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）としての機能の高度化を図ります。

また、にぎわいと魅力ある交通結節点として、港周辺の近代化遺産や自然豊かな有明海の景観等と調和した親水性の確保や、市民がいきいき、うるおう交流の場を創出するために港湾緑地整備を促進します。

2 市民生活の利便性向上

市民の身近な交通手段である鉄道やバス等の公共交通ネットワークの確保を図るため、国や県、関係機関等と連携を図りながら、利便性の向上、利用促進等の取り組みを行います。九州新幹線については、新大牟田駅の交通結節機能の強化に努めます。ＪＲ鹿児島本線については、近距離交通の手段としての利便性の確保に努めます。また、西鉄天神大牟田線については、全線複線化に向けた啓発や関係機関に対する要望活動等を行います。

バス交通については、地域の実情や利用者のニーズに応じたバス路線の維持、確保に努めます。



三池港航路しゅんせつ



生活環境の整備

- 第1章 住宅・住環境
- 第2章 公園・緑地
- 第3章 上水道
- 第4章 下水道
- 第5章 河川
- 第6章 環境
- 第7章 安心・安全

第1章 住宅・住環境



新地町公営住宅

現況と課題

- 住宅・住環境は、市民の暮らしにとって重要な生活基盤であると同時に、まちを形成する基本的な要素です。そのため、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して安全に生活できる潤いのある生活空間を整備することが重要です。
- 本市においては、平成20年10月現在、全戸数の約60,000戸のうち約9,400戸が空き家となっており、空き家の利活用や定住安定化を進める住宅政策の推進が課題となっています。民間住宅における高齢者等に対応した住宅整備の普及・啓発を行っていく必要があります。
- 市営住宅は、終戦後の住宅難や核家族化による世帯数の増加を背景に、住宅に困窮する低所得者の需要に対応するために整備しましたが、経年により老朽化が進行しています。昭和59年に着手した北部地区公営住宅建替事業は平成19年度で完了し、現在は中部地区の建替事業を進めています。建替事業に合わせ、住宅のバリアフリー化を進めるな

ど、高齢化等への対応も行っています。

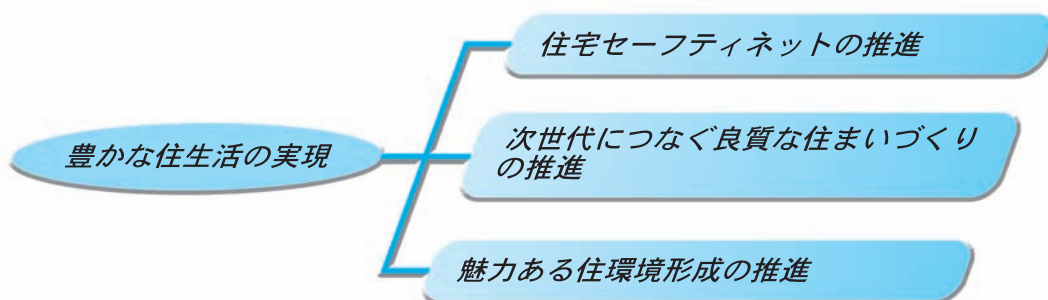
- 新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震による建築物の倒壊被害などが発生し、住宅の耐震性能の確保が問題となっています。市民が安心して暮らせるよう住宅の耐震化に対する啓発及び耐震改修促進に努める必要があります。
- 中心市街地の人口は減少から横ばいになりつつありますが、空き店舗が目立っており、生活利便性を生かしたコンパクトな市街地形成によって、人口の回復を図ることが必要です。

基本方針

市民が健康で生きがいのある文化的な生活を営むことができるように、「住宅マスタープラン」に基づき、潤いのある生活環境の整備を推進します。

市営住宅については、住宅のセーフティネット整備の一環として、安全性や防災性に配慮した整備に努めます。

施策の体系



主要施策

1 住宅セーフティネットの推進

誰もが安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進のために、民間事業者と協働で高齢者や障害者等が円滑に入居できる民間住宅の整備、登録等を推進し、公営住宅とともに重層的で柔軟な住宅のセーフティネットづくりを進めます。

また、老朽化した中部地区及び東部地区の市営住宅の建て替え並びにストック改善を行うことにより、入居者の安全性、利便性の向上及び住環境の改善を行います。

2 次世代につなぐ良質な 住まいづくりの推進

住宅を、世代や家族を越えて社会全体

の資産として活用していけるよう、長期優良住宅の整備、既存住宅のリフォーム、住宅の防災性能及び環境性能の向上の促進を図り、長く使われる良質な住まいづくりを進めます。

3 魅力ある住環境形成の推進

近年の安心・安全のニーズの高まりを踏まえ、誰もが安心して暮らせる住環境づくりを目指します。また、都心の利便性を生かした「街なか居住」を推進し、幅広い年齢層に支持される市街地形成を図り、住むことの楽しさや安らぎを感じることができる魅力ある住環境づくりを進めます。

第2章 公園・緑地



人生記念植樹（諏訪公園）

現況と課題

- 公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動の場、身近ないこいと安らぎの場、また、近隣や広域的な交流の場、さらに、地震等の災害時における避難場所など、市民生活において多様な役割を果たしています。
- 本市では、「緑の基本計画」を基本として、「緑を守る」「緑をつくる」「緑とともに生きる」をキーワードに公園や緑地の整備を行っています。
既存の公園には、老朽化が進むところも多く、安心・安全の確保や利便性を踏まえた再整備が喫緊の課題となっています。
また、快適で文化の薫り高い緑と花のまちづくりを実現するために、公園をはじめとする都市の緑を地域の財産としてとらえ、その保全や管理については市民、企業、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。
- 街区公園などの身近な公園では、高齢化や少子化等による生活スタイルの変化により、

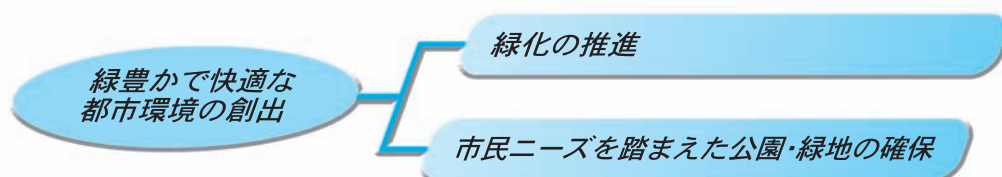
公園が有している機能との隔たりが生じています。今後は、少子高齢化や市民ニーズに合った公園整備を進めていく必要があります。

- 緑の豊かさを実感し、公園への愛着心と地域コミュニティ活動を促すために、公園愛護会をはじめとする市民ボランティアやNPO等の自発的な活動を支援していくことが必要です。

基本方針

緑あふれる快適で安らぎのある都市環境の創出が求められており、「緑の基本計画」に掲げる緑の将来像である美しい緑と花のネットワークの形成を実現するために、市民、企業との協働により緑化を推進します。

施策の体系



主要施策

1 緑化の推進

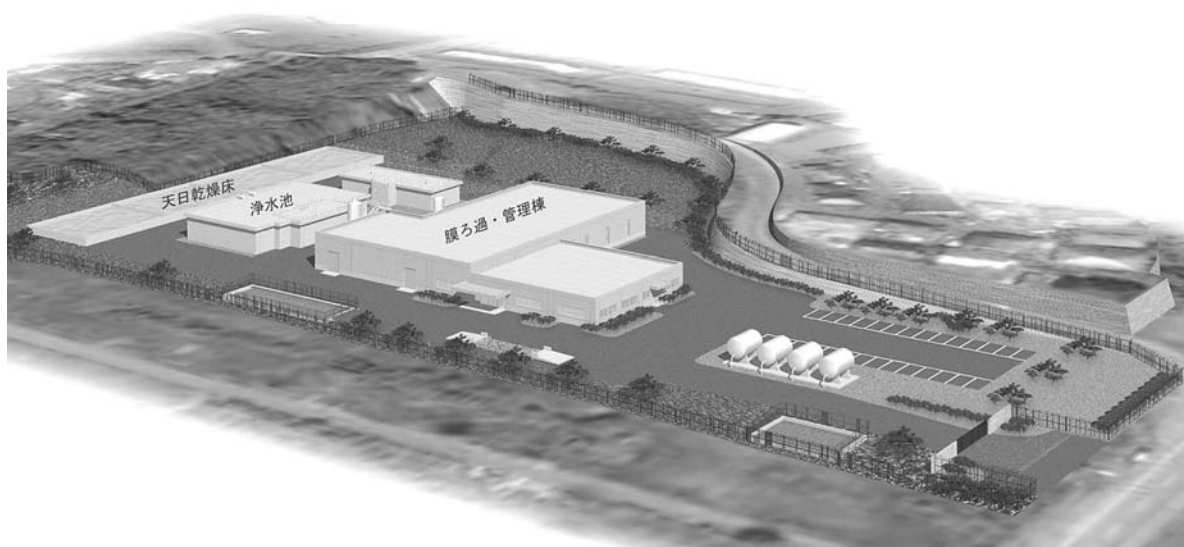
緑豊かな潤いのある都市環境を創出するために、緑化イベントや環境学習をはじめとする各種啓発事業を積極的に展開していくとともに、保存樹、保存林の指定や、工場、事業所等の緑化の推進など、緑の保全、育成を市民、企業と協働で取り組み、総合的な緑化の推進を図ります。

2 市民ニーズを踏まえた公園・緑地の確保

快適で緑豊かな都市環境を形成するとともに、地域コミュニティの場、安全で安心ないこいの場として市民の健康の増進を図るため、市民ニーズを踏まえた公園緑地の整備やリニューアルを行います。

また、公園施設の長寿命化を目指し、効率的かつ効果的な維持管理に努めるとともに、市民参加による公園愛護活動を積極的に支援します。

第3章 上水道



ありあけ浄水場完成予想図

現況と課題

- 本市には、市水道事業（市水）と三池炭鉱専用水道（社水）の二つの水道が存在しています。二つの水道が存在することによって、全市民を対象とする水道サービスにおいてさまざまな不均衡が生じており、その解消は長年の課題となっていました。継続的に取り組んできた社水の市水への一元化については、平成10年度からは国の財政支援を受け、社水地域へ新たに配水管網を整備する拡張方式で行うことにより、市水への切り替えが大きく進ちょくし、平成20年度には一般有料給水家屋の市水への切り替えが完了しました。残る補償給水家屋等については、当事者間の補償問題解決後に、市水への切り替えを行う予定です。
- 既存水源の水質変化に伴う取水制限や不安定な水利権等の課題を解決し、水道一元化の推進等による将来の水量不足に対応するために、平成24年度に完成予定の大山ダムによる福岡県南広域水道企業団からの受水の増量と合わせ、熊本県工業用水の一部を転用する形で新たに安定した原水を確保しました。この原水を浄水するため、平成24年度の

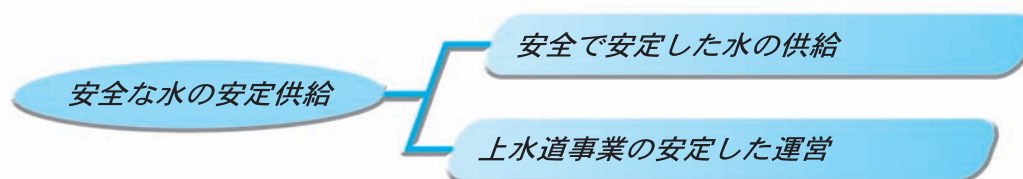
給水開始を目指して、将来の水質変化にも対応できる新しい技術である膜ろ過方式による浄水場を、熊本県荒尾市と共同で建設を推進しています。

- 本市の水道は、創設以来90年近くが経過しており、老朽化した送配水管等の水道施設の更新や配水管網の再構築等が重要な課題となっています。老朽化した送配水管等は、にがり水や出水不良、破損事故等の原因となっており、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や管路の耐震化が必要となっています。このため、平成21年度からは国の補助採択を受け、配水管網の再構築や管路の耐震化等の取り組みを進めています。
- 水道事業の経営は、独立採算が法制化されています。本市の水道事業経営は、水源地が遠いため、施設整備に多額の費用を要しました。加えて、老朽施設の改築や更新、未給水地域の解消等の課題を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。

基本方針

安全で安定した水を供給していくため、共同浄水場の建設及び老朽施設の改築や更新等を進めます。合わせて、公営企業として安定した事業運営に努めます。

施策の体系



主要施策

1 安全で安定した水の供給

これまでに確保できたより安定した原水をもとに、将来にわたって、安全で安定した水を供給していくため、計画的か

つ効率的に、共同浄水場の建設、老朽化した送配水管等の水道施設の更新、配水管網の再構築、管路の耐震化、未給水地域対策等を進めていきます。

2 上水道事業の安定した運営

平成20年度に策定した「地域水道ビジョン」に掲げる諸施策を確実に実行することで計画的かつ効率的な事業運営を行い、

将来にわたる水道使用者の負担が公平となるように努めます。水道事業の制度については、国庫補助制度の拡充や採択基準の緩和等、制度の改善を要望します。



水源かん養林の植樹

第4章 下水道



北部浄化センター 最終沈澱池

現況と課題

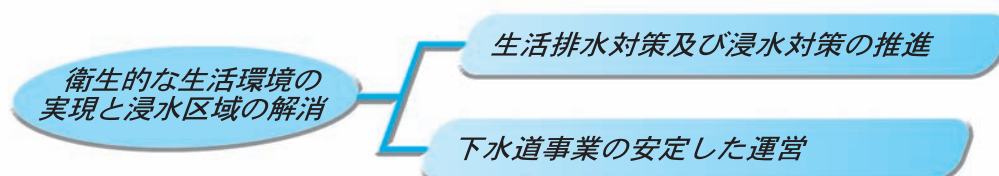
- 下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図り、安心で安全、衛生的な市民生活を確保する上で重要な社会基盤です。本市の公共下水道は昭和32年に事業を開始していますが、大雨により浸水しやすい地形であるため、浸水対策を優先的に進めてきたことから、汚水の整備は遅れている状況です。本市の下水道普及率は平成21年度末で42.1%であり、これは全国平均73.7%、福岡県平均75.7%に比べて低い水準にとどまっています。市民の生活排水対策の一つである公共下水道については、浄化槽等他の手法も含め、長期的観点から総合的に取り組んでいかなければなりません。
- 平成21年度末の本市の公共下水道整備区域内の水洗化率は、69.1%となっています。今後、水洗化の普及を図ることは、地域の生活環境の改善や公共用水域の水質悪化の軽減とともに、下水道施設の効率的な活用、使用料収入の増収につながり、下水道経営の安定化を図ることができます。水洗化の普及促進は重要な課題です。

- 下水道事業の着手から50年以上経過した現在、老朽化している施設が多く存在しており、施設の延命化を図るとともに、計画的な改築、更新を行っていくことが必要となっています。
- 本市の下水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計を導入し、独立採算として運営しています。下水道の整備に当たっては、長期の整備期間と多くの事業費を要し、また、地域のまちづくりの根幹的施設として行政政策と密接な関連性を有するものであることから、長期的な展望の下に計画的に実施していくことが重要です。このため、平成17年度に策定した「公共下水道経営戦略プラン」に基づいた諸施策を実施していますが、下水道事業会計の経営状態は依然として厳しい状況にあることから、適宜、経営改善状況を検証し、経営改善策等の検討が必要です。

基本方針

安心で快適な市民生活の確保、都市基盤の整備を図るために、効率的かつ効果的な下水道整備と老朽化した施設の計画的な改築、更新を行うとともに、水洗化の普及促進を推進し、健全な事業運営に努めます。

施策の体系



主要施策

1 生活排水対策及び浸水対策の推進

市民の生活排水対策の一つである公共下水道については、汚水整備が他都市に比べて遅れているため、地域の特性や効

率性を考慮しながら重点的に取り組むとともに、他の手法も含め、長期的観点から総合的に取り組みます。

雨水整備については、緊急度を考慮しながら各施設の整備を行い、浸水解消に

努めます。合わせて、老朽化した下水道施設の延命化を図り、計画的かつ効率的に施設の改築、更新を行います。

2 下水道事業の安定した運営

施設の効率的な維持管理、水洗化の普及促進等、効率的な事業運営に努めます。

また、「公共下水道経営戦略プラン」については、適宜、経営改善状況を検証し、更なる経営改善策等の検討を行い、安定した経営基盤の確保に努めます。

下水道事業の制度については、国等関係機関に対して、財政面や制度面での改善を要望します。

下水道普及率及び水洗化率（各年度末現在）

区 分		H19	H20	H21
行政区域面積 (ha)		8,155	8,155	8,155
行政区域内人口 (人)		129,549	128,128	126,592
処 理 面 積	全 体 計 画 面 積 (ha)	2,853	2,853	2,853
	各年度末までの累計面積 (ha)	942	1,011	1,077
	整備率 $\div \times 100$ (%)	33.0	35.4	37.7
処 理 人 口	計 画 人 口 (人)	86,100	86,100	86,100
	各 年 度 末 累 計 人 口 (人)	49,010	50,991	53,296
	普及率 $\div \times 100$ (%)	37.8	39.8	42.1
水洗化人口 (公表)	処 理 区 域 内 人 口 (人)	49,010	50,991	53,296
	各 年 度 末 水 洗 化 人 口 (人)	33,749	35,833	36,846
	水洗化率 $\div \times 100$ (%)	68.9	70.3	69.1

第5章 河川



手鎌野間川河川改修工事

現況と課題

- 本市域を流下する河川は、県が管理する二級河川7河川と市が管理する準用河川1河川、普通河川33河川があり、有明海に注いでいます。本市が管理する河川の多くは、こう配がゆるやかで川幅が狭く、構造上もぜい弱です。
また、近年の急激な都市化による田畑の開発で、保水、遊水機能が低下していることから、大雨時には、河川流量が増加し、浸水被害の要因となっています。現在、浸水対策の一つとして、河川や都市排水路の流下能力を高めるための改修事業を行っています。
- 都市排水路については、浸水箇所の解消や生活環境の改善に効果を発揮しますが、施設の老朽化や近年の都市化による生活雑排水の流入などによる水質悪化への対応が求められています。
- 河川や水路は、治水機能のほか、市民が水に親しみ、生活に潤いを与える空間としての役割も果たしています。整備、改修に当たっては、水辺環境の保全や親水空間の形成

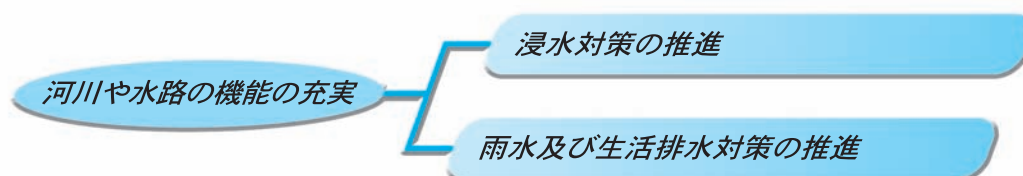
に努める必要があります。また、河川及び都市排水路の維持管理においては、地域住民の生活環境への関心の高まりもあって、特に、しゅんせつ、除草等への要望が高くなっています。

- 治水対策については、河川及び都市排水路の改修や公共下水道の事業を推進するとともに、宅地開発等に伴う調整池の設置指導を行っています。今後も、治水対策に対する総合的な取り組みを、関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

基本方針

浸水被害の顕著な河川について重点的に改修を進め、浸水被害の軽減と流域住民の不安解消に努めます。また、公共下水道事業や都市排水路の整備、貯留施設の設置など、関係機関との連携を図り、総合的な治水対策を推進します。

施策の体系



主要施策

1 浸水対策の推進

手鎌野間川、手鎌南川、峠川の河川改修事業を推進し、浸水被害が顕著な地域の浸水対策の緩和に努めます。また、大牟田川など県営河川の改修については、県と連携し、事業を促進します。

2 雨水及び生活排水対策の推進

雨水や家庭雑排水の速やかな排除を行うため、都市排水路の改修やしゅんせつ、除草などの維持管理に努め、公共下水道や浄化槽等適切な役割分担の下、市民生活の環境改善を図ります。

第6章 環境

第1節 環境保全



塩性湿地自然観察会

現況と課題

- 自然は、人間を含むすべての生物にとって大切な環境要素です。自然環境は、人的行為などにより、大きな影響を受けます。失われた自然を再生するには、多くの時間と費用が必要となります。現在、保水機能を備えた里地里山や森林の荒廃など、自然環境の変化が進んでいます。
- 今日の環境問題は、生活排水による河川の汚濁、工場や自動車などの排出ガスによる大気の汚れといった地域的な問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での問題まで多岐にわたっています。特に、地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。このような環境問題を解決していくためには、市民、事業者、行政など、それぞれが自らの役割を認識し、環境への負荷を減らすための取り組みを推進していくことが重要です。

- 本市の主要河川（４水系５河川）は、生活環境項目であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の環境基準が達成できない状態が続いており、川へ流れ込む生活排水が汚濁の主原因となっています。生活排水による汚濁負荷量の削減を目指し、下水道の整備と合わせ、浄化槽の普及促進に取り組んでいます。

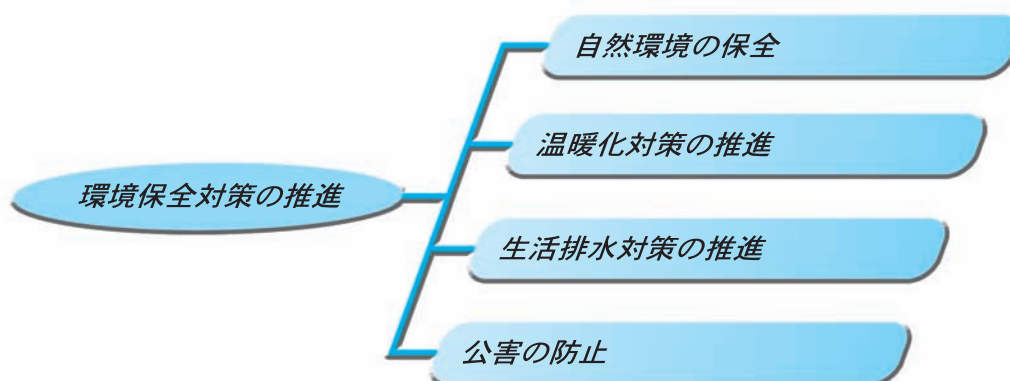
本市の下水道を含めた全体的な污水处理人口普及率は61.1％（平成21年度末）と改善されつつありますが、環境省などが発表した日本の総人口に対する割合で見た污水处理人口普及率の85.7％（平成21年度末）に比べると依然低い状況にあり、新たな手法の検討など総合的な対策が課題となっています。

- 工場や事業場のばい煙発生施設からの大気汚染、工場排水等による水質汚濁など産業型の公害が問題になりましたが、法律による規制や公害防止（環境保全）協定の締結等により改善、克服してきました。現在では、自動車交通による大気汚染や騒音、生活排水による河川の汚濁など私たちの日常生活や事業活動に伴う都市・生活型公害が問題となっています。

基本方針

市民や事業者自らが環境との共生に対する理解と認識を深め、自主的な取り組みを図っていく気運を醸成します。また、市民、事業者とともに「環境基本計画」に基づき、生活排水対策や公害の防止などの地域環境の保全及び地球温暖化対策などに取り組み、快適環境都市を目指します。

施策の体系



主要施策

1 自然環境の保全

豊かな自然環境を守り育てるため、自然環境の専門家によるモニタリング調査、環境学習、自然環境保全の啓発などに総合的に取り組みます。また、市民及び環境保全活動団体等との連携を図り、里地里山や森林の保全等の地域における環境保全活動を促進します。

2 温暖化対策の推進

市民や事業者などのエコ行動を促進することにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組みます。温室効果ガス削減の行動計画である「地球温暖化対策実行計画」は、地域の施策を含めた計画に見直し、市民との連携の下、推進を図ります。

3 生活排水対策の推進

環境学習や啓発などにより、環境問題に対する市民意識の向上に努め、日常生活に伴う汚濁負荷の低減に取り組みます。また、公共下水道の整備や、浄化槽の普及及び適正管理についての啓発指導に努めるなど、生活排水対策を推進し、公共用水域の水質改善を図ります。

4 公害の防止

大気汚染や水質汚濁等による公害を防止するため、大気、水質等の監視、指導を行います。特に有害化学物質については、モニタリング調査を行い、必要に応じて対策を講じます。また、新規進出企業等に対し、必要がある場合は環境保全協定の締結等に努めます。

第2節 環境衛生

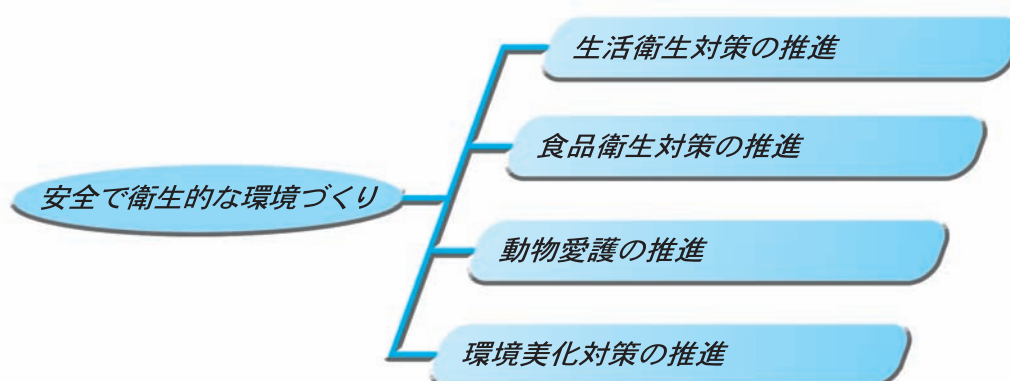
現況と課題

- 健康で文化的な生活を送るためには、清潔で衛生的な生活環境の中で日々安心して暮らせる環境づくりが求められています。このため、理容所等多くの市民が利用する施設への指導に努めています。
- 市民が健康で豊かな食生活を実践していくためには、食品の安全性の確保は必要不可欠なものです。しかし、近年、食中毒の発生、健康食品による健康被害、食品の偽装表示事件や輸入野菜の残留農薬違反等、食品の安全性や信頼性を揺るがす問題が相次いで発生しています。このため、本市では、「食品衛生監視指導計画」に基づいて効果的な監視指導を行うことにより、安全な食生活を送ることができるよう努めています。
- 近年のペットブームの中、市内には10,000頭近くの犬やさまざまな動物が飼育されていますが、動物の鳴き声やにおいなどによるトラブルの発生や飼育者の都合による遺棄が多く、生活環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。また、人と動物が共生するためには、動物由来の感染症を防止するための対策が必要です。
- 本市は、空き地、空き家が増加傾向にあることから、防犯面及び衛生面において、空き地等の適正管理を図る必要があります。このようなことから、条例に定める空き地等の適正管理について、市民周知を行うとともに、適正な指導に努めていく必要があります。

基本方針

市民や関係団体と協働しながら、生活環境の改善や食品の安全性の確保等、安全で衛生的な環境づくりを推進します。

施策の体系



主要施策

1 生活衛生対策の推進

理容・美容所、クリーニング店など、多くの市民が利用する施設に対する衛生指導を行い、衛生意識の向上による自主管理の徹底が図られるよう、助言等に努めます。

2 食品衛生対策の推進

食品取扱施設への立入検査や食品の検査を実施することで、安全性の確保を図るとともに、広報や講習会を通じて食品衛生に関する正しい情報を提供することにより、食品衛生上の危害発生の未然防止に努めます。また、食品検査においては、食品添加物や残留農薬等について、検査の充実に努めます。

3 動物愛護の推進

子どもと動物が触れ合う動物ふれあい教室や、動物園子犬ふれあい広場で行う子犬里親さがし等を通じて、生き物の温かさや命の大切さを啓発します。また、市民から寄せられる苦情や相談の現状を的確に把握し、動物の適正飼養の推進に努めます。

4 環境美化対策の推進

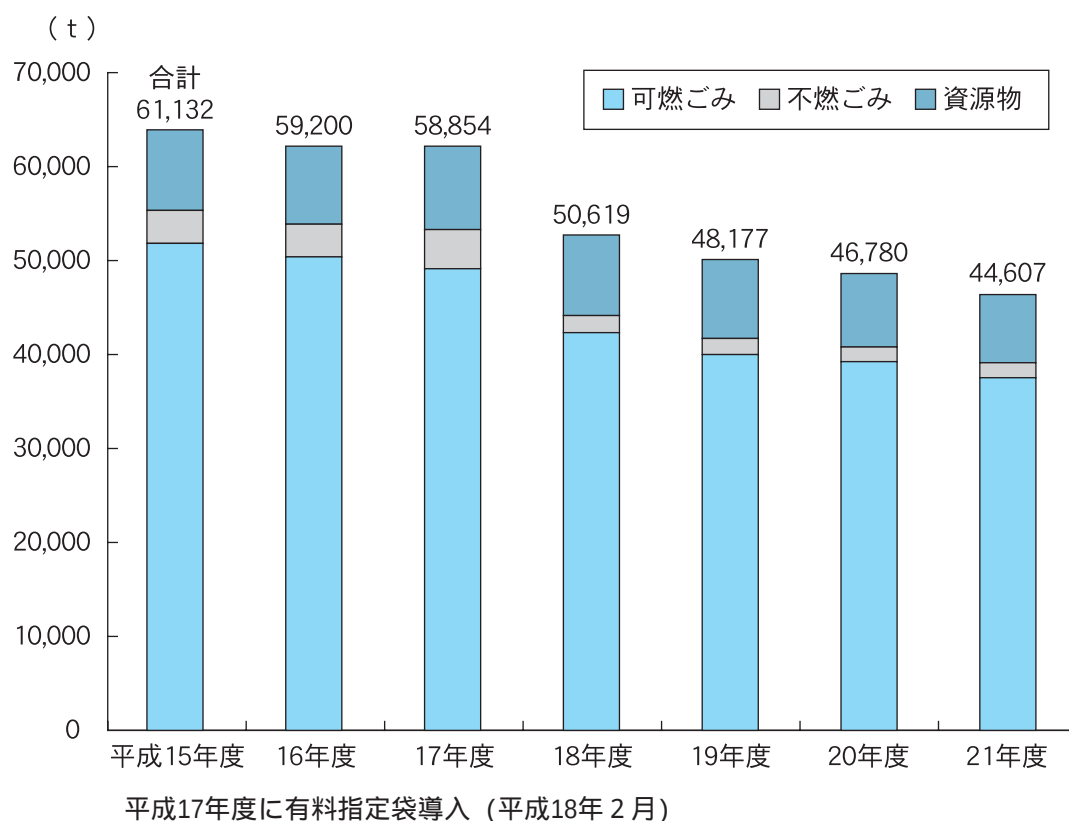
「空き地等の雑草等の除去に関する条例」に基づき、指導、啓発を行いながら空き地等の適正管理を促し、地域環境の保全及び安全で安心な生活環境の保持に努めます。また、空き缶やたばこのポイ捨て等によるごみの散乱を防止するため、市民参加型のクリーンキャンペーンの開催や広報を通して、環境美化に対する市民意識の向上に努めます。

第3節 廃棄物

現況と課題

- 高度経済成長期における大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルにより、大量の廃棄物がつくり出され、不適正処理等による自然環境破壊などの問題を引き起こしました。それらの問題を解決するため、循環型社会形成推進基本法が制定され、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R推進による廃棄物の減量化や資源化が全国的に取り組まれています。本市においても、3R推進のための施策の実施や市民や事業者の協力により、ごみの排出量は減少傾向にあります。引き続き廃棄物の発生抑制や適正な分別排出等に関する啓発を主体的に取り組み、減量化を推進するとともに、循環型社会の構築を図る必要があります。
- 廃棄物の不法投棄が各所で発生しており、撤去しても再び同じ場所に不法投棄される悪循環となっています。廃棄物の不法投棄等は、行為者のモラルの低下等により発生しているのが現状です。不法投棄等の不適正処理を防止するため、監視体制の強化と、市民の意識の向上を図るための啓発事業を進めていく必要があります。

ごみ処理の状況



- 人口の減少、公共下水道の整備による水洗化や浄化槽の普及により、生活環境が整備されていることから、し尿収集人口は減少傾向にあります。一方では、収集箇所の点在化や簡易水洗トイレの普及により、収集効率は低下しています。

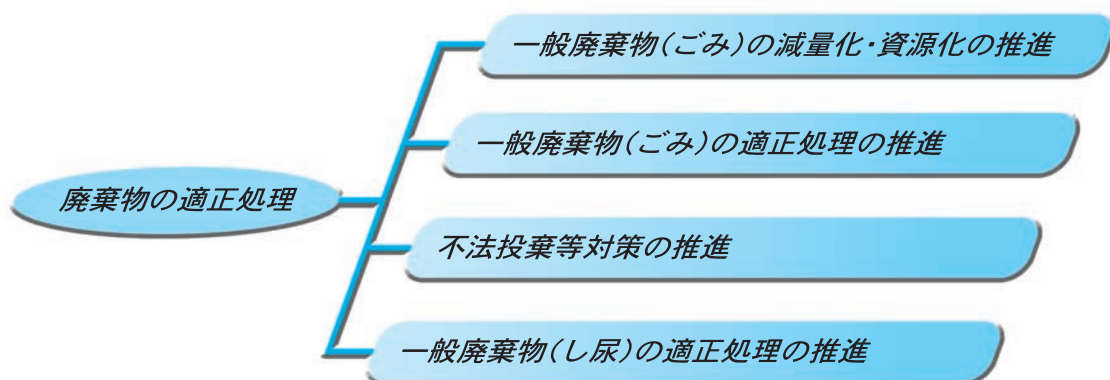
し尿処理状況

	汲取り量(kl)	浄化槽汚泥(kl)	総処理量(kl)	埋立処理(t)	可燃残渣(t)	堆肥(t)
平成15年度	109,212	35,427	144,639	42	1,398	716
平成16年度	107,556	35,019	142,575	14	1,292	712
平成17年度	106,576	36,260	142,836	15	1,354	577
平成18年度	105,723	37,672	143,395	48	1,365	508
平成19年度	101,812	37,817	139,629	14	1,238	501
平成20年度	98,944	37,216	136,160	13	937	457
平成21年度	96,053	34,608	130,661	12	908	430

基本方針

市民や事業者に対する啓発事業等を推進し、ごみの減量化、資源化をより一層進めるとともに、不法投棄等の不適正処理の防止対策を強化します。また、し尿の効率的な収集、運搬及び処理施設の安定稼働に努めます。

施策の体系



主要施策

1 一般廃棄物（ごみ）の 減量化・資源化の推進

市民一人ひとりの理解と協力による、ごみの発生抑制を基本とした、ごみ減量や分別の徹底を図ります。

市民への啓発等を重点とした、生ごみのたい肥化をはじめとするごみ減量、資源化事業など「ごみ処理基本計画」に基づいた施策を推進します。

2 一般廃棄物（ごみ）の 適正処理の推進

市民啓発を充実することにより、一般廃棄物（ごみ）の適正排出の徹底を促進します。処理施設については、適切な管理運営に努めるとともに、最終処分場の

更なる延命化を図ります。また、将来的なごみ処理方針について検討を進めます。

3 不法投棄等対策の推進

市内パトロールの強化や監視カメラの設置など、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

4 一般廃棄物（し尿）の 適正処理の推進

生活環境の保全のため、一般廃棄物（し尿）の適正処理を推進するとともに、処理施設の適切な管理運営に努めます。公共下水道への接続や浄化槽の設置を促進するとともに、市民や事業者に対する指導、啓発を行うことにより、効率的なし尿の収集を図ります。

第7章 安心・安全

第1節 消 防

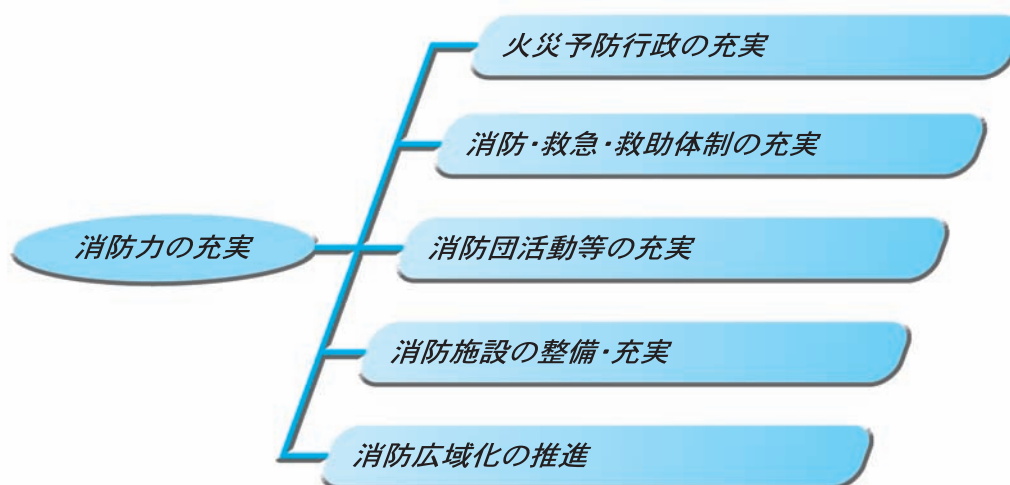
現況と課題

- 市の中心部に化学工場群、臨海部に石油タンク群があるため、これらの施設等で一旦災害が発生すれば、その対応が困難になることも予想されます。
また、市内の一部には、道幅が狭く消防車両が進入できない地域や木造住宅の密集地域もあります。このようなことから、市民の生命、身体及び財産を守るため、施設や資機材の整備を図るとともに、特殊災害や大規模災害に対応できる消防体制の強化が必要となっています。
- 本市では、高齢者の増加に伴い福祉施設が増大していること、また、建物火災の多くが住宅から発生していることから、病院、福祉施設等の災害時要援護者関連施設や住宅の防火対策を一層推進していく必要があります。
- 地域防災の要である消防団は、少子高齢化や人口減少が進む中、若手団員の不足など、団員の確保が困難な状況です。消防団の再編も含め、魅力ある組織体制づくりが課題となっています。
- 高齢化、世帯の少人数化及び単身化の進展、住民意識の変化等により、本市の救急出動件数は、ここ数年、年間5,000件を超えて推移しています。救急出動体制の整備や救急車の適正利用、受け入れ医療機関との密接な連携が必要となっています。また、救命率の向上のために、救急隊到着前の市民による応急手当の実施と、その知識の普及啓発が重要となっています。
- 現在の消防庁舎は、昭和35年に建設されており、老朽化が進んでいます。市民の安心で安全な環境を守るため、総合的な消防・防災活動の拠点としての機能の充実が課題となっています。
- 近年、災害の多様化や大規模化、住民ニーズの変化、高齢化及び人口減少社会への対応が全国的な課題となっており、その一環として、消防の広域化が進められています。

基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、火災の未然防止に努め、火災予防行政の充実を図ります。また、複雑・多様化する各種災害や、増加する救急・救助事案に迅速かつ適切に対応するため、消防の広域化を視野に入れつつ、消防力の充実・強化に努めます。

施策の体系



幼年消防クラブ大会



放水訓練

主要施策

1 火災予防行政の充実

防火対象物や危険物施設への予防査察及び違反是正を強化し、また、住宅や病院、福祉施設等の災害時要援護者関連施設の防火対策を積極的に推進することにより、火災の未然防止及び発生時における拡大の防止、被害の軽減を図ります。

2 消防・救急・救助体制の充実

あらゆる災害を想定し、各種災害対応マニュアル等の整備を行い、それに基づく訓練の実施により、消防・救急・救助体制の充実を図ります。

また、救命率の向上と傷病者の予後改善を目指し、救急救命士の養成や救急隊員の育成、各種装備や資機材の整備を図り、より高度な救急活動ができるように努めるとともに、医療機関との連携を強化していきます。さらに、市民に対しては、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当の普及啓発を継続的に行い、救急協力体制の充実を目指します。

3 消防団活動等の充実

若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、格納庫の建設や改修、最新鋭の消防車両への更新、資機材の整備を行い、地域防災体制の充実を図ります。

4 消防施設の整備・充実

消防庁舎については、市民の生命、身体及び財産を守る消防・防災の拠点施設として、その機能充実を図るため、「消防庁舎建設基本計画（仮称）」に基づき、建設推進に努めます。

また、資機材については、最新鋭の資機材の整備を図るほか、消防救急無線のデジタル化に向けて、消防指令業務の共同運用の検討を含め進めていきます。

さらに、消防水利の整備については、耐震性のある防火水槽等の設置を進めるとともに、消火栓の型式についても、近隣消防からの応援にも対応可能な全国規格に変更していきます。

5 消防広域化の推進

災害の多様化、大規模化や社会情勢の変化に対応するために、近隣の自治体と協力し、消防の広域化について検討を進めます。

第2節 防 災

現況と課題

- 平成21年7月の中国・九州北部豪雨をはじめとして、近年、全国各地で集中豪雨、地震等の自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。こうした自然災害から市民の生命と財産を守り、安心して安全に暮らすためには、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 災害発生直後に防災機関（公助）が迅速に対応することは困難なため、日ごろから見守り、支え合うといった地域コミュニティの重要性が再認識されており、個人（自助）や地域（共助）による自主的な防災活動の取り組みを進める必要があります。こうした中、本市では高齢者や障害者などの災害時等要援護者の支援を目的とした災害時等要援護者支援制度が平成20年度にスタートしました。
- 災害時には、地震や津波、暴風雨等における避難情報など必要な情報を迅速かつ正確に市民へ伝えることが重要となります。本市においては、情報伝達手段として平成19年度から3か年計画で整備した防災行政無線による一斉放送をはじめ、市広報車による巡回放送、愛情ねっとによる情報配信などで対応しています。また、飲料水の備蓄機能を持つメッセージボードを搭載した災害対応型自動販売機の設置を進めています。
- 水防法に基づき、福岡県が作成した堂面川と諏訪川の浸水想定区域図を参考に、平成21年度に洪水ハザードマップを作成し、地域住民へ避難情報等の周知を図っています。今後は、急傾斜地等における土砂災害や高潮等に対する危険箇所の把握や住民周知等が課題となっています。
- 災害に強いまちづくりに向け、日ごろから市民、事業者、行政等が協力連携し、防災活動に取り組むことが必要です。このため、地域における防災活動を積極的に支援するとともに、市内事業者の協力を得て物資供給をはじめ必要とされる防災協定の取り組みを進めています。
- 地震による被害を最小限に抑えるためには、建物の所有者自らが耐震化に努めることが基本となります。そのための相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修に関する情報提供を行っています。今後は、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に行うことが必要です。

- 本市では、平成18年度に「大牟田市国民保護計画」を策定し、市民への普及、啓発を行うとともに、関係機関と連携し、各種訓練を実施しています。今後は、市民の避難方法等を確立し、市民の安全を確保することが課題です。

基本方針

市民が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、「地域防災計画」に基づき、防災機能の強化を図ります。また、各種災害時における迅速で確実な情報伝達に努めるとともに、市民、事業者、行政等が一体となった防災体制の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

1 防災対策の推進

総合防災訓練などを通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めます。

日ごろから防災に対する地域の取り組みを促進するために、避難支援計画等を策定し、市民の避難方法を確立するとともに、自主防災の推進母体となる組織の設立育成に努めます。

また、急傾斜地における土砂災害や高潮等による災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るため、福岡県をはじめ、関

係機関と連携します。

情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとした、迅速で確実な防災情報提供に努めます。

2 耐震改修の促進

市民の意識啓発を図りながら、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修による耐震性能の向上を促進します。



防災訓練

第3節 防 犯

現況と課題

- 近年の急速な社会環境の変化に伴う地域社会における連帯感の希薄化や景気低迷による生活不安などを背景として、全国的に社会の秩序や安全を脅かす事件や事故が発生しています。さらには、高齢者を狙った振り込め詐欺等の悪質商法、児童生徒が巻き込まれる犯罪なども発生しています。

また、本市には暴力団本部事務所が存在しており、暴力団同士の抗争事件により、市民は不安な生活を余儀なくされています。

- 地域においては、各小学校区単位で自主防犯組織「子ども見守り隊」が結成され、児童生徒の登校・下校時の安全確保の取り組みが行われています。

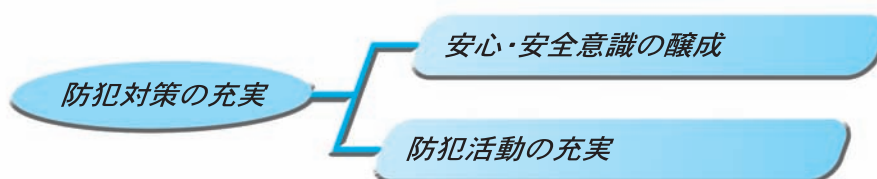
犯罪のない、明るく住みよい地域社会を実現するためには、これらの地域での自主的な防犯活動を支援すること、さらには市、警察等の行政機関、関係団体、地域住民、事業者等が一丸となって全市的な防犯、暴力団追放の取り組みを進める必要があります。

- 平成19年12月に安心して安全に暮らすことができるまちづくりを推進するため、全市的な防犯、暴力団追放、さらには防災、交通安全等の地域安全活動を推進するとともに、自主的な地域安全活動に対する支援を定めた「安心安全まちづくり推進条例」を制定しました。具体的な推進組織として、市、市民及び事業者等による大牟田市安心安全まちづくり推進協議会を設立しました。

基本方針

大牟田市安心安全まちづくり推進協議会を中心として地域が一体となって、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

施策の体系



主要施策

1 安心・安全意識の醸成

警察や暴力追放運動推進センターをはじめとする関係団体、市民、事業所等と連携協力を図りながら、大牟田市暴力団追放市民総決起大会、企業集会等の防犯、暴力団追放に関する事業の開催を通して、全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

また、「暴力団排除条例」に基づき、福岡県、警察等と連携しながら、本市における暴力団の排除を推進し、市民等の

安心で安全な生活の実現に努めます。

2 防犯活動の充実

大牟田市安心安全まちづくり推進協議会が取り組んでいる地域安全活動を積極的に支援するとともに、安心安全ボランティア「ついで隊」への参加促進、不審者などの防犯情報等をパソコンや携帯電話に発信するメール配信システム「愛情ねっと」の普及促進に努め、情報発信・共有化を図ります。



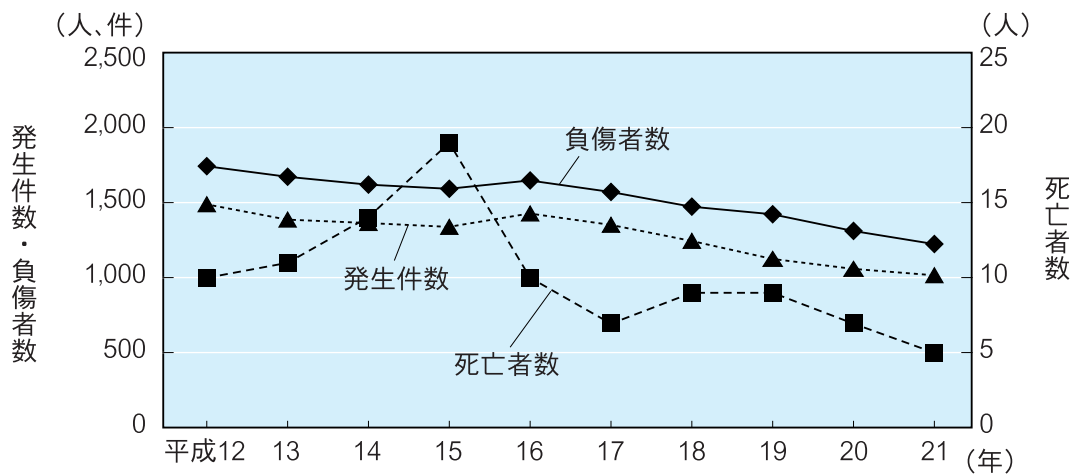
暴力団追放市民総決起大会

第4節 交通安全

現況と課題

- 近年、全国的に交通事故発生件数は、交通安全運動をはじめとする啓発活動や道路交通環境の整備により減少傾向にあります。本市では、交通死亡事故は減少していますが、年齢層別に見ると65歳以上の高齢者の交通事故死者数は全体の多くを占めています。今後も、高齢化の進展や、道路交通網の整備及び開発等による交通量の増大に伴う、事故発生が予想されます。
- このため、本市では、交通事故防止に向けて、道路改良などの道路交通環境の改善を図るほか、交通安全対策の推進に関する条例に基づき、行政、市民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。今後も、地域や警察などと連携しながら、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- また、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底して、市民一人ひとりに正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づける必要があります。
- 違法駐車や迷惑駐車は、車や歩行者等の通行障害、緊急自動車の活動に支障をきたすなど、市民生活に大きな影響をもたらしています。また、放置自転車は、大牟田駅、新栄町駅周辺ともに減少しているものの、今後も対策を講じる必要があります。

大牟田市内の交通事故推移

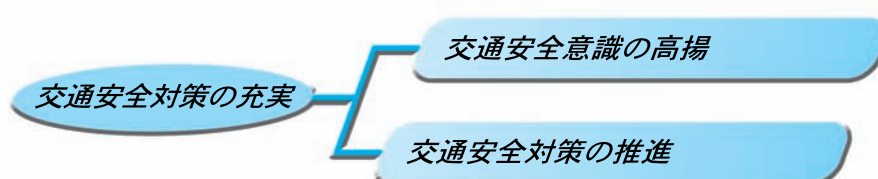


	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
負傷者数	1,744	1,673	1,620	1,592	1,648	1,571	1,472	1,421	1,309	1,221
発生件数	1,488	1,385	1,362	1,336	1,426	1,350	1,242	1,121	1,054	1,011
死亡者数	10	11	14	19	10	7	9	9	7	5

基本方針

交通事故のない社会を目指し、「大牟田市交通安全計画」に基づき、啓発活動や交通環境整備を通して、交通弱者の安全に重点を置いた取り組みを推進します。

施策の体系



主要施策

1 交通安全意識の高揚

警察や大牟田交通安全協会などの交通安全機関との連携を図り、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進し、家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を通じて、交通安全に対する市民意識の高揚を図ります。

2 交通安全対策の推進

道路と歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置、路上駐車対策など、関係機関と連携を図りながら、交通環境の整備を推進します。

第5節 消費生活

現況と課題

- 近年、消費生活の利便性が増すにつれ、消費者被害も増加しています。市民の消費生活における、商品、サービスの販売方法、契約方法の多様化、複雑化に伴い、高齢者や若者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。悪質な訪問販売によるリフォーム工事、一人の高齢者に対し、商品を次々と販売する「次々販売」や「架空請求」などの被害に関する相談は後を絶ちません。また、「ヤミ金」や多重債務についても深刻な問題となっています。
- 国においては、平成21年9月、消費者行政を一元的に担う消費者庁の設置とともに、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための消費者安全法が施行されました。これにより、消費者事故等の情報は、一元的に集約され、被害の発生、拡大の防止が図られることとなりました。
- 本市では、平成21年度の消費生活に関する相談は933件となっていますが、相談者のうち70歳以上の割合は21.4%を占め、高齢者の被害が多い状況となっています。また、20歳代の若者の被害も増加しています。そのため、消費者トラブルの未然防止や、問題解決に向けた支援を行うなど、消費者行政を一層推進していく必要があります。

基本方針

消費者である市民が情報を適切に分析し、自主的かつ合理的に行動することができるよう、研修会、講座等の開催や啓発活動、情報提供を行い、安全で安定した消費生活の確保に努めます。また、消費生活相談の充実強化による消費者利益の保護と自立対策を推進します。

施策の体系

安全で安定した
消費生活

消費者行政の推進

主要施策

1 消費者行政の推進

研修会や講座、各種イベント、広報紙等で、市民の消費生活に関する正しい知識の啓発、情報提供を行うとともに、関係機関、団体等と連携を図りながら、市

民の意識啓発を推進します。

また、契約、購入、借金に関する相談など、多様な相談に対応するため、消費生活専門相談員による相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。



出前講座



健康・福祉の向上

- 第1章 地域福祉
- 第2章 高齢社会への対応
- 第3章 次世代育成
- 第4章 障害保健福祉
- 第5章 勤労者福祉
- 第6章 健康づくり
- 第7章 社会保障

第1章 地域福祉



1 日子ども民生委員

現況と課題

- 近年の少子高齢化や核家族化等に伴う地域や家族の機能の変化、景気の低迷など、社会経済環境は大きく変容してきています。このような状況を背景に、高齢や障害などのために生活上の支援を必要とする人々の課題に加え、高齢者の孤立死や、子育てに不慣れな親による育児の問題、あるいは消費生活被害の拡大など、地域における住民生活の中で、さまざまな社会問題が増加、表面化しています。
- これまで暮らしの安心を支えてきた家族内の支え合いの機能は、核家族化や単身世帯の増加などにより働きにくくなっています。そのため、失業や疾病、災害などの社会的リスクに弱い世帯が増えており、地域の中での助け合いや支え合いの重要性がさらに高まっています。しかし、地域の連帯感や人と人とのつながりが希薄化し、支え合う関係は弱くなっているのが現状です。
- 「障害」「児童」など各分野別に整備されてきた法制度の狭間にある課題や、既存の

制度だけで対応することは困難な課題が増えてきました。そのため、生活課題を総合的にとらえるとともに、公的な制度だけではなく、地域住民の関係再構築による支え合いや、ボランティアなどを含むさまざまな手法の組み合わせにより、解決を図ることが重要視されるようになっていきます。

- 本市においては、町内公民館の加入率が低下するなど、住民同士の関係は希薄化が進行しています。しかし、一方では、地域福祉に関する市民アンケートの結果、現在よりやや濃密な人間関係を望むという傾向が現れています。そこで、これまで、関係機関、団体との連携により、地域での支え合いに関する重要性の啓発や、住民によるまちづくり活動の支援に努めてきました。
- 平成21年度には、市の「第2次大牟田市地域福祉計画」と、市社会福祉協議会の「第2次大牟田市地域福祉実践計画」を、「人が真ん中のまちづくりプラン」として一体的に策定し、計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」の実現を目指し、各種施策に取り組むこととしています。
- これまで地域福祉の基本理念として位置付けてきた「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」という考え方は、保健福祉関係の各分野においてしっかりと共有し、市の施策全般にも根付かせていくべきものです。本計画期間中には、この理念の浸透をさらに進める必要があります。

基本方針

「人が真ん中のまちづくりプラン」に基づき、一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～「人財（じんざい）」づくり、生活課題の解決のための仕組みづくり～「つながり」づくり、地域福祉における協働の推進～協働の3つを柱として地域福祉の推進を図ります。

子どもも大人も、障害がある人もない人も、女性も男性も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

施策の体系

地域福祉の推進

地域福祉の推進

主要施策

1 地域福祉の推進

人と人との「つながり」を大事にする意識を啓発し、機運を高めつつ、誰もが
できる範囲で地域福祉に関わるきっかけ
づくりなどを通じ、新たな担い手を育成
します。

また、災害時等要援護者支援制度によ
る見守り体制の強化をはじめ、地域住民
のつながりを強めるとともに、誰もが参
加できる地域活動を推進します。

さらに、生活課題の解決には、課題の
発見から調査、分析、解決手法の検討、
新たなサービスの開発など、総合的な対

応を図ることが必要であるため、その専
門家であるコミュニティ・ソーシャル・
ワーカー（CSW）の配置を検討します。

地域福祉の推進にあたっては、生活課
題を解決するために活動している民生委
員・児童委員、福祉委員、ボランティア
や、小学校区単位で地域福祉活動を行う
校区社会福祉協議会、地域福祉推進の中
心的な存在である大牟田市社会福祉協議
会など、さまざまな個人や団体との連携
や支援強化に努め、自助・共助・公助の
組み合わせにより安心して生活できる地
域づくりを進めます。

第2章 高齢社会への対応



よかば〜い体操

現況と課題

- わが国の平均寿命は、世界でも最高水準にあります。今後、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化が急速に進展する中、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されています。
- 介護を社会全体で支える仕組みとして導入された介護保険制度が社会システムとして定着する一方、地域社会の変容や住民意識の変化により、孤立死や虐待、災害時の対応などの問題が表面化し、多様化した高齢者ニーズへの対応が求められています。また、高齢者医療費や介護費用の大幅な増大が見込まれ、将来にわたって介護保険制度を安定的に維持していくことが大きな課題となっています。
- 本市の高齢化率は29.7%（平成22年4月1日現在）で、全国平均を10年以上上回っています。本市では、高齢期を長い人生の完成期としてとらえ、若年期からの健康・介護予防等に対する自助努力への支援や、これまでの「支えられる人」といった高齢者像に

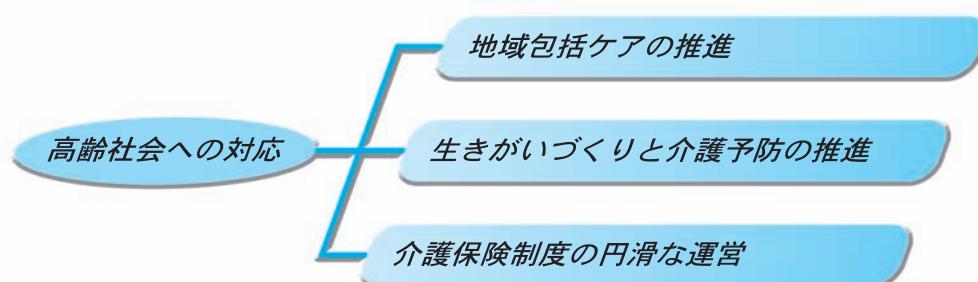
とられない柔軟な発想による高齢者施策への取り組みが求められています。

- 高齢者が地域で暮らしていくためには、公的な介護保険サービスだけではなく、地域住民による支え合いや助け合いによる支援など、さまざまな社会資源との連携が必要です。また、認知症高齢者に対する理解の啓発をはじめ、高齢者の暮らしを包括的に支援する地域包括ケア体制の構築のため、地域認知症ケアコミュニティ推進事業の取り組みや地域包括支援センターの充実などが求められています。

基本方針

すべての高齢者が、住み慣れた地域で、誇りと生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健、医療、福祉が連携し、小学校区を単位とした日常生活圏域における高齢期の暮らしを支援します。「人生の継続性、自己決定の尊重（その人らしく）」「健康維持・促進、自己資源の開発、自立支援（地域づくり）」「生きがいの創出（生きがいづくり）」を基本に、地域、事業者、行政が協働し、取り組みを進めます。

施策の体系



主要施策

1 地域包括ケアの推進

地域組織の連携強化や高齢者見守り体制の構築、住環境の充実を図るとともに、

認知症の早期発見、相談支援体制の拡充や認知症ケアの質の向上を目指します。認知症に対する理解の啓発や人材育成等に努め、認知症高齢者や若年性認知症の

人、その家族への支援体制の強化を図ります。一人ひとりのさまざまなニーズや状態の変化に応じて、包括的・継続的なサービスを提供するため、地域包括支援センターの充実を図ります。また、権利擁護などの総合相談機能の強化と拡充、成年後見制度の円滑な利用のための仕組みづくりに取り組めます。

2 生きがいづくりと介護予防の推進

これまで築いてきた地域でのさまざまな関係を保ち、自分らしく誇りを持った生活の継続を図ることができるよう、生きがいづくりや介護予防等の事業を推進します。特定高齢者に対しては、介護予防事業への参加を促し、自立した在宅生活の支援に努めます。また、介護予防拠点・地域交流施設を活用して、地域ボランティアの育成や地域ネットワークの形成を図り、住民同士の支え合いの仕組みを作ります。シルバー人材センター等と

連携し、高齢者の技能や経験等を生かした就労による生きがいづくりの促進に取り組めます。

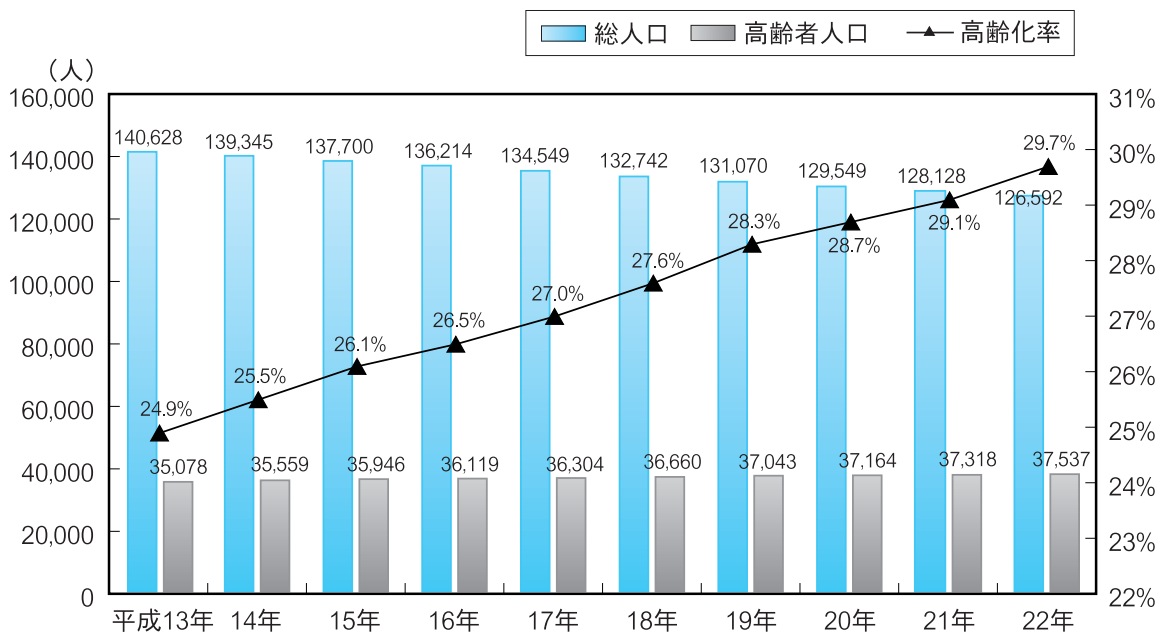
3 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の理解に向けた周知活動に取り組むとともに、計画的かつ効率的な介護保険料の収納率向上に努めます。介護支援専門員の育成、医療との連携を進め、サービス事業者協議会等関係団体との連携を強化し、公平・公正な要介護の認定や介護の質の向上、適正なサービスの提供に努めます。

また、市民ボランティアによるあんしん介護相談員の相談支援体制を強化します。

地域密着型サービスについては、市民への普及啓発を行うとともに、ケアの質の向上を目指した研修会や指導などによりサービスの充実を図ります。

大牟田市の人口と高齢化率の推移



資料) 大牟田市住民基本台帳 各年4月1日現在

第3章 次世代育成



元気に遊ぶ子どもたち

現況と課題

- 核家族化、少子化、都市化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変動しています。女性の社会進出や経済不安の影響による共働き世帯が増加し、就労形態が多様化していく中、保育サービスをはじめとした子育て支援策の充実が求められています。
- 少子化が進行すると、人口規模の縮小だけでなく、労働力が大きく減少することが予測され、わが国の社会経済にも大きな影響を与えることが懸念されます。このような状況の中、国においては、平成15年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めています。
- 本市では、平成16年度に「次世代育成支援行動計画（いきいき子どもプラン）」の前期行動計画を策定し、家庭、地域、学校、企業、行政等がそれぞれの役割の下、すべての家庭に対する子育て支援を推進してきました。平成22年度からは、前期行動計画に新たな視点も加え策定した後期行動計画に基づき、さまざまな施策事業を効率的かつ効

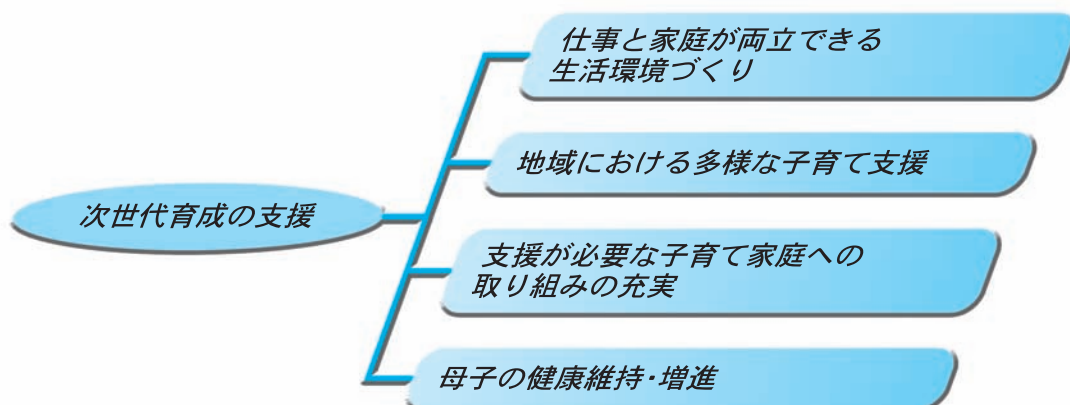
果的に推進し、子育て支援の一層の充実に取り組んでいます。

- 本市においては、子育て環境が整っているという意見も多くある一方で、出産や子育てがしやすい職場環境づくりや、子育てにおける経済的負担の軽減を望む声も多く、「働いていても」安心して子育てをしたい」というニーズに応えていくための取り組みは、大きな課題です。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、きめ細かい、柔軟な保育サービスの拡充や、男性の子育てへの参加促進が求められています。
- 価値観の多様化やライフスタイルの変化、社会経済状況や生活環境の変化などに伴い、ひとり親家庭や、子育てに困難や不安を感じる家庭が増えてきています。それぞれの家庭が抱える諸問題について、関係機関との連携により、さまざまな角度から支援を検討することが必要です。

基本方針

「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」に基づき、すべての子どもたちが生き生きと輝いて成長し、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てをすることができるよう、子育て支援を総合的に推進します。

施策の体系



主要施策

1 仕事と家庭が両立できる 生活環境づくり

いろいろな働き方が選択でき、仕事と家庭が両立できるよう支援します。働きながらも安心して子育てができるように、学童保育所や認可保育所の整備充実に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、企業、事業所での子育て支援の推進に向け、意識啓発を図ります。

2 地域における多様な子育て支援

保育サービスをはじめとした、地域における子育て支援サービスを充実します。多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、休日保育、延長保育、養護児保育、病後児保育、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターなどの充実を図るとともに、つどいの広場においては、市民との協働による子育て支援の取り組みとして、子育てサポーター登録制度の充実を図ります。

3 支援が必要な子育て家庭への 取り組みの充実

児童虐待の防止や、子育て家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、関係機関との連携を強化するとともに、児童家庭相談室の機能を高め、相談・支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金の活用、さらに高等職業訓練等促進給付事業による就業支援を推進します。合わせて、母子自立支援員の配置等により、相談、支援の充実を図ります。

4 母子の健康維持・増進

健康診査や保健指導等により、疾病や障害を早期に発見し、療育につなげるとともに、家庭での養育力を高める支援を行うことにより母子の健康維持・増進を図ります。



赤ちゃん広場

第4章 障害保健福祉



ふれあいパラリンピック

現況と課題

- 近年、障害者の高齢化が進行しており、抱える障害は重度化、重複化している傾向があります。また、自閉症などの発達障害も含め、障害の内容や範囲が複雑化しています。こうした中、障害者が持てる能力を発揮して社会との関わりの中で暮らしていくためには、本人が自己実現できるよう支援することが重要となっています。
- 国においては、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障害者が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、障害福祉サービス等の利用により、日常生活や社会生活の支援が図られています。また、新しい福祉制度の設計など、障害者福祉制度の全般的見直しが進められています。
- 障害者の就労意欲は高まっていますが、福祉的就労から一般就労への移行は十分ではありません。民間企業等での雇用は着実に進展しているものの、未だ低い水準にあります。働く意欲を有する障害者が、その意欲と能力に応じて働くことができるよう、一般

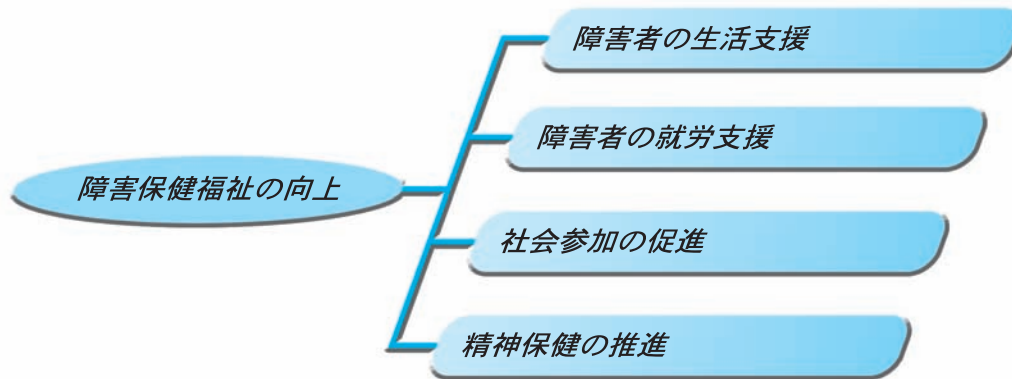
就労への移行を進め、民間企業等での雇用を促進していくことが必要とされています。

- 障害の態様やニーズはさまざまであり、生活面にも配慮した総合的な対応が必要となっています。障害者が安心して暮らすことができるよう、サービスの充実と、障害者を支援する関係機関のさらなる連携強化が課題となっています。また、障害の状況や個々の特性に応じたきめ細やかな就労及び就労継続への支援が必要であり、関係機関とのネットワークや支援体制の強化が課題となっています。
- 社会における多様なストレス等に起因する、精神的な疲労を抱えた人は増加傾向にあり、その対策を図ることが重要となっています。国においては、自殺対策を総合的に推進するため、平成18年に自殺対策基本法が施行され、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。また、厳しい経済情勢の中、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっていたことから、平成21年、相談支援、人材養成、普及啓発など、地域の実情を踏まえた事業の展開と、地域における自殺対策力の強化の必要性を示しました。
- 本市においては、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち」を基本理念に、「障害者計画」「障害福祉計画」に基づき、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各種障害福祉施策の推進に取り組んでいます。また、障害者が抱えるさまざまな課題の解決を図っていく場として、民間と行政で組織する障害者自立支援協議会を設置し、その活動の充実に取り組んでいます。
- 本市においても、地域における経済的疲へいや雇用環境の悪化など、社会におけるストレス等を反映し、精神的な疲労などの相談内容は、複雑多岐にわたっています。その要因となる諸問題に対処するため、相談事業の充実や問題解決に向けた関係機関との連携強化が必要です。

基本方針

障害者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、「障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づき、生活状況やニーズ等を踏まえた障害福祉サービスの充実や雇用の促進を図ります。また、障害に対する市民理解の向上や障害者理解の啓発に努め、障害者の自立と社会参加を促進します。

施策の体系



主要施策

1 障害者の生活支援

障害福祉に関する制度の広報・啓発活動の充実により、障害者や家族等への情報提供や、市民への障害に対する理解の啓発に努めるとともに、障害者が地域で安心して自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的、効果的に実施します。また、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育機関や雇用関係機関、障害者団体及び行政等の地域の関係機関で設置した障害者自立支援協議会において、民間と行政が協働して、障害者福祉に係る課題の解決を図ります。

2 障害者の就労支援

障害者が経済的な自立を果たすため、障害者自立支援協議会の就労支援ネットワークによる社会資源等の情報の共有化を図ります。また、障害者就業・生活支

援センターや大牟田公共職業安定所等との連携により、障害者の就業面や生活面で一体的かつ総合的な支援を行うなど、障害者の能力や適性に応じた就労支援を推進します。

3 社会参加の促進

障害者のスポーツ大会、レクリエーション教室及び文化芸術事業等を開催し、障害者が社会に参加し、活躍できる場や機会づくりを推進します。また、障害者を含め、多くの市民が参加するイベントを開催し、交流を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

4 精神保健の推進

精神障害に関する正しい知識の普及、啓発に努め、関係機関との連携により精神障害者の社会復帰のための支援を行います。また、精神的な疲労等を緩和するため、心の健康相談などを実施し、精神保健の推進を図ります。

第5章 勤 労 者 福 祉



大牟田地域企業合同面談会

現況と課題

- 経済のグローバル化により、国境を越えた資本や労働力の移動が活発化すると、幅広い産業で規制緩和等が進展し、これらを背景として、企業間競争は厳しさを増してきました。企業においては、コスト意識が強まり、設備投資の抑制や雇用調整が行われてきました。
- このような経済、産業構造の変化の中、昨今の厳しい経済情勢もあいまって、派遣労働者の解雇や雇い止め等、非正規労働者等の失業が急増しており、新卒者等の若い世代、障害者や女性等を含めた就業支援が課題となっています。
- 平成20年の世界同時不況を契機に、失業率が高水準で推移するなど、依然として厳しい状況にあります。現下の厳しい経済雇用情勢は、本市においても例外ではなく、合理化や雇用調整がなされるとともに、大牟田公共職業安定所管内の有効求人倍率も低水準で推移しています。

- こうした中、本市においては、勤労者や離職者等を対象にした相談業務を充実させるとともに、大牟田市緊急経済・雇用対策会議を設置し、地域経済及び雇用環境の安定化に向けた取り組みを行い、国、県等関係機関が実施する就職支援事業等の周知や参加の促進を図ってきました。今後も、大牟田市雇用問題協議会との連携を強化し、国、県等の制度を有効に活用しながら雇用対策の促進を図っていくことが重要となっています。

基本方針

若い世代や高齢者など、あらゆる世代が働きやすい職場環境の確保に努めます。また、企業誘致、産業の振興を推進するとともに、国、県等関係機関と連携して、雇用対策を促進します。

施策の体系



主要施策

1 勤労者福祉の推進

関係機関と連携して、労働条件等の問題に関する相談の充実に努め、高齢者や女性、若い世代の就業援助、障害者の就労支援を図るとともに、就業環境の整備に関する啓発活動を推進します。また、中小企業勤労者を対象とした、生活資金などの融資制度の周知、啓発に努め、生活の安定と福祉の向上を図ります。

2 雇用対策の促進

大牟田市雇用問題協議会等との連携強化を図るとともに、企業誘致等の地域産業の活性化施策と連動し、国、県等関係機関の制度の活用等による雇用対策の促進に努めます。

第6章 健康づくり

第1節 健康づくりの推進



健やか住みよか食育フェア

現況と課題

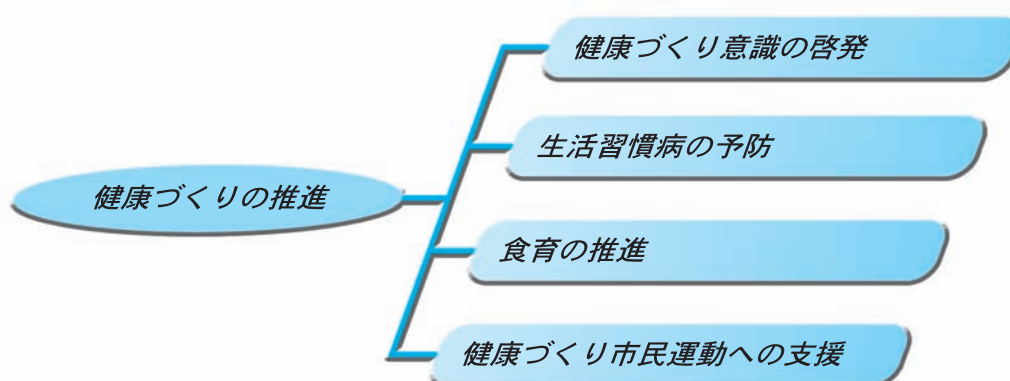
- わが国は、生活環境の改善や医学の進歩により、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、生活習慣病やストレスなどによる自殺者の増加などが深刻な社会問題となっています。このため、国においては、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）に基づき、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るための取り組みを支援しています。
- 「健康日本21」が提唱された以降は、健康フロンティア戦略、新健康フロンティア戦略、食育推進基本計画、がん対策推進基本計画などの各個別計画が策定され、さらに、平成20年からはメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した特定健康診査、特定保健指導が実施されるなど、各世代や健康課題に応じた施策が展開されています。

- 健康寿命の延伸を図るためには、わが国の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が必要です。特に、メタボリックシンドロームに着目した糖尿病や高血圧症などの予防対策を進めることや、がん検診の充実強化、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れや栄養の偏り等を改善するための食育の推進が求められています。また、生き生きと家族生活や社会生活を営むためには、運動やスポーツを通じた健康づくりやこころの健康づくりも重要と言えます。
- 本市は、全国平均を10年以上も上回るスピードで高齢化が進行しています。このため、「よかば〜い体操」などの本市の地域性に応じた高齢者の健康維持の取り組みを推進しています。また、「ウエルネスおおむた21〜健康づくり推進基本計画」に基づき、子どもから高齢者までのすべての市民が、生涯を通じていきいきと充実した生活を営むことができるように、各世代の健康課題の解決に向けた意識の啓発や、市民主体の健康づくり運動への支援を行っています。
- 人々が心身の健康をコントロールし、改善できるようにする過程には、自身の主体的な取り組みだけでなく、周囲の支援や制度、環境の整備を行うことが必要です。このため、健康づくりにおいては、保健、医療、福祉、教育、環境、産業等さまざまな分野の団体との連携、協力を行い、地域において市民が主体となった健康づくりの取り組みへとつなげていくことが重要と言えます。

基本方針

「ウエルネスおおむた21」「健やか住みよか食育プラン」などの健康づくり関連計画に基づき、各分野や各世代の健康課題の解決に向けた意識の啓発や生活習慣病などの予防に努めるとともに、市民と行政との協働による健康づくり市民運動の展開を支援するなど、生涯健康づくりを推進します。

施策の体系



主要施策

1 健康づくり意識の啓発

市民とともに健康づくりを推進するために、広報紙による情報提供やさまざまな機会をとらえての情報提供、市民やNPO、市民団体が実施する健康づくり関連事業の支援などを行い、市民一人ひとりが心身ともに元気で生涯を過ごすための意識啓発の取り組みを充実します。

2 生活習慣病の予防

がん検診などの健康診査やメタボリックシンドロームに着目した健康教育、栄養指導などの保健事業や運動、スポーツの取り組みを推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を、福祉や教育、産業など、さまざまな分野と連携し実施することにより、生活習慣病予防に努めます。

3 食育の推進

本市の食育推進計画である「健やか住みよか食育プラン」に基づき、食を通じた「健やか、生き生き、共生のまち」へとつながるよう、教育、産業、環境など、さまざまな分野と連携し、食育の推進に努めます。

4 健康づくり市民運動への支援

健康づくり市民大会の実施主体である大牟田地域健康推進協議会との連携を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、環境、産業等のさまざまな分野において、市民や関係機関、関係団体との連携、協力を推進することにより、市民が主体となった健康づくり運動の展開を支援します。

第2節 保健・医療



みんなの健康展

現況と課題

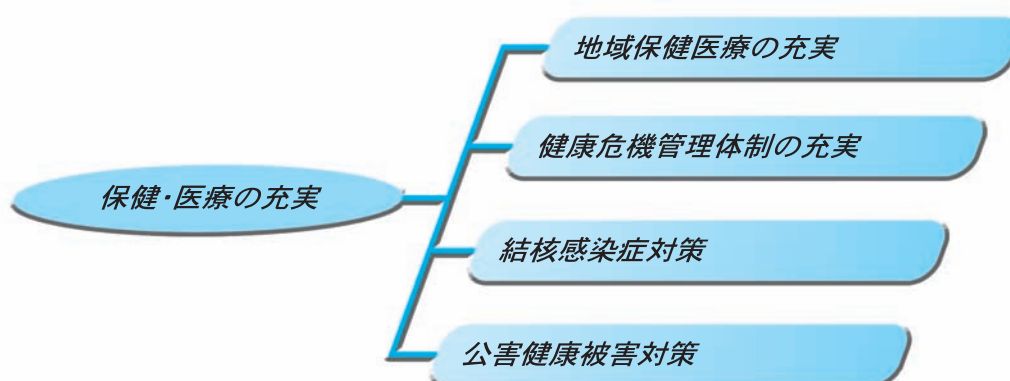
- 急速に進む高齢化や生活習慣病り患者の増加による疾病構造の変化など、保健・医療を取り巻く状況は日々変化しており、市民の保健・医療に対するニーズも多様化、高度化しています。また、一方では、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生、食中毒、医薬品や飲料水の事故等による市民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されています。
- 国民が安心した生活を過ごせるように、一人ひとりの健康づくりと疾病の予防を目的とした保健医療体制づくりとともに、健康被害や感染症の発生予防、拡大防止のための健康危機管理体制の整備が求められています。
- 本市の医療提供サービスの状況は、医療機関が、病院25か所、一般診療所142か所、歯科診療所が81か所（平成22年4月現在）あり、医療水準に対する市民の満足度は比較的高い傾向にありますが、将来にわたる在宅医療の推進、地域医療の一層の充実が必要です。

- 休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療までのそれぞれが医療機能に合わせた的確な対応を行っています。小児急患対策については、大牟田医師会が中心となり、小児科の輪番制を実施しています。今後は、医師の高齢化や小児科医、産科医などの専門医不足により、急を要するときの必要な体制が取れなくなることが懸念されます。
- 関係団体等を通じ、病院、診療所等との連携を一層強化し、地域の医療資源を最大限に活用していくとともに、利用者である市民に対しても、かかりつけ医の推進や救急措置等に関する知識の普及、啓発といった適正受診への周知を行う必要があります。
- 市立総合病院については、急性期医療を担う地域における中核病院として、今後も地域において必要な医療を継続して提供していくために、平成22年4月、経営形態を、地方公営企業から、地方独立行政法人へ移行しました。
- 公害健康被害者は、高齢化が進んでおり、実情に合った支援を行っていく必要があります。また、大気汚染の影響による健康被害を防ぐため、予防知識の普及等に努めることも必要です。

基本方針

高齢化の急速な進展や生活習慣病り患者の増加による保健・医療の充実が求められる中、市民が安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携の下、保健所、地方独立行政法人大牟田市立病院の専門的、技術的な機能を生かしながら、地域における保健、医療の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

1 地域保健医療の充実

保健、医療、福祉の連携を基盤とした福岡県保健医療計画や高齢者保健福祉計画等を推進し、市民の健康を守る地域医療の充実に努めます。

かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進するとともに、平日時間外小児急患診療や休日急患対策の維持、強化を図ります。

がん診療、救急医療、母子医療をはじめ、急性期医療を担う地域の中核病院を目指す地方独立行政法人大牟田市立病院が、市民に対して良質で高度な医療を提供できるよう、必要な支援を行います。

2 健康危機管理体制の充実

新型インフルエンザ等健康危機発生の際に、拡大防止策など迅速かつ適切な対応をとるための「健康危機管理マニュアル」に基づいた健康危機管理体制の充実を図ります。

3 結核感染症対策

結核及び感染症の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、早期発見及び感染の拡大防止に努めます。

4 公害健康被害対策

公害健康被害者の健康の回復、保持のための保健福祉事業を実施します。

また、ぜん息等の発症を予防するため、市民に対する健康被害予防事業を推進します。

第7章 社会 保 障

現況と課題

- 国民健康保険制度は、医療の普及、保健の向上、生活の安定に資するため、相互扶助の精神に基づき、保険給付を行う社会保障制度の中核となるものです。しかし、少子高齢化の急激な進展、疾病構造の変化、医療技術の高度化等により医療費は増大し、財政基盤のぜい弱な国民健康保険事業の運営を圧迫しています。

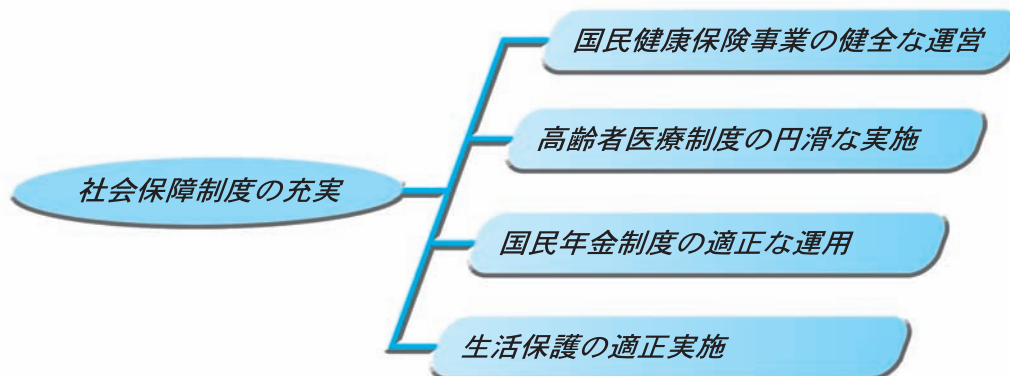
特に本市の国民健康保険事業においては、長引く地域経済の低迷の中で保険税が減少傾向にある反面、医療費は年々増加傾向にあることや、被保険者に高齢者、低所得者を多く抱えていることから、大変厳しい運営状況にあります。
- 国民皆保険制度を堅持しながら適切な医療を提供するために、平成20年4月、原則75歳以上の人を対象に、後期高齢者医療制度がスタートしました。

しかしながら、さまざまな問題があったことから、国においては現行制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を、平成25年4月から施行するための見直しが進められています。
- 国民年金制度は、高齢期の生活の柱として、また、障害や死亡に伴う所得保障として、重要な位置付けにあります。しかしながら、少子高齢化、長引く経済の低迷、制度に関する不信感、老後に受け取る年金額への不安感等から、保険料未納者が増加しています。とりわけ若年者層には、制度への不信感が広がっており、若者の年金離れが問題となっています。
- 生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。本市の生活保護世帯は、平成16年度以降横ばい状況で推移していましたが、21年度に入り、雇用情勢の急速な悪化に伴い、受給者の伸び率が増加傾向に転じています。

基本方針

市民が、将来にわたり、安心して安定した生活を送ることができるよう、市民生活に関わる各種社会保障制度について、適正な運用を図るとともに、制度の正しい理解促進と啓発に努めます。

施策の体系



主要施策

1 国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営と安定化を図るため、レセプト点検の充実強化などの医療費適正化事業の推進と合わせ、保険税の適正な賦課徴収等を行い、収入の確保に努めるとともに、国、県に対しては、財政支援策の充実強化を要請していきます。

また、保健、医療、福祉との連携により、市民の健康に対する意識の高揚に努め、生活習慣病を中心とした疾病の予防、早期発見、早期治療などの特定健康診査、特定保健指導をはじめとする保健事業を

拡充します。

2 高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療制度及び現在検討されている新たな高齢者医療制度の施行による制度の変更等について、十分な周知を行い、制度の円滑な実施を図っていきます。

3 国民年金制度の適正な運用

国民年金制度の周知を図るとともに、制度の充実、改善に向けて、国に対して要請を行います。

4 生活保護の適正実施

生活保護の実施に当たっては、被保護者の的確な状況の把握に努め、他の法律や制度の活用、公共職業安定所との連携による就労支援などを通して、被保護者の自立を助長するとともに、保護の適正実施に努めます。

また、被保護者の経済的自立のみならず、身体や精神の健康を回復、維持し、自分の健康管理、生活管理を行う日常生活における自立、さらには地域社会の一員としての社会的自立を支援するため、多様な自立支援プログラムの中から、被保護者に必要な支援を組織的に実施します。



教育文化の向上

- 第1章 生涯学習
- 第2章 青少年育成
- 第3章 学校教育
- 第4章 高等教育
- 第5章 文化芸術
- 第6章 スポーツ

第1章 生涯学習



読書ボランティア

現況と課題

- 経済の発展や科学技術の高度化、情報化、少子高齢化等の進行を背景に、物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることを求める人が増えています。人々は、自己の充実や啓発、生活の向上のため、多様な学習の機会を求めており、国民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。
- 地域の問題を自ら考え、行動することができる自立した地域社会の形成が全国的な課題となっており、各個人の学習の支援のみならず、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上の要請も高まっています。
- 本市では、「生涯学習まちづくり推進基本構想」に基づき、生涯学習まちづくり推進本部を中心に、いつでも、どこでも、誰でも楽しく学習でき、その学んだ成果が適切に

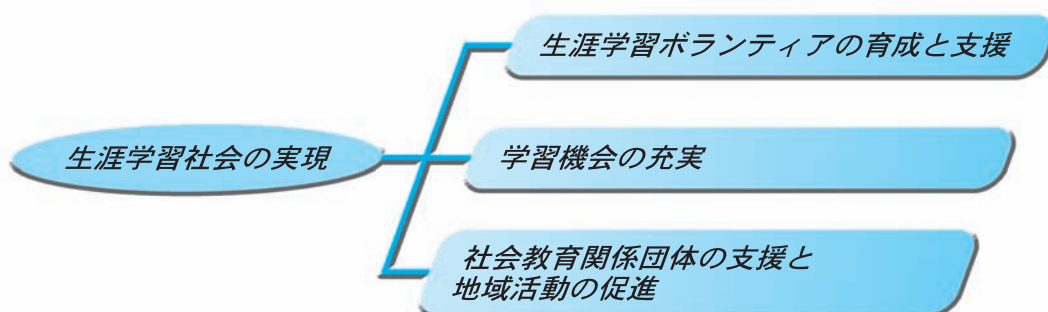
生かされる生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習ボランティア登録派遣事業や学習情報誌「学びのカatalog」の発行など、新たな学習の仕組みづくりを進めています。

- 平成18年10月には、大牟田南高等学校跡を活用し、市民の生涯学習・生涯スポーツの振興とともに教育相談機能の強化を図る生涯学習支援センター（延命庁舎）が開所しました。生涯学習支援センターには、教育委員会事務局の一部や教育施設等が集約されており、市民の生涯学習の振興に寄与しています。
- 都市化の進行や価値観の多様化、地域への帰属意識の希薄化などを背景に、町内公民館の加入率は36.3%（平成22年4月現在）と減少傾向が続いています。町内公民館は、社会教育事業の実施だけでなく、地域の包括的な自治組織として、防犯や防災、高齢者問題等の地域課題にも取り組んでおり、その支援のあり方が課題となっています。
- 地区公民館においては、環境問題や情報リテラシー（活用能力）の習得など、社会の変化に対応するための学習機会の提供や、ボランティアの養成を行うほか、町内公民館等地域団体と連携し、地域における人と人とのつながりを強め、地域力向上を目指す地域魅力アップ支援事業を実施するなど、社会の要請に基づく事業などに取り組んできました。今後も、さらなる地域活動の拠点としての機能の発揮が求められています。

基本方針

いつでも、どこでも、誰でも楽しく学習することができ、その学んだ成果が適切に生かせる生涯学習社会の実現を図るとともに、地域活動を促進し、地域全体の教育力の向上を図ります。

施策の体系



主要施策

1 生涯学習ボランティアの育成と支援

学んだ成果を適切に生かせる社会を目指し、生涯学習ボランティアの育成を図るとともに、活動の場の開拓を行い、派遣先とボランティアとのコーディネートを行う生涯学習ボランティア登録派遣事業の充実に努めます。

2 学習機会の充実

情報通信技術の進展や環境意識の高まりなどの社会の変化に対応するため、団体、企業等との連携を深めながら、学習情報を効果的に市民に提供するとともに、学習成果の発表の機会の充実に努めるなど、

解決すべき課題についての学習機会の充実に努めます。特に、本格的な長寿社会を迎えるにあたり、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に努めます。

3 社会教育関係団体の支援と地域活動の促進

町内公民館をはじめとした社会教育関係団体の自主的な活動を促進するため、情報提供や人材の育成を行います。また、地区公民館は地域活動の拠点施設として、地域課題の解決を目指して、地域の人的、物的資源を活用し、町内公民館等地域の団体活動の支援やネットワークの充実に努めます。

大牟田市内の公民館施設

施設名	開館年月	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	施設内容
中央地区公民館	平成4年4月	1,567	1,702	研修室、創作室、視聴覚室、レクリエーション室、幼児室ほか
三川地区公民館	平成14年4月	1,343	1,386	研修室、和室、料理室、図書コーナー、創作室、多目的ホールほか
勝立地区公民館	昭和55年6月	922	2,826	研修室、和室、料理室、図書コーナー、会議室
吉野地区公民館	昭和63年7月	1,031	2,452	研修室、和室、料理室、図書コーナー、視聴覚室、会議室
三池地区公民館	平成4年10月	1,256	1,373	研修室、展示ギャラリー、視聴覚室、幼児室、図書コーナーほか
手鎌地区公民館	平成5年12月	1,471	2,480	研修室、創作室、視聴覚室、展示ホール、図書コーナー、陶芸窯
駿馬地区公民館	平成6年12月	1,297	1,637	研修室、創作室、図書コーナー、音響室、プレイホール、イベント広場ほか

第2章 青少年育成



子どもの居場所

現況と課題

- 青少年については、基本的な生活習慣、体力、自制心や規範意識などに関するさまざまな課題が指摘されてきました。このため、国においては、学校教育の改革とともに、家庭や地域社会の教育力の再生を目指し、社会全体で青少年を育てる環境の整備が進められてきました。しかし、これらの課題は依然として残り、特に、青少年の学ぶ意欲や自主的、主体的に取り組む姿勢に課題があるとされています。
- 本市では、平成14年の完全学校週5日制の導入に伴い、土曜日を中心に子どもの居場所づくり事業や子ども講座など、さまざまな事業を進めてきました。平成21年度には、「青少年健全育成プラン」を「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」と一体化して策定し、青少年の健全育成に関する施策を効果的、効率的に推進しています。
- 子どもの体験活動を充実するためには、「子どもの居場所」づくりなど地域の自主的な活動を支援するとともに、それを支える指導者や施設ボランティアの養成をはじめ、

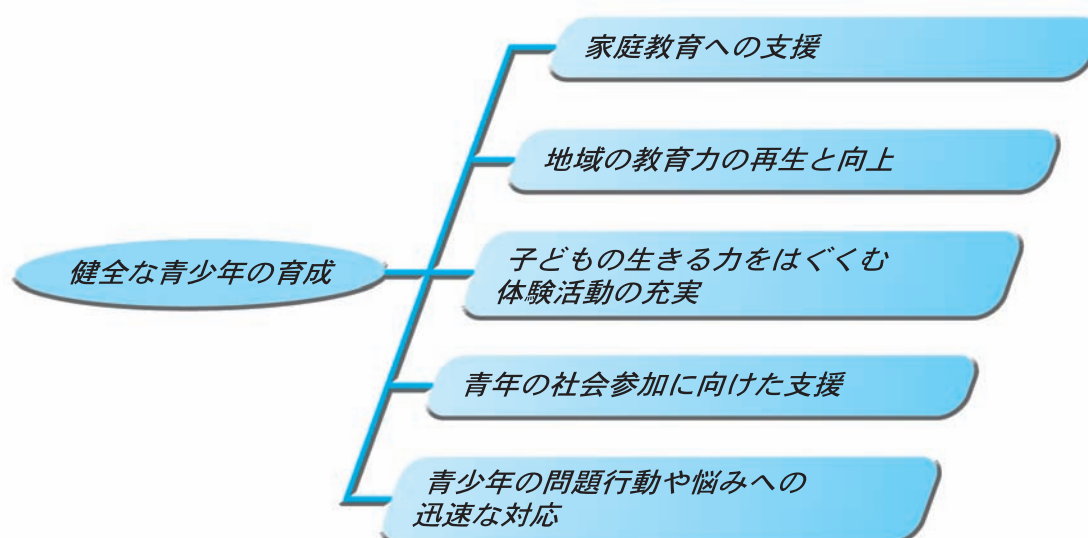
地域住民や専門性を持った団体との協働が一層重要になります。

- また、近年、青年の意識や行動は、個人主義、個人生活志向が主流となり、地域社会との関わりが希薄化しています。青年が多くの人々と交流し仲間づくりを行いながら、積極的に地域社会に貢献できるよう、青年の社会参加に向けた支援を充実する必要があります。
- 平成18年10月に開所したフレンズピアおおむた（旧青年の家）は、青少年教育や次世代育成支援の展開における拠点施設として、今後も多目的な活用を図っていく必要があります。
- 少年センターでは、平成18年度から3年間、福岡県のストップ非行県民運動事業のモデル地区として指定を受け「非行防止プロジェクト事業」に取り組むとともに、「OMUTA少年よくし隊」を結成し、街頭指導活動等の充実を図ることにより、少年の非行者率の改善に大きな成果を上げてきました。今後も引き続き、社会全体で青少年非行の防止を図る必要があります。

基本方針

「青少年健全育成プラン」に基づき、家庭、地域、学校が連携し、豊かな体験活動の場と機会を拡大するとともに、家庭教育への支援や地域の教育力の向上と再生に努めます。また、次代を担う青少年が心身ともに健やかにたくましく成長することができるよう、青少年にとって良好な社会環境づくりを促進します。

施策の体系



主要施策

1 家庭教育への支援

保護者の不安や悩みに対応する子育て講座をはじめ、家庭教育に関する学習機会を提供します。また、市民ボランティアとの協働で作成する子育て情報誌「おおむたっ子」の発行等による情報提供、啓発を図るとともに、子育てネットワーク事業や子育てふれあい広場など保護者同士の交流の場を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

2 地域の教育力の再生と向上

子どもの居場所開設団体やPTAに対する活動支援及びスポーツ少年団育成事業などの取り組みを行うことにより、地域全体で子どもを育て見守る意識の醸成を図り、子どもをはぐくむ地域の教育力

の再生と向上を目指します。

また、大牟田地域教育力向上推進協議会を中心に、家庭、学校、地域の連携を強化し、児童生徒の規範意識等をはぐくむとともに「共に育ち、共に育てる（共育）」風土の醸成に努めます。

3 子どもの生きる力を はぐくむ体験活動の充実

地区公民館や多目的活動施設「リフレスおおむた」等において、子どもたちの自然体験、生活体験などの体験活動を充実させ、体験活動の場と機会を提供します。

また、子どもたちが安心して集える「子どもの居場所」の開設を進めるとともに、子ども会活動や通学合宿事業を推進します。さらに、これらの活動を支え

るボランティア等の人材育成と活動への支援を行います。

4 青年の社会参加に向けた支援

青年が多くの人との交流を持ちながら、社会参加活動の中で自らが担う役割を認識し、その責任を果たすために必要な知識や技術等を自ら学ぶ機会を提供します。また、青少年教育等多目的施設「フレンズピアおおむた」において、青年の社会参加に向けて必要な情報や学習の場を提供するとともに、関係機関・団体との連携を図り、青年がボランティア活動へ積極的に参加できるよう支援します。

5 青少年の問題行動や 悩みへの迅速な対応

「OMUTA少年よくし隊」による街頭指導活動等の充実や、相談機能の拡充など少年センターの活動の充実により、青少年の問題行動の早期発見や未然防止に努めます。また、有害情報から青少年を守るため、社会環境の浄化活動を推進します。さらに、シンナー等の薬物乱用を防止するとともに、インターネットや携帯電話などの情報メディアを悪用した犯罪等に巻き込まれないように啓発に取り組めます。



街頭指導

第3章 学校教育



小学校外国語活動

現況と課題

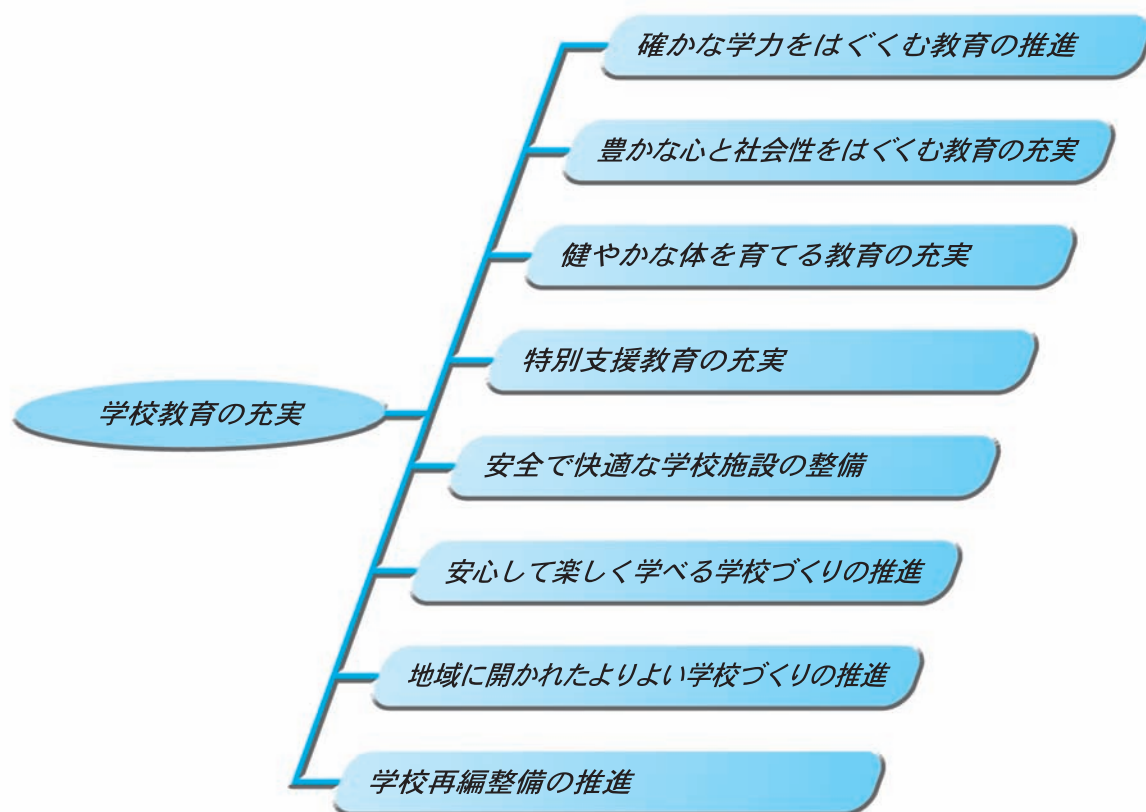
- 小・中学校においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスをとり、児童生徒の生きる力の育成を目指して、教育内容の充実や水準の確保を図ってきました。国においては教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度、中学校では24年度から完全実施されます。新しい学習指導要領では、「生きる力」という理念の共有、基礎的基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランス及び豊かな心や健やかな体の育成が重視されています。本市も各学校で創意工夫による特色ある取り組みを進め、社会の変化に対応できる子どもたちの育成を図る必要があります。
- 国際的な学力調査など各種調査の結果、思考力、読解力等の学力の低下が指摘されています。児童生徒の学力の定着状況を把握しながら、教育課程や教育内容の充実、指導方法の工夫改善を行うなど教育の質をより一層重視した教育のあり方が重要になっています。

- 障害のある児童生徒の教育については、一人ひとり異なる教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育の充実が求められており、平成20年度からは、中学校通級指導教室「こすもす教室」の設置や特別支援教育支援員の配置も行っています。今後も、学校における指導方法の工夫、障害のある児童生徒が地域において交流する場の確保、教職員や保護者の相談体制の確立を図り、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制を整えていく必要があります。
- 本市では児童生徒数が減少していることから、学校教育環境を確保するため、「市立学校再編整備第一次実施計画」を策定し、三里小学校と三川小学校を再編したみなと小学校、諏訪小学校と川尻小学校を再編した天領小学校を開校しました。今後、平成22年度に策定する「市立学校再編整備第二次実施計画」に基づく再編を着実に推進する必要があります。
- 学校施設は、児童生徒等の学習と生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所にもなるため、その安全性の確保は重要であり、耐震化を計画的に推進していく必要があります。また、老朽化した施設も多く、計画的な改修が必要となっています。
- 特色ある学校づくりや多様化した教育内容等への対応のために、教育課程の工夫や少人数学習等指導形態の工夫による指導と教職員研修の充実を図る必要があります。また、本市の教育課題解決のための調査研究の充実も必要です。
- 本市では、全市立学校において学校評議員を委嘱しているほか、平成20年度からは、学校関係者評価を実施し、結果の公表を行っています。また、運動場、体育館等の学校施設を地域に開放していますが、図書館、特別教室など校舎内の部屋の開放も課題となっています。
- 教育研究所は、教育内容や指導方法の研究、教育相談に関する調査研究等を通じて、教職員研修の充実に大きな役割を果たしてきました。学習指導要領の改訂や地方分権が進む中、教育研究所は、多様化、高度化する教育内容に関する研修と専門機関等との連携による調査研究を充実させる必要があります。

基本方針

確かな学力を身につけた人間性豊かで心身ともにたくましい子どもたちを育成するために、家庭・地域と学校との連携及び小学校と中学校の連携や交流を充実し、児童生徒に「生きる力」をはぐくむ教育を推進します。また、子どもたちが安心して学べる安全な学校教育環境の整備を図るとともに、学校再編整備を推進します。

施策の体系



主要施策

1 確かな学力をはぐくむ教育の推進

確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育を推進するとともに、教科・領域等の横断的、総合的な指導により国際理解教育、ICT教育、環境教育、福祉教育等これからの社会に必要となる教育の充実を図ります。また、地域や児童生徒の実態を生かした特色ある学校づくりを推進します。

2 豊かな心と社会性をはぐくむ教育の充実

道德教育の充実と学習の時間の中で行う発達段階に応じた自然体験や社会体験を通して、社会規範を身につけた心身ともに健康な児童生徒の育成を図ります。また、児童生徒の生活習慣を確立するために、学校と家庭の連携を充実します。

3 健やかな体を育てる教育の充実

体育の時間や体育的行事など、教育課程の工夫と部活動や授業間の休み時間等におけるスポーツの奨励による体力向上を図ります。また、健康教育や食に関する指導の充実など、基本的な生活習慣の改善、定着を図るとともに、食育の観点から中学校給食の実施に向けた検討を進め、健康でたくましい児童生徒の育成に努めます。

4 特別支援教育の充実

障害のある子どもたちの個別の指導計

画、支援計画を充実させ、指導方法等の改善、充実に努めるとともに、特別支援教育センターとして位置付けた大牟田特別支援学校では、教育相談の充実を中心に機能の強化を図ります。また、通級指導教室等の内容の充実や交流教育事業を進めるとともに、介助等の特別な支援を必要とする児童生徒のために特別支援教育支援員を配置します。

5 安全で快適な学校施設の整備

学校施設については、安心、安全で良好な教育環境を確保するため、校舎等の耐震化を推進するほか、生活スタイルの変化に応じたトイレの洋式化、児童生徒の机、いすの更新などを主とした整備に努めます。

6 安心して楽しく学べる学校づくりの推進

教職員の指導力向上を図り、いじめ、不登校などの問題に対応できる相談体制を充実させるほか、経済的理由により就学困難な家庭に対し就学援助を実施するなど、子どもたちが安心して、楽しく学べる学校づくりを推進します。また、「子ども見守り隊」をはじめ家庭・地域と学校との連携を一層進め、子どもたちの安全確保を図ります。

7 地域に開かれたよりよい学校づくりの推進

学校評議員制度を充実するとともに、

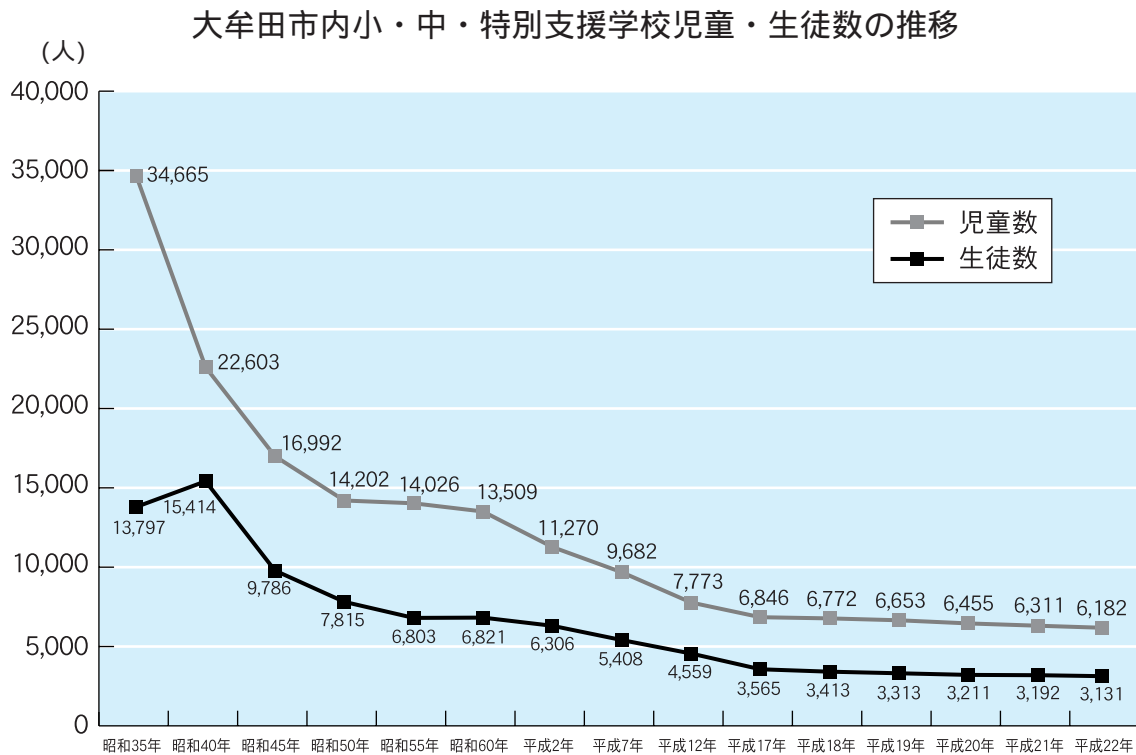
教育活動や学校関係者評価の結果などの情報発信や的確な意見の把握に努め、家庭や地域と学校との連携強化を図ります。

また、地域の貴重な財産である学校施設の地域への開放を進め、地域住民の活動の場として有効活用を図ります。

8 学校再編整備の推進

「市立学校再編整備第二次実施計画」

に基づき、児童生徒の教育環境整備を図るため、地域住民の理解を得ながら、小・中学校の再編整備を進めます。また、学校の適正規模に関する今後の国の動向を注視し、第二次実施計画の進ちょくや児童生徒数の推移等状況の変化を勘案しながら、適正な学校規模による全体的な再編計画を検討します。



第4章 高等教育

現況と課題

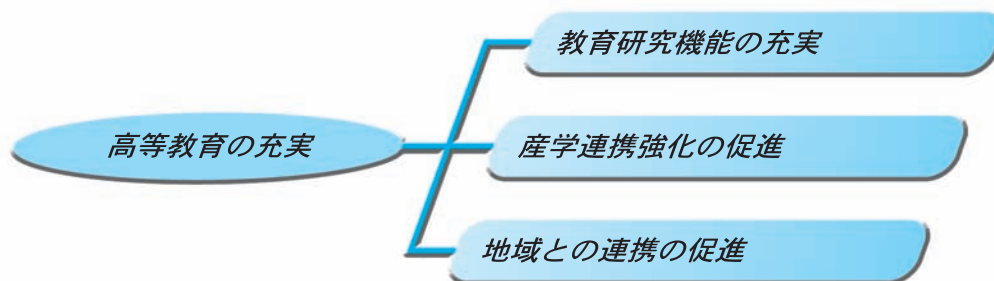
- 少子化による学生数の減少に伴い、高等教育機関の見直しが進んでいます。国立の大学、短期大学、高等専門学校法人化、統合をはじめ、公立、私立の大学等でも改革が進められています。また、従来からの高度専門教育や学術研究のみでなく、地域や生涯学習との連携など、高等教育機関の役割は多様化しています。
- 高等教育機関は、高度な専門教育によって優秀な人材を輩出するとともに、学術研究成果を社会に還元することで、地域の産業や市民生活の向上に寄与しています。本市では、有明工業高等専門学校地域共同テクノセンター、帝京大学福岡医療技術研究センター、福岡大学大牟田産学連携推進室の設置など、高等教育機関と地域を結ぶ環境があり、引き続き、連携の強化が重要となっています。
- 平成20年、有明工業高等専門学校と本市、帝京大学福岡医療技術学部と本市において、まちづくり、産業、教育、文化などに関する包括協定を締結しました。また、三者による医工連携に関する協力協定も締結しており、それぞれの専門性や優位性を生かし、さらに市内企業等の参画を経て研究を行ってきました。その結果、複数の福祉用具等の開発を行い、参画した企業においては販路拡大の取り組みを進めています。
- 高等教育機関においては、施設設備や人材を活用した市民講座の開設、各種団体への派遣など、生涯学習への取り組みや支援が行われています。
また、オープンキャンパスなど市民参加型のイベント等により、まちづくりへの協力と相互理解の促進の取り組みが進められています。今後もより地域に開かれた取り組みが求められています。

基本方針

人材育成、地域活性化等まちづくりの核となる高等教育機関に対し、時代の変化に即応した教育機会等の充実を働きかけるとともに、産学双方の強みを生かす連携手法や研究開発分野等について調査検討し、高等教育の充実を促進します。

また、高等教育機関と地域との結びつきを深め、市民の生涯学習の場としての役割の強化を促進します。

施策の体系



主要施策

1 教育研究機能の充実

地域における高度な知の集積と発展を目指し、優れた研究能力と国際性を備えた多様な人材や学生、研究者など若者の定着が図れるよう、高等教育機関の増設、新しい教育分野への取り組みや研究機能の拡充を促進します。

2 産学連携強化の促進

帝京大学福岡医療技術学部、有明工業

高等専門学校、福岡大学、市内企業等による環境分野や情報分野、医療分野、福祉分野における技術開発など、産学連携の強化を促進します。

3 地域との連携の促進

高等教育機関がもつ多様で豊富な資源を、まちづくりや人材育成に生かすため、市民講座や施設の開放など地域に開かれた高等教育機関となるよう、地域やNPOなどとの連携、交流を促進します。

第5章 文化芸術



宮原坑跡（国指定史跡・重要文化財）

現況と課題

- 文化芸術は、創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、さらに独創性のある新たな文化芸術の創造を促進していくために、総合的な振興が求められています。
- 本市では、九州青年美術公募展やジュニアピアノコンクール、市民文化のつどいなどの多様な事業に取り組んできました。また、芸術、伝統芸能、生活文化などに関する民間団体による活動も盛んに行われています。
- 本市には、早鐘眼鏡橋や萩ノ尾古墳などの国指定の文化財をはじめ、県、市を含め48件の指定・登録文化財があります。文化財は本市の歴史や文化を正しく理解する上で欠かせないものであり、市民への周知と適切な保護と活用が課題です。

- 本市には、三池炭鉱に関連する近代化遺産が多く残されていますが、三井三池炭鉱宮原坑跡をはじめ、三池炭鉱関連の近代化遺産も構成資産となっている「九州・山口の近代化産業遺産群」が、平成21年1月に世界遺産国内暫定一覧表に登録されました。近代化遺産は、まちの発展を物語る地域のシンボルとして、次のまちづくりに生かしていくことが期待されています。
- 本市では、三池カルタ・歴史資料館や文化会館、図書館などの施設があり、市民の文化活動が行われています。地域の歴史や文化を正しく理解するとともに、新たな文化を創造していくためにも、市民が利用しやすく快適な施設としていく必要があります。

基本方針

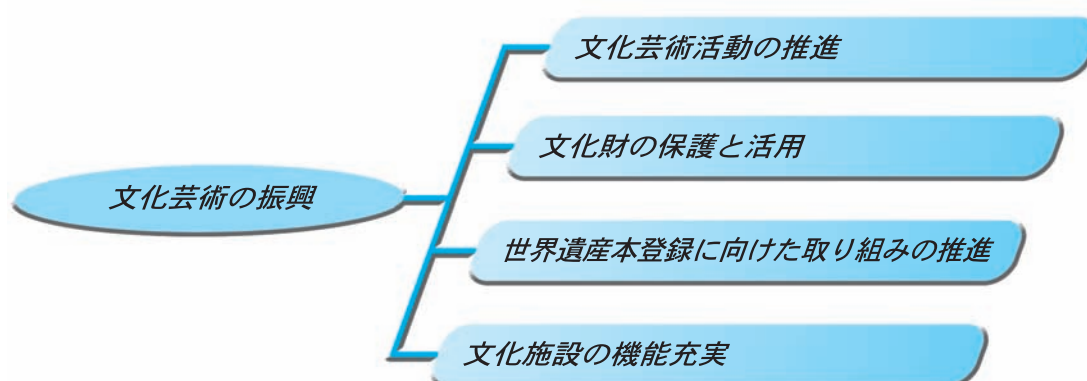
さまざまな文化芸術活動が盛んに行われ、市民が生き生きと学び、表現する、文化の薫り高いまちを目指します。

また、市民との協働により、文化財の保護と活用を進め、特に近代化遺産については、三池炭鉱関連の近代化遺産を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産本登録を目指します。



旧三井港倶楽部（市指定文化財）

施策の体系



主要施策

1 文化芸術活動の推進

地域の歴史と風土の中で生まれ培われた多様な文化を継承、発展させ、新たなまちの魅力を築くために、「文化芸術振興プラン」を策定し、総合的、体系的な文化芸術の振興に努めます。また、市民や文化団体等が行う文化芸術活動の場を確保し、発表の機会を提供するなど、文化活動への支援を行います。

2 文化財の保護と活用

本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財は、地域の貴重な財産です。その保護に努めるとともに、埋蔵文化財や民俗文化財など、各種文化財の調査研究に取り組みます。

また、郷土理解を深め、文化財の保護意識の向上を図るために、見学の促進や情報の発信に努めます。さらに本市発展の礎となった三池港や宮原坑などの三池

炭鉱に関する近代化遺産は、市民や企業等と協働しながら、保護と活用に努めます。

3 世界遺産本登録に向けた取り組みの推進

「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産本登録に向け、関係機関との協議や連携を図りながら、構成資産の文化財指定や保存管理計画策定などに取り組みます。また、各種啓発事業を実施し、本登録に向け市民一体となった気運の醸成を図り、地域の貴重な財産を活用した観光など他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取り組みを進めます。

4 文化施設の機能充実

大牟田文化会館は、文化施設としての機能の維持、向上に努め、市内外の住民の関心が高まるような魅力的な事業の充実とともに、質の高い文化芸術に触れる

機会の拡充を図ります。

三池カルタ・歴史資料館や図書館では、
市民が多様な情報を収集する場を提供し、
読書活動の推進を図ります。



ありあけジュニアピアノコンクール

第6章 スポーツ



市民健康マラソン

現況と課題

- スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとする文化の一つです。スポーツは心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すなど、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義を有しています。
- 本市ではスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。市民のスポーツへの関心を高め、競技力向上を図るため、体育協会や競技団体が連携し、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会など広域的な各種大会も開催されています。
- 本市には市民体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の緑地運動公園、民間のフィットネスクラブがあります。また、平成18年度には第二市民体育館及び第二グラウンドを開設し、平成19年度には、休止していた延命プールを改修し、再開するなど、新たなスポーツ施設も開設が進みまし

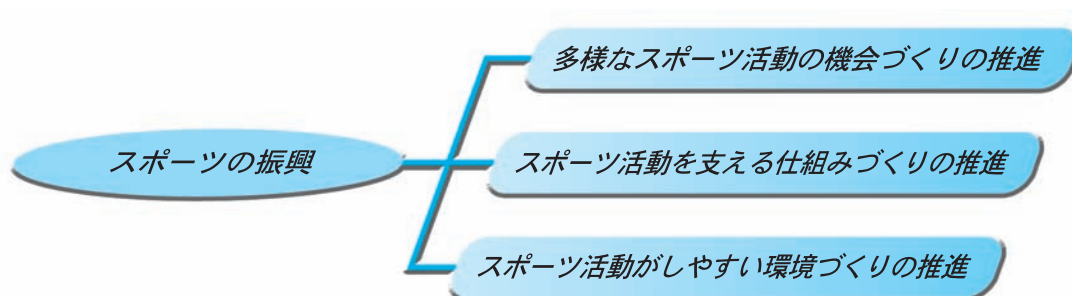
た。しかし、一部には老朽化の進んだ施設もあり、その対応が課題になっています。

- 平成20年度に実施した「スポーツに関する市民意識調査」では、運動・スポーツを行う習慣がまだ根付いていない様子がうかがえました。また、各種調査においては、子どもの体力の低下や定期的に運動・スポーツを行う人、行わない人の二極化が進みつつあります。健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。これらの課題に対応するために、「スポーツ振興計画」を策定し、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めることとしています。

基本方針

誰もが心身ともに健康な社会を実現するために、市民がいつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しむことができるよう、「スポーツ振興計画」に基づき、スポーツの機会づくり、支援の仕組みづくり、楽しめる環境づくりを進めます。

施策の体系



主要施策

1 多様なスポーツ活動の 機会づくりの推進

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じてスポーツに親しみ、健康で明るい生活が送れるよう、興味や関心、能力、適性に応じて運動やスポーツに親しむことができるよう、市民スポーツ大会やスポーツ教室など多様なスポーツ活動の機会づくりを推進します。

また、心身ともに豊かでたくましい子どもの育成のため、子どもの体力向上を促進します。

2 スポーツ活動を支える 仕組みづくりの推進

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していきけるよう、大牟田市体育協会をはじめとす

る各種団体等との連携により、活動支援のための仕組みづくりを推進します。

競技力向上と市民のスポーツへの関心を高めるため、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致等スポーツ事業の支援に努めます。

また、地域住民がより身近にスポーツ活動に親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの創設と支援に努めます。

3 スポーツ活動がしやすい 環境づくりの推進

市民がいつでも気軽に運動やスポーツ活動への参加ができるよう、多様で安全、快適なスポーツ施設の整備、充実を図るとともに、きめ細やかなスポーツ情報の提供等に努め、スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

また、必要に応じて指導を受けられるよう、指導者の養成、確保、資質向上に努めます。



西日本中学駅伝競走大会



計画の推進

- 第1章 市民との協働
- 第2章 人権の尊重
- 第3章 男女共同参画社会の形成
- 第4章 行財政運営
- 第5章 高度情報化への対応
- 第6章 広域連携
- 第7章 国際交流

第1章 市民との協働



地域コミュニティ基本指針策定委員会

現況と課題

- 地方分権の進展により、国と地方の関係、公共と民間の関係が大きく変わりつつあり、地方公共団体には、自立した地域運営が求められています。また、少子高齢化や核家族化の進行等とあいまって、ライフスタイルや価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化、高度化など、従来の行政運営では市民の要請や期待に応えることができなくなっています。このような時代において、全国の自治体が新たなまちづくりの進め方を模索していますが、地方が自立して個性ある地域づくりを進めるためには、その主体である市民や各種団体と行政がそれぞれの責任と役割により、互いに補完し、協力し合う、「協働によるまちづくり」が不可欠となっています。
- 本市においては、平成15年3月に、行政の行動規範としての「市民と行政との協働に関する基本方針」、平成17年3月に「市民活動促進指針」を策定しました。それらの方針等に基づき、市民と行政が対等のパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任で、自主的にまちづくりに取り組む「協働」をまちづくりの基本理念として位置づけ推進し

できました。今後も、市民と行政のそれぞれの責任と役割を自覚し、お互いに助け合いながらまちづくりを進めていくことが必要となっています。

■ 本市では広報紙やホームページの充実など、積極的な行政情報の発信に努めてきました。また、各種審議会等への市民の公募や市民懇談会の充実など、市民の意見を聴く機会の充実に取り組んできました。「協働」は、市民や各種団体と行政のそれぞれが持っている情報を共有し、対話することから始まります。そのため、市民と行政双方向のコミュニケーション環境を整えることがますます重要になっています。

■ 地域における住民ニーズや課題も複雑多様化しており、その対応には、行政だけでなく、地域での取り組みが必要となっています。しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、地域への帰属意識は低下しつつあり、連帯感の希薄化が進んでいます。このことは、町内公民館や子ども会等への加入者、加入率の減少に表れています。

そこで、それぞれの地域に住む人たちが自らの力で住みよいまちづくりに取り組み、連帯感に支えられた地域社会を形成していくために、地域コミュニティの再生が重要となっています。

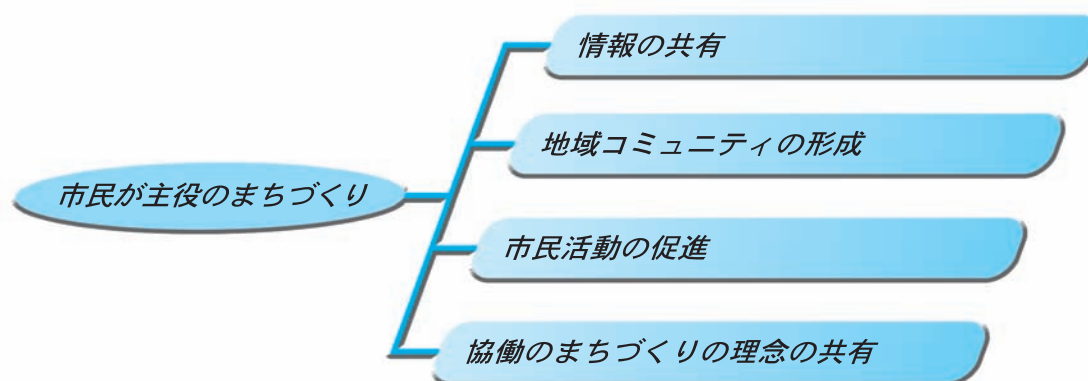
■ また、ボランティアやNPOなど、市民自らが身近な問題を自分たちで解決しようという市民活動は活発になってきています。市民活動は、行政より柔軟に、サービスの受け手である市民の視点を持ってきめ細かく対応することができると言われており、このような活動がより一層活発化することで、市民と行政が相互に補完し、協力し合いながら住みよいまちづくりが実現できます。今後、市民活動を行いやすい環境整備がますます必要となってきます。

■ まちづくりの主役は市民であり、市民自らが主体的にまちづくりを進めていくことが重要です。本市には高齢者が多いという特徴がありますが、このことはまち全体で多くの知識と経験を有していると言えます。このような特徴を生かし、世代や性別を越えた市民の知識と経験をまちづくりのエネルギーとすることができる環境づくりが必要です。

基本方針

市民との協働をまちづくりの基本理念に据え、あらゆる分野においてその視点を持って取り組むことにより、「まちづくりの主役は市民」であることを実感できるまちづくりを進めます。

施策の体系



主要施策

1 情報の共有

広報紙やインターネットなど、さまざまな方法による確で分かりやすい行政情報の積極的な発信に努めるとともに、各種審議会への市民参加の促進や懇談会の充実など市民の意見を聴く機会の充実に図り、政策の企画立案段階から、実施、評価段階までのさまざまな場面で、市民と行政が会話し、議論できる環境を整えます。

2 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの望ましいあり方を

示した「地域コミュニティ基本指針」に基づき、心豊かな地域づくり、まちづくりの推進母体となる校区自治組織の形成とそれを担う人材の育成に向けた取り組みを進めます。

また、地区公民館や学校などの公共施設をはじめ、地域交流施設など既存施設の有効活用を図りながら、地域活動の拠点整備を進めます。

3 市民活動の促進

「市民活動促進指針」に基づき、市民活動についての理解や関心が深まるための情報発信に取り組むとともに、市民活

動を支える人材や資機材、場所などの資源確保についての支援や、市民活動団体間のネットワークづくりなどに取り組みます。まちづくり団体の交流と、市民活動促進の機能を担う市民活動サポートセンターを設置するなど、地域での活動が活発に、継続して行われる環境を整えます。

4 協働のまちづくりの理念の共有

本市では、市民生活の道標として、

「みずからの責任において、互いに力を合わせ」まちづくりを行うことを市民自ら宣言した市民憲章が制定され、実践されています。この市民憲章の精神は協働のまちづくりを進めていく上で基礎となるものであり、その理念を生かしながら、全市民共通のまちづくりについてのルールづくりとその共有に向けて、「自治（まちづくり）基本条例」の制定に市民とともに取り組みます。



地域コミュニティ基本指針

第2章 人権の尊重



人権フェスティバル

現況と課題

- 基本的人権の尊重は、すべての人々の願いであり、普遍の目標です。今日、人権尊重の動きは国際的潮流となっており、国際連合においては「世界人権宣言」以来、さまざまな人権に関する規約や条約が締結され、平成6年に「人権教育のための国連10年」、平成16年に「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。
- 一方、国内においては、平成9年に人権擁護施策推進法、平成12年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定、施行され、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定し、実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。さらには、同法の基本理念に基づき、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年国の人権教育・啓発に関する基本計画が策定され、全国の人権教育・啓発が進められています。
- 本市では、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づき、人権教育や啓発

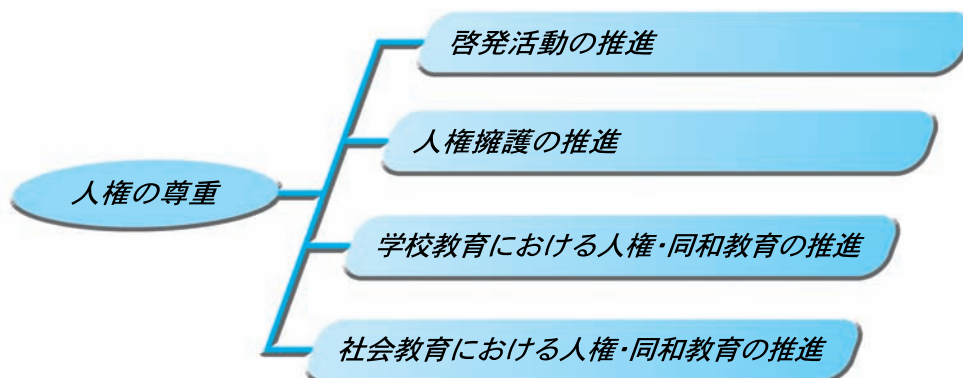
を進め、人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を進めてきました。また、人権教育・啓発推進本部を設置し、「人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権教育・啓発に係る施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

- 今日、情報化の進展に伴い、インターネットを利用した新たな差別や人権侵害なども発生しており、対策が求められています。人権問題の総合的な解決には、「人権教育・啓発」と「人権救済」の二つが人権尊重社会確立における車の両輪と言われており、人権擁護の観点からも、関係機関との連携や相談体制の充実が求められています。

基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、「人権教育・啓発基本計画」に基づき人権教育・啓発を総合的に推進するとともに、人権擁護等の相談体制の充実を図り、すべての人がお互いの人権を認め合い尊重し合う社会の構築を目指します。

施策の体系



主要施策

1 啓発活動の推進

市民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題としてとらえ、偏見や差別をなくす取り組みを推進するために、人権・同和問題啓発推進協議会や人権・同和教育研究協議会をはじめ、学校、地域、職域等における諸団体との連携による人権尊重社会の実現を目指した多様な啓発活動を推進します。

2 人権擁護の推進

人権問題を総合的に解決するために、人権侵害、救済等の観点から相談体制の充実を図り、関係機関との連携により人

権擁護の推進に努めます。

3 学校教育における 人権・同和教育の推進

学校教育において、人権に関する知識理解と人権感覚をかん養し、人権が大切にされる社会の基礎づくりを推進します。

4 社会教育における 人権・同和教育の推進

社会教育において、広く市民を対象にした学習会や研修会等を開催するなど、人権・同和教育研究協議会との連携により、人権が尊重される社会の形成に努めます。

第3章 男女共同参画社会の形成



男女共同参画フェスタ

現況と課題

- 男女共同参画社会の形成とは、男女が対等に社会を構成し、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をつくることです。
- 昭和50年の国際婦人年をきっかけとして、女性の地位向上や社会参加に向けての運動が世界各国で展開されてきました。わが国においても、昭和60年の男女雇用機会均等法の制定をはじめとして、男女の対等な社会参加が推進され、平成11年、男女共同参画社会基本法が成立しました。翌年、この法律に基づいた男女共同参画基本計画が策定され、国全体でさまざまな施策が展開されています。
- 本市では、21世紀にふさわしい男女共同参画社会を実現するための指針として、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、平成15年に「おおむた男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成18年から「男女共同参画推進条例」を施行し、この計画及び条例

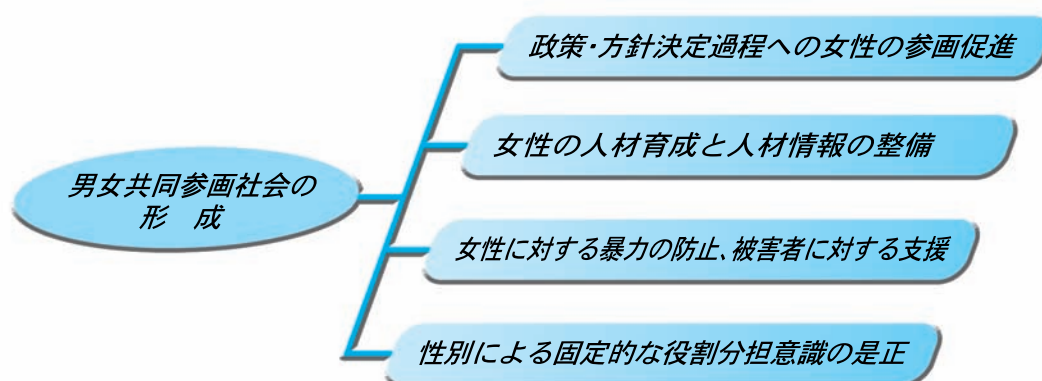
に基づき諸施策の推進に努めてきました。

- このような取り組みにより、男女共同参画の流れは確かなものとなってきましたが、固定的な性別役割分担の意識や政策・方針決定過程への女性の参画の遅れなど、まだ取り組むべき課題が多く残されています。
- 本市の女性センターは啓発事業、相談事業を行っていますが、男女共同参画への関心や人権意識の高まりの中で、女性相談は増加傾向にあります。ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等、人権に関わる問題も根強く残っています。

基本方針

「男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、「おおむた男女共同参画プラン」を推進し、男女の人権が等しく尊重され、男女が職域、学校、地域、家庭等の活動に、共に参画するパートナーシップによる地域社会づくりを目指します。

施策の体系



主要施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

企業、各種団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する取り組みを進めていきます。また、本市の政策の立案及び決定に大きな役割を果たす審議会等委員や管理職への女性の登用を推進します。

2 女性の人材育成と人材情報の整備

女性が社会のあらゆる分野で力を発揮していくために、さまざまな分野において学習する機会を提供します。

また、本市の多方面にわたる女性の人材情報を整備するとともに、審議会等の委員の交流やネットワーク化などを支援します。

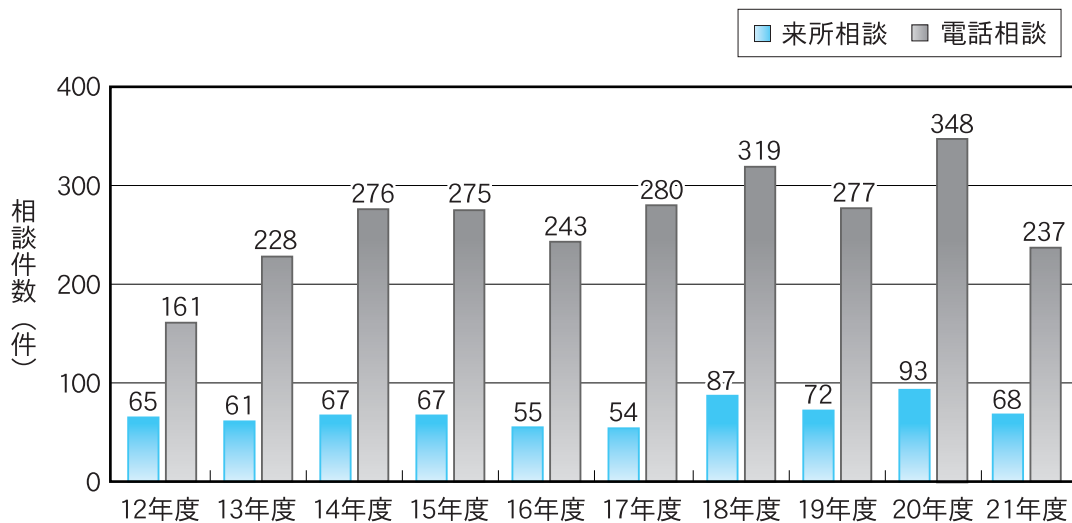
3 女性に対する暴力の防止、被害者に対する支援

女性に対する暴力は、重大な人権を侵害する行為で決して許されるものではない、という認識を広く社会に周知徹底します。また、女性センターにおける相談機能の充実や関係機関との連携により、被害者の支援を行います。

4 性別による固定的な役割分担意識の是正

固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣習や慣行の見直しを促進するための意識啓発に取り組むほか、男女共同参画を推進する市民活動への支援を行います。

女性センター相談件数の推移



第4章 行財政運営



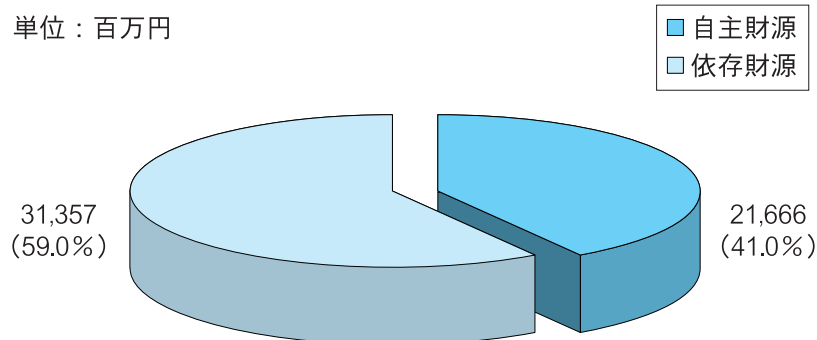
市 庁 舎

現況と課題

- わが国の経済は、世界同時不況後の立て直しが進められていますが、税収の減少と財政需要の増大を背景に、国と地方の抱える長期債務残高は、なお増加を続けており、国、地方の財政は依然として厳しい状況にあります。このような中、地方分権が進められ、今後、国と地方の関係が大きく変化していくことが予想されます。地方は自立した地域経営と、独自の地域づくりを進めていくことが求められています。そのためには、安定的な行財政の基盤の確立が必要となっています。
- 本市においては、平成17年度まで「行財政対策大綱」により、平成18年度からは「集中改革プラン（2006～2010）」により、行財政改革を推進してきました。また、行財政の分野別の取り組みとして、財政状況の改善に向けた「財政健全化計画」、行政と民間の役割分担を検証しながら進める「民間活力等導入に関する方針」、計画的な職員配置と職員数の削減に向けた「職員配置適正化方針」等を定め、財政構造の健全化と行政運営の効率化を推進しています。

- 財政については、地域経済の低迷を背景に、平成13年度以来、9年連続の赤字決算となるなど厳しい状況が続いています。平成20年度に行った財政収支試算では、いわゆる財政健全化法による財政健全化団体及び財政再生団体への転落が危惧されました。こうしたことから、「財政健全化計画」を策定し、歳入、歳出の両面からさまざまな取り組みを行っています。しかしながら、世界的な景気後退の影響により、市税収入が大きく落ち込むなど、本市の財政はまだ予断を許さない状況にあります。
- こうした中、平成22年に改正された過疎地域自立促進特別措置法において、本市は同法に基づく特別措置を受けることができる「過疎地域」となりました。安定的な行財政の基盤を確立し、自立した地域経営を目指しながら、一方では、将来に向けたまちづくりへの投資のため、このような、国等の支援を最大限活用していく必要があります。
- また、本市では、評価、改善を重視した行政マネジメントサイクルを確立するために、平成17年度に行政評価システムを導入しました。「人・もの・金」といった行政資源には限りがあり、まちづくりを効果的に進めるためには、施策の目的を明確にし、その展開において費用対効果を十分検証したうえで、選択と集中により行政資源を重点的、効果的に投入することが重要となっています。本市の行政評価では、有識者、市民による外部評価を交え、評価結果を公表しながら施策、事務事業の改善を進めています。

自主財源と依存財源の割合（平成21年度決算ベース）



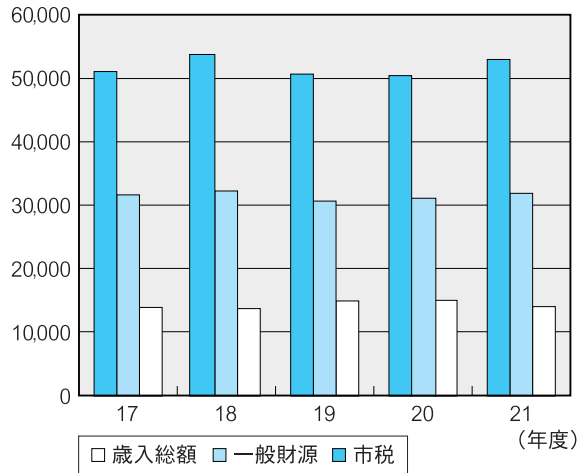
(単位：百万円、%)

	17	18	19	20	21
歳入歳出差引額	410	605	1,041	645	136
実 質 収 支	455	621	1,055	971	383
経常収支比率	97.5	101.5	99.8	99.8	97.1

(注) 自主財源……市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料ほか
 依存財源……地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債ほか

歳入決算の推移

(単位:百万円)

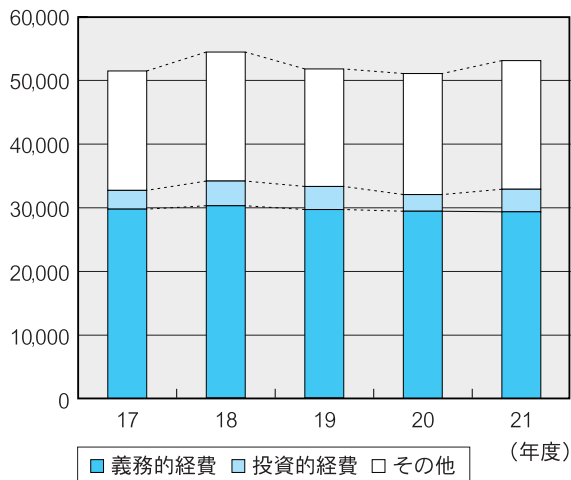


(単位:百万円、%)

	17	18	19	20	21
計	51,121 (100.0)	53,811 (100.0)	50,718 (100.0)	50,480 (100.0)	53,023 (100.0)
うち 一般財源	31,691 (62.0)	32,305 (60.0)	30,712 (60.6)	31,160 (61.7)	31,935 (60.2)
自主財源	21,462 (42.0)	21,923 (40.7)	22,644 (44.6)	22,458 (44.5)	21,666 (40.9)
うち 市 税	13,959 (27.3)	13,773 (25.6)	14,978 (29.5)	15,077 (29.9)	14,087 (26.6)
依存財源	29,659 (58.0)	31,888 (59.3)	28,074 (55.4)	28,022 (55.5)	31,357 (59.1)

歳出決算 (性質別) の推移

(単位:百万円)



(単位:百万円、%)

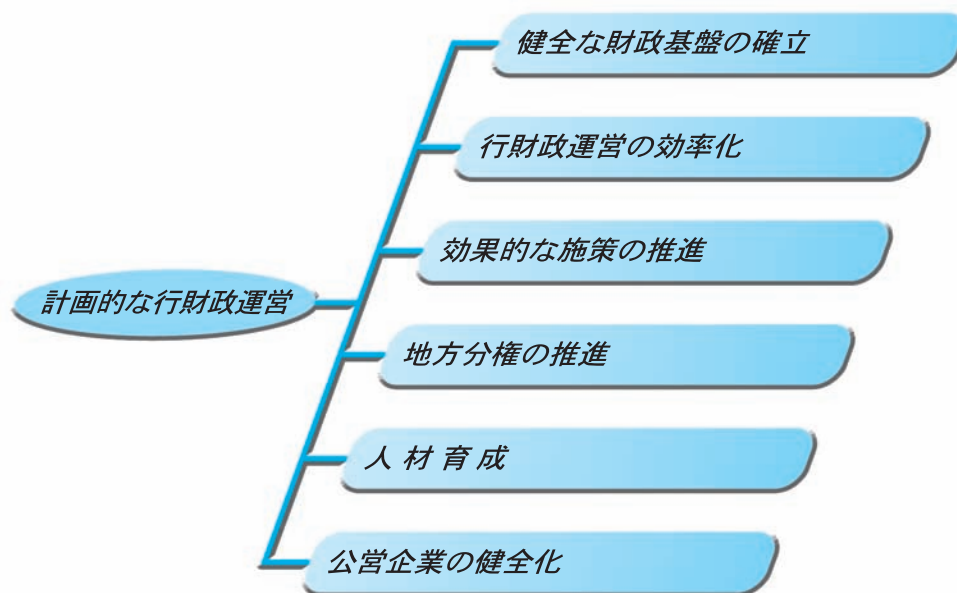
	17	18	19	20	21
義務的経費	29,790 (57.8)	30,228 (55.6)	29,633 (57.3)	29,461 (57.6)	29,370 (55.2)
投資的経費	2,954 (5.7)	3,888 (7.1)	3,632 (7.0)	2,621 (5.1)	3,552 (6.7)
そ の 他	18,787 (36.5)	20,300 (37.3)	18,493 (35.7)	19,043 (37.3)	20,238 (38.1)
計	51,531 (100.0)	54,416 (100.0)	51,758 (100.0)	51,125 (100.0)	53,160 (100.0)

(注) 義務的経費.....人件費、扶助費、公債費
 投資的経費.....普通建設事業費、災害復旧事業費
 そ の 他.....維持補修費、補助費等、積立金、繰出金ほか

基本方針

まちづくりの土台である、財政基盤の強化と健全化に取り組めます。また、行政資源を有効に活用し、成果志向の経営型の行財政運営を行い、総合計画に掲げる各施策を効果的、効率的に進めます。

施策の体系



主要施策

1 健全な財政基盤の確立

歳入に応じた歳出規模となるよう、歳入、歳出の両面から継続的に見直しを行います。

歳入面では、行政サービスの維持と新たな行政課題に対応するため、自主財源の拡充に努めるとともに、過疎地域自立促進特別措置法に基づく支援措置等、あらゆる財源を活用し、新しいまちづくり

を進めます。地方債に関しては、事業の選択と集中により、将来的な償還費の増加を抑制しつつ、世代間の負担の公平化を図ることができるよう、計画的に活用します。

歳出面では、行政の守備範囲の見直しや民間活力の導入等により、事務事業の見直しを継続的に行い、経費の削減を図ります。

2 行財政運営の効率化

「民間活力等導入に関する方針」に基づく民間活力の導入推進や、「職員配置適正化方針」による計画的な職員配置を進め、効率的な行政運営に努めます。

また、限られた行政資源で、各施策の目的を効果的、効率的に達成できるよう、総合計画の施策体系に即した、市民に分かりやすい、簡素で効率的な組織機構の整備を行います。

3 効果的な施策の推進

部局運営方針を核とした総合的な行政マネジメントシステムにより総合計画の進行管理を行うことで、常に施策や事務事業の成果や、効率性などを検証し、改善を繰り返すという行政マネジメントサイクルを確立し、総合計画に掲げるまちづくりを効果的、効率的に進めます。

4 地方分権の推進

自己決定、自己責任による個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するために、本市の政策立案能力や執行能力の拡充、体制の整備、職員の資質向上などを図りながら、国や県からの権限や財源の移譲等、地方分権を積極的に推進します。

5 人材育成

多様化、高度化していく市民のニーズに対応できる職員を育成するために、「人材育成基本方針」に基づき、「人事・人材育成トータルシステム」を推進し、職員が能力を伸ばし、発揮できる環境づくりを進めます。

6 公営企業の健全化

地方公営企業として上下水道事業を行う企業局では、より一層のサービス向上を図るとともに、経営健全化のための見直しを行いながら、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。

第5章 高度情報化への対応

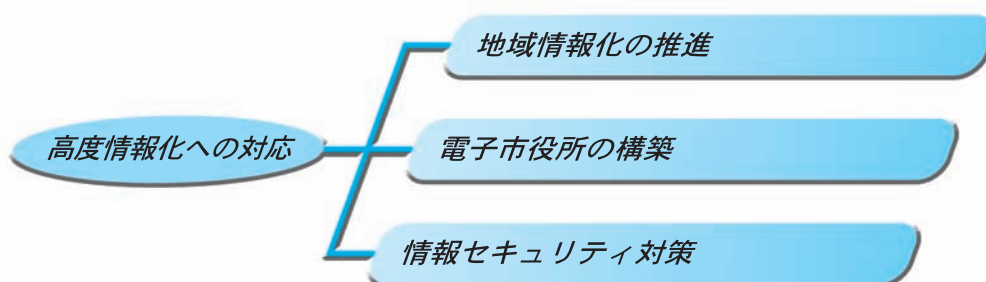
現況と課題

- 目覚ましいスピードで進展したＩＣＴ（情報通信技術）は、既に国民生活に必要不可欠なものとなっています。国においては、「i-Japan戦略2015」を定め、ＩＣＴ分野における中長期的な政策目標を掲げて、ＩＣＴに関する政策が展開されています。本市でも、ＯＨ！夢多（おおむた）情報ネットワーク事業、e-ネット21事業などによるネットワークの整備をはじめとして、第三セクターの㈱有明ねっとこむとの連携を行いながら、地域や行政の情報化を推進してきました。
- ＩＣＴの高速化、大容量化、ネットワーク化は急速に進み、さらに今後、国民生活の隅々まで浸透していくと考えられ、地域としてもその対応が必要となっています。また、情報化による生活の向上をすべての市民が体感できるよう、情報化の環境づくり、情報のバリアフリー対策やデジタル・デバイド（パソコンやインターネット等のＩＣＴの活用における個人や地域間の格差）の是正などが課題となっています。
- 高度情報化の進展に伴い、行政においても、市民が必要としている情報を、正確かつ迅速に伝えることが求められています。また、ＩＣＴの活用は、行政サービスの充実とともに、事務の効率化という面においても期待でき、市民満足度に着目した電子市役所の構築が課題となっています。
- 情報セキュリティに係る脅威、ぜい弱性や対策技術は日々変化しているため、情報セキュリティ対策の実効性の評価、見直しによるセキュリティ対策水準の持続的向上が望まれており、行政のＩＣＴ化を進める一方で、個人情報の漏えい等を防ぐ情報セキュリティ対策の強化は不可欠になっています。

基本方針

「新総合情報化計画（仮称）」に基づき、高度情報化への対応を進め、市民生活の向上に努めます。また、地域の情報化の環境づくりや、市民の情報リテラシー（活用能力）の向上を推進するとともに、行政の情報化を進めます。

施策の体系



主要施策

1 地域情報化の推進

e - ネット21（光ファイバ網）の有効活用の検討や民間通信事業者への情報通信インフラの整備の働きかけを行うなど、情報化社会への対応を進め、市民が快適にインターネットの利用等ができる情報通信環境の向上を図ります。

2 電子市役所の構築

ICTを最大限活用し、住民本位のサービスの提供を通じて住民の満足度を向上させるため、ホームページの充実をはじめとする行政サービスのICT化を推進

します。

また、行政事務の簡素化、効率化を実現するために、さまざまな分野で、これまで導入してきた情報システムを全体最適化の視点から再構築し、行政事務の効率化を図ります。

3 情報セキュリティ対策

「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ研修を行うとともに、セキュリティ監査を実施し、対策の見直しを行うことで、さらなるセキュリティ水準の向上に努め、情報の改ざんや漏えい等を未然に防止します。

第6章 広域連携



定住自立圏形成協定に基づく3市合同の研修会

現況と課題

- 交通基盤の整備や情報化の進展等により、国民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がるとともに、環境活動など区域を越えた連携による社会活動も見られるようになりました。

このような社会経済の広域化に、単一の自治体だけで対応していくことが難しくなっており、広域的な連携が不可欠となっています。

- 本市においては、熊本県の荒尾市との大牟田・荒尾清掃施設組合によるごみの共同処理、大牟田・荒尾共同浄水場の整備・運営、県南の自治体との一部事務組合である福岡県南広域水道企業団による水源開発等に取り組んでいます。また、大牟田・荒尾地域振興推進協議会等、近隣市町との連携、協調により、共通課題等に対応し、地域の一体的な振興、発展を図っています。
- いわゆる「平成の大合併」により、平成11年3月末時点で3,232あった市町村は、市

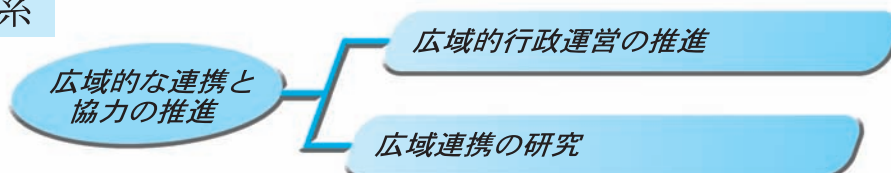
町村の合併の特例等に関する法律が失効した平成22年3月末時点で1,727となりました。現在、国においては、市町村合併によらない、ゆるやかな連携による行政運営が進められています。本市では、平成21年8月に定住自立圏構想推進要綱に基づき中心市宣言を行っており、周辺市町と連携を図りながら、圏域全体として魅力あふれる地域を形成していくこととしています。

- 地方分権の進展とともに、今後、財政をはじめとする国の支援は縮小に向かうことも考えられ、全国の自治体は自立に向けた取り組みを、より一層進めていかなければなりません。その中の取り組みとして、国や九州市長会等において、道州制に関する各種の報告や提言がなされています。

基本方針

近隣市町との連携、協力を図りながら、地域の共通課題に積極的に対応し、広域的視点に立った行政運営を進め、地域の一体的な発展を目指します。

施策の体系



主要施策

1 広域的行政運営の推進

「定住自立圏構想」に基づき、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化に関する取り組みについて、近隣市町と協定を締結し、広域的行政運営を推進します。

また、近隣市町との連携、協力の下、地域の一体的な振興を図るため、大牟田・荒尾清掃施設組合、大牟田・荒尾地域振

興推進協議会等を通じ、地域の共通課題の解決を図ります。

2 広域連携の研究

都道府県の枠組みを越えた道州制をはじめとする広域連携のあり方について、国や経済団体等の動向に関する情報を収集するとともに、研修会等へ参加し、九州各都市と連携しながら調査研究に努めます。

第7章 国際交流



マスキーガンからのホームステイ

現況と課題

- わが国の国際化は著しく進展しており、定住から交流の時代へと移りつつあります。また、インターネット等の普及により、海外の諸都市との「人・もの・情報」の流れが活発になってきています。国際社会においては、社会、経済、文化など、あらゆる分野でボーダレス化、グローバル化が進展し、国家間、地域間の関係が深まりつつある中、地方公共団体においては、国際化の流れに積極的に取り組み、住民の国際感覚の醸成を図りつつ、活力あるまちづくり、特色ある地域づくりが進められています。
- 本市は、昭和56年に中国山西省の大同市と友好都市を、平成6年から7年にかけて、アメリカ合衆国ミシガン州のマスキーガン郡及び市、ノースマスキーガン市と姉妹都市を締結し、国際交流を進めてきました。また、民間レベルでは、大牟田市日中友好促進会議、大牟田・マスキーガン友好協会のほか、市内の国際交流団体や青年会議所などが国際交流に取り組んでいます。

- 大同市との交流では、市民訪中団の派遣や両市友好代表団の相互訪問をはじめ広範囲にわたって友好交流を進めてきました。近年では、日中友好のシンボルとしての桜の植林、専門家派遣、研修員受け入れによる環境、都市緑化分野での技術交流も広がり、総合的な都市間交流へと発展してきています。

アメリカマスキーガン地域との交流では、大牟田・マスキーガン友好協会を主体として、中高生ホームステイや訪問団の相互訪問などを実施しています。

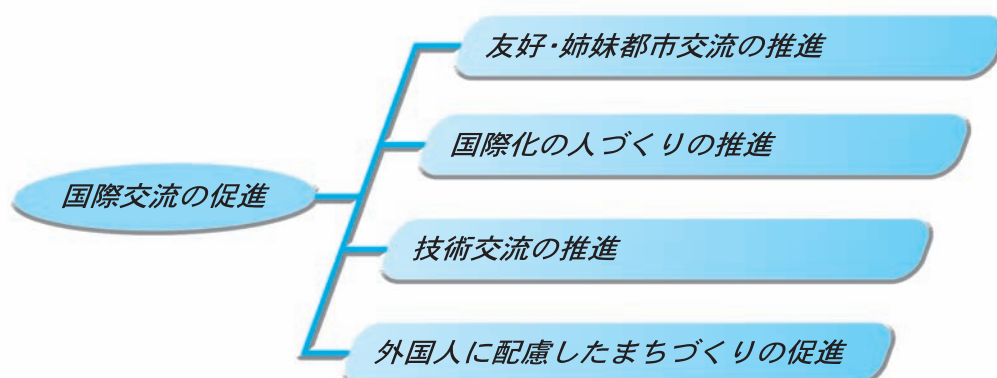
- 国際化が進展する中で、広い視野に立ち、異なる文化を持つ人々と協調して国際交流を支えていく人材を育成するため、小・中学校では、総合的な学習の時間における国際理解教育や小学校外国語活動、中学校外国語の時間において、A L T（外国語指導助手）を活用しながら、児童生徒の国際感覚の育成に努めています。

- 日常生活において外国人と接する機会や異文化に接する機会が増大する中で、外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりを行う多文化共生施策の推進と国際理解教育は、大変重要視されており、外国人も住みやすく、訪れやすい、外国人に配慮したまちづくりを進めていくことが必要となっています。

基本方針

大同市やマスキーガン地域などの友好・姉妹都市等と、幅広い分野で市民レベルの交流を進めるとともに、まち全体の国際化を推進します。

施策の体系



主要施策

1 友好・姉妹都市交流の推進

友好都市中国大同市、姉妹都市アメリカマスキーガン地域と、さまざまな分野において多様な交流を促進し、相互のまちづくり、地域の活性化、環境の保全等に寄与する国際交流を進めます。

2 国際化の人づくりの推進

市民レベルでの国際交流を促進し、国際理解を深めるために、啓発活動を実施するとともに、民間国際交流団体等との連携により、国際交流イベントなどの学習、交流機会を拡充し、市民の国際感覚の醸成に努め、国際交流を支える人材の育成を推進します。また、学校教育にお

けるA L Tの活用による国際理解教育を充実します。

3 技術交流の推進

本市に蓄積された技術力や人材を活用して、技術指導や研修生の受け入れを推進し、技術の交流を図ります。

4 外国人に配慮した まちづくりの促進

本市で暮らす外国人や外国人観光客が安心して過ごせるよう、市内観光地図や近代化遺産等のパンフレット、案内板等の外国語併記、ホームページの外国語表記等、外国人に配慮したまちづくりを促進します。

重 点 施 策

- 1 産業の振興
- 2 都市基盤の整備
- 3 生活環境の整備
- 4 健康・福祉の向上
- 5 教育文化の向上

計画の推進

後期基本計画における重点施策と活動指標・成果指標

後期基本計画では、各編の章節ごとに重点施策を定め、施策の展開の指標になる『活動指標』と、その活動の結果、導き出される平成27年度における『成果指標』を掲げ、各分野の施策の効果的な推進を図ります。

編	章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標
				成 果 指 標
1 産業の振興	1	企業立地	企業誘致活動の推進	・ 企業誘致アンケート：6,000社 / 年 ・ 企業訪問：130社 / 年 ・ 立地：20社 / 5 年（増設を含む）
	2	地域の企業	企業競争力の強化	・ 生産改善、人材育成・確保等の事業開催件数：7 件 / 年 ・ 企業間取引のマッチング件数：10件 / 年
	3 1	商業・サービス業 商業・サービス業	商店街の活性化	・ 商店街におけるソフト事業の新規実施数：10事業 / 5 年 ・ 中心商店街・県堺地区歩行量：10% 増（22年度比）
	3 2	商業・サービス業 貿易	三池港の利用促進	・ 三池港背後圏企業等への訪問によるポートセールス及び情報収集活動（訪問企業の実績）：250社 / 年 ・ 港湾貨物取扱量：350万 t / 年
	4	観光・イベント	大蛇山など各種イベントの充実	・ 各関係団体との会議開催数：100 回 / 年 ・ 各イベントの観客動員数：5 % 増（22年度比）
	5 1	農林水産業 農林業	担い手の育成	・ 生産体制の体質強化と法人化説明会：2 回 / 年 ・ 認定農業者の経営改善指導と研修会：3 回 / 年 ・ 生産組織の法人化：3 組織 / 5 年
	5 2	農林水産業 水産業	水産業生産基盤の充実	・ のり協業施設等の生産基盤整備について県、有明漁連、漁協等関係団体との協議、調整：12回 / 年

編	章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標
				成 果 指 標
				・ のり共同加工施設設置：2か所 / 5年
2	1	土地利用	低未利用地の有効活用	・ 土地利用実態調査及び活用方策の検討：1回 / 年
				・ 低未利用地の割合：10%削減（22年度比）
	2	市街地整備	中心市街地の環境整備	・ 関係地権者等との協議：4回 / 年
				・ 定住人口増加数：200人 / 5年
	3	道路	有明海沿岸道路の整備	・ 整備に関する関係者との協議、調整等：100回 / 年
				・ 23年度に三池港ICから大牟田IC間の供用開始と、三池港ICへのアクセス道路である新港町勝立線の同時供用
	4	交通ネットワーク	三池港の整備	・ 関係機関や企業等との意見交換会、調整等：50回 / 年
				・ 港湾整備進捗率：100%（内港航路しゅんせつ・内港北防砂堤改良（1期）・公共埠頭（6番・7番）拡張整備）
3	1	住宅・住環境	住宅セーフティネットの推進	・ 住宅セーフティネットの構築のための民間事業者との協議：5回 / 年
				・ 高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）登録戸数：195戸以上 / 5年
	2	公園・緑地	緑化の推進	・ 緑の教室開催：10回 / 年
				・ 参加者のうち、緑への関心が深まったと感じる割合：80%以上

編 章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標	
			成 果 指 標	
3 生活環境の整備	3	上水道	安全で安定した水の供給	・事業推進による老朽管の更新：4％／年 ・老朽管の更新延長 36.3％
	4	下水道	生活排水対策及び浸水対策の推進	・污水管渠整備面積 1,595 ha（H27年度末累計） ・普及率 54％以上
	5	河川	浸水対策の推進	・護岸整備 560m／5年 ・浸水緩和 25.2ha／5年
	6 '1	環境 環境保全	温暖化対策の推進	・地球温暖化やエコ行動をテーマとする環境講座の開催：7回以上／年 ・市民の「エコ行動」の実施率：80％以上
	6 '2	環境 環境衛生	食品衛生対策の推進	・食品取扱者に対する講習会開催数：20回／年 ・消費者に対する講習会開催数：15回／年 ・食中毒発生件数：0件／年
	6 '3	環境 廃棄物	一般廃棄物（ごみ）の減量化・資源化の推進	・講座・研修会等の開催：50回／年 ・現場排出指導：2,000件／年 ・ごみ総排出量：41,500トン／年
	7 '1	安心・安全 消防	火災予防行政の充実	・福祉施設立入検査：全施設／年 ・福祉施設訓練指導：全対象施設／年 ・違反是正：100％
	7 '2	安心・安全 防災	防災対策の推進	・災害図上訓練や講演会等の開催 5回／年 ・自主防災組織（安心安全まちづくり推進組織）の設立：全小学校区
	7 '3	安心・安全 防犯	防犯活動の充実	・安心安全ボランティア「ついで隊」登録者数 3,000人

編 章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標	
			成 果 指 標	
3 生活環境の整備			・市内の刑法犯認知件数（警察において発生を認知した事件数）：1% / 年ずつ削減（22年比）	
	7 ・ 4	安心・安全 交通安全	交通安全対策の推進	・カーブミラー：150基 / 5年 ・防護柵：3,500m / 5年 ・交通安全施設に対する市民の満足度の向上：10%増 / 5年
	7 ・ 5	安心・安全 消費生活	消費者行政の推進	・広報紙等による啓発活動：5回 / 年 ・研修会開催：2回 / 年 ・消費生活相談窓口の認知度：60%
4 健康・福祉の向上	1	地域福祉	地域福祉の推進	・「ご近所支え合いネット（災害時等要援護者支援制度）」において要援護者と支援者のマッチングを図る地域支援組織との協定締結数：全小学校区 ・「ご近所支え合いネット」の登録者のうち、支援者がいる人の割合：50%（26年度）
	2	高齢社会への対応	地域包括ケアの推進	・徘徊模擬訓練の開催：1回 / 年 ・徘徊模擬訓練等の地域活動支援交流施設数：37か所 / 5年
	3	次世代育成	地域における多様な子育て支援	・つどいの広場子育てサポーター養成講座開催：1回 / 年 ・つどいの広場子育てサポーター登録者数：27年度までに20人 ・つどいの広場子育てサポーター活動件数：27年度時点で延べ300日

編	章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標
				成 果 指 標
4 健康・福祉の向上	4	障害保健福祉	障害者の生活支援	・ 障害者自立支援協議会プロジェクト会議の開催数：12回 / 年
				・ 障害福祉サービス利用者の拡大：25%増 / 5 年
	5	勤労者福祉	雇用対策の促進	・ 労働相談会・セミナー等の開催：25回 / 年
				・ 労働相談会・セミナー等の参加者数：50人 / 年
	6 ' 1	健康づくり 健康づくりの推進	食育の推進	・ 市民に対する食育の啓発と庁内の食育関連事業の実施：150事業以上 / 年
				・ 食育に関心を持っている市民の割合：90%以上（26年度）
	6 ' 2	健康づくり 保健・医療	地域保健医療の充実	・ かかりつけ医定着のための啓発：12回 / 年
				・ かかりつけ医の定着度：80%
	7	社会保障	国民健康保険事業の健全な運営	・ 特定健康診査・特定保健指導の広報紙等による周知啓発：6 回 / 年
				・ 特定健康診査受診率：65%（24年度末）
5 教育文化の向上	1	生涯学習	生涯学習ボランティアの育成と支援	・ ボランティア指導者と学習者とのコーディネート件数：600件 / 年
				・ 登録ボランティアの活動率：75%
	2	青少年育成	子どもの生きる力をはぐくむ体験活動の充実	・ 未設置校区への出前居場所の実施：7 か所 / 5 年
				・ 「あったか広場通信」の発行等の啓発活動：6 回 / 年
				・ 子どもの居場所新設：1 か所 / 年
	3	学校教育	学校再編整備の推進	・ 小学校 4 校を 2 校へ再編 ・ 中学校 3 校を 1 校へ再編

編	章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標
				成 果 指 標
5 教育文化の向上				・再編校アンケートによる「教育環境が向上した」とする割合：80%以上 / 各再編
	4	高等教育	産学連携強化の促進	・技術開発等の連携に関する産学官の意見交換会：10回 / 5 年
				・技術開発等に係る産学連携の研究のマッチング件数：5 件 / 5 年
	5	文化芸術	世界遺産本登録に向けた取り組みの推進	・三井三池炭鉱宮原坑跡他、近代化遺産の公開・啓発にかかる事業の実施：15回 / 年
				・事業への参加者数：10,000 人 / 年
	6	スポーツ	多様なスポーツ活動の機会づくりの推進	・市又は指定管理者が主催するスポーツ事業の参加者数：30,000人 / 年
・成人のスポーツ実施率：週 1 回以上40%				
計画の推進	1	市民との協働	地域コミュニティの形成	・校区自治組織の活動拠点確保：全小学校区
				・校区自治組織の組織化：全小学校区
	2	人権の尊重	啓発活動の推進	・啓発イベント開催回数：1 回 / 年
				・参加者アンケートによる内容の理解度：90%以上
	3	男女共同参画社会の形成	政策・方針決定過程への女性の参画促進	・大牟田市男女共同参画審議会の開催：4 回 / 年
				・大牟田市男女共同参画推進本部会議の開催：4 回 / 年
				・審議会等における女性委員の登用率：35%以上

編	章	章 の 名 称	施 策 名	活 動 指 標
				成 果 指 標
計 画 の 推 進	4	行財政運営	効果的な施策の推進	・ 評価施策・事務事業数：総合計画や部局運営方針において重点的に取り組むとした全施策・全事務事業
				・ 総合計画重点施策の成果指標の達成率：100%
	5	高度情報化への対応	電子市役所の構築	・ オンライン化された行政手続き数：10手続き
				・ システムの稼働日数：363日 / 年
	6	広域連携	広域的行政運営の推進	・ オンライン化された行政手続きの利用件数：1,000件 / 年
				・ 定住自立圏形成協定に向けた関係市町との協議：5回 / 年
	7	国際交流	友好・姉妹都市交流の推進	・ 圏域市町との協定の締結：5市町
				・ 友好・姉妹都市交流推進団体の会議開催10回 / 年
				・ 国際交流事業の開催：2回 / 年
				・ 本市及び友好・姉妹都市での国際交流事業の参加者数：700人 / 年

資 料

1. 「大牟田市総合計画2006～2015 後期基本計画」策定経過
2. 「大牟田市総合計画2006～2015 後期基本計画」策定方針
3. 大牟田市総合計画策定会議規程
4. 大牟田市総合計画審議会条例
5. 後期基本計画諮問文
6. 後期基本計画案に対する答申文
7. 後期基本計画案に対する審議会第1部会審議結果報告
8. 後期基本計画案に対する審議会第2部会審議結果報告
9. 大牟田市総合計画審議会委員名簿
10. 後期基本計画案に寄せられた意見等
11. まちづくりプラン検討会検討結果
12. 大牟田市総合計画2006～2015 基本構想
13. 用語解説集

大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画策定経過

平成21年

- 3月3日 策定会議において「大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画策定方針」を決定
- 4月15日 「広報おおむた」、市ホームページでまちづくりプラン検討会委員10人を市民公募 ～ 5月8日 応募15人
- 5月29日 市民意識調査を実施 ～ 6月19日まで
調査対象2,000人 回収率49.4%
- 6月10日 まちづくりプラン検討会の開催 ～ 9月18日 計7回
- 6月30日 各種団体・事業所等へのヒアリングの実施
～ 7月8日 計6日間 39団体 60人
- 7月28日 各部局において主要施策事業計画の検討開始
～ 8月28日まで
- 8月5・6日 後期基本計画策定に伴う職員研修実施
- 9月24日 まちづくりプラン検討会より市長へ提言書を提出
- 11月1日 市民意識調査結果の概要を「広報おおむた」、市ホームページに公表
- 11月12日 主要施策事業の各部ヒアリング ～ 24日まで

平成22年

- 2月5日 策定ワーキングメンバーにおいて後期基本計画案を検討
～ 2月19日 計2回
- 2月25日 策定委員会において後期基本計画案を検討 ～ 8月12日 計4回
- 4月11日 策定会議において後期基本計画案を検討 ～ 8月24日 計7回
- 4月15日 「広報おおむた」、市ホームページで、総合計画審議会委員5人を市民公募 ～ 5月7日 応募者15人
- 6月3日 議会全員協議会において後期基本計画案を説明
- 6月15日 大牟田市総合計画審議会を設置
審議会へ後期基本計画案を諮問
「広報おおむた」、市ホームページ、公共施設12か所に後期基本計画案を掲載、設置。計画案に対する市民の意見等を募集
～ 7月15日まで 応募者3人 意見4項目
- 6月30日 第2回総合計画審議会（専門部会）
- 7月7日 第3回総合計画審議会（専門部会）
- 7月14日 第4回総合計画審議会（専門部会）
- 7月28日 第5回総合計画審議会（全体会議）

8月3日	審議会起草委員会（答申案の検討）
8月5日	第6回総合計画審議会（答申案の決定）
8月10日	後期基本計画案について答申
9月10日	9月議会提案
9月24日	後期基本計画を9月定例会市議会において議決
9月29日	後期基本計画を決定
10月15日	後期基本計画概要を「広報おおむた」に掲載

「大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画」策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、現在、平成18年度を初年度とする「大牟田市総合計画2006～2015基本構想・前期基本計画」を策定し、「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」をキャッチフレーズに掲げ、「いい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の三つの都市像の実現に向けて、各種の施策事業を推進しているところである。

このような都市像の背景には、第三次総合計画で都市機能の多機能化に向けて取り組んだ基盤整備を基礎としながらも、都市基盤を生かし果実を得るには、まだ道半ばの状態との認識があった。そのため「大牟田市総合計画2006～2015」においては、本市が、21世紀を持続的に発展していくために、第三次総合計画で目指したまちづくりの方向を継続しながら、住みやすく、安心・安全なまちづくりの構築に向けて、市民一人ひとりが力を出し合う、市民との協働によるまちづくりの取り組みを進めているところである。

グローバル化が進んだ今日、世界的な金融不安、株価下落や為替の大幅な変動による景気後退は、日本の実体経済へ影響を及ぼしており、産業の停滞や雇用にも不安の影を落としている。また、地球温暖化等の環境問題も深刻化を増し、新型インフルエンザへの対応など、世界規模での危機回避や安全に向けた取り組みとともに、国内においては、少子・高齢化や人口減少時代の到来に加え、年金、保険、医療などの持続可能な社会保障制度の確立が求められているところである。このように、私たちはかつて経験したことのない状況を迎えている。

こうした状況に対応していくために、国においては、広域的な連携の仕組みの構築や、国と地方の役割分担を抜本的に見直す地方分権社会への転換を推進しているところであり、われわれ基礎自治体に求められる判断と責任も広範囲なものとなっていくことが予想される。

本市においては、このように社会経済環境が大きく変わりつつある中、市民本位のまちづくりを、これまで以上に責任をもって主体的に推し進めなければならないことから、平成20年度から23年度までを計画期間とする「大牟田市財政健全化計画」を策定した。

第三次総合計画から「大牟田市総合計画2006～2015前期基本計画」へと引き継がれたまちづくりは、九州新幹線・有明海沿岸道路建設、三池港整備の三大プロジェクトの着実な進行や、これらを生かした企業誘致をはじめとする産業支援へと実を結ぼうとしている。また、ソフト事業では、高齢者福祉の先駆的な取り組みや、地域主体の安心安全なまちづくりの取り組みなど、国・県との連携や市民との協働によってそれらの成果が現れてきている。さらに、本市を含む九州山口の各地域で保存活用を進めていた近代化産業遺産群の世界遺産暫定リスト入りは、将来の地域資源の活用の可能性を広げるものとなっている。

今回の後期基本計画は、以上のような本市の現状はもとより、国内や世界の動向を視野に置きながら、基本構想の示す目標の達成を図るため、平成22年度までの前期基本計画に引き続き、平成23年度から27年度までの5年間の各部門にわたる施策の調整や体系化を図りながら策定を行い、将来にわたって誰もが豊かさを実感できる大牟田づくりを目指していくものとする。

また、あわせて第1期実施計画（23年度～25年度）の策定も行う必要があり、後期基本計画に基づく施策のうち、3か年をもって計画策定を行うものとする。

2. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 継続性と新たな課題への対応

基本構想に掲げた都市像実現に向け、前期基本計画の各分野で取り組んでいる事業の継続を基本としながら、世界情勢や国・県の動向、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応した計画策定を行う。

(2) 市民との協働による計画づくり

本市では、市民との協働によるまちづくりを最重要課題と位置づけ、さまざまな分野で取り組みを進めている。前期基本計画に引き続き、計画の策定段階においても広く市民の意見を聴くとともに、多様な市民意見の反映の機会の確保に努める。また、全庁的に計画策定に向けた職員の意識を高め、積極的な参画を図る。

具体的な手法としては次のものを予定している。

市民意識調査の実施

総合計画審議会への市民公募委員の枠の拡大

各種団体等との意見交換会の開催

市民と職員によるまちづくりプラン検討会の開催

パブリックコメントの実施

職員への研修会の開催

職員による策定ワーキングの設置と計画案の作成

(3) 成果を重視した施策の推進

前期基本計画に引き続き、各章・節ごとに成果指標を明らかにした重点施策を掲げることとする。重点施策については、事業費をはじめとする経営資源を優先的に配分し、事業の選択と集中による施策の推進を図り、事業の確実な実施による成果の達成を目指す。

(4) 効率的・効果的な施策体系の再構築

市民ニーズや行政運営の課題に的確に対応していくために、効率的・効果的な施策体系の再構築を行い、その目標を着実に達成するための目的別体系化組織の構築を推進する。

(5) 本市の持続的な発展の取り組み

後期基本計画は、本市の財政基盤再構築後の新たなまちづくりへのスタートともな

る計画である。地方分権の進展、財政規律の確保、市民との協働のより一層の推進のもと、自らの決定と責任において進めるまちづくりが、本市の持続的な発展へと結実するように、創意と工夫をもって、計画立案に取り組むものとする。

3. 計画の構成と期間

(省略)

4. 計画策定の体制

(1) 大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項を調査審議する機関とする。

(2) 総合計画策定会議

策定会議は、基本計画の策定に関する基本方針および次号に定める策定委員会から上げられた重要な課題についての審議ならびに策定委員会がまとめた計画案の最終審議等を行う組織とする。(総合計画策定会議規程)

(3) 総合計画策定委員会

策定委員会は、策定会議の下に、計画策定作業の推進を図り、基礎資料等の調査検討や計画案のまとめ等を行う組織とする。また、策定委員会のもと、策定ワーキングおよびまちづくりプラン検討会を設置し、検討を進める。

(4) 庶務

総合計画策定に関する庶務は、企画総務部において処理する。

5. 計画の決定

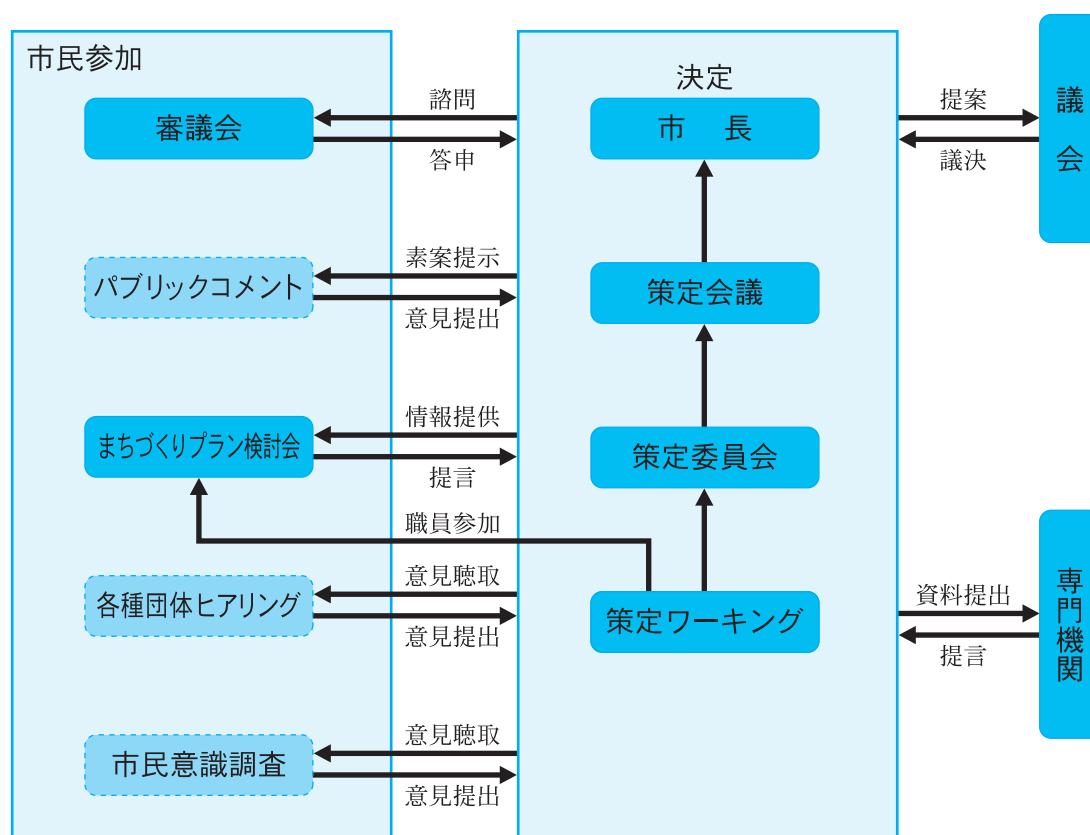
(1) 基本計画は、総合計画審議会の答申を経て市長が決定する。

(2) 実施計画の策定および決定については、別に定める。

6. 策定スケジュール

(省略)

後期基本計画策定体制



大牟田市総合計画策定会議規程（昭和59年3月31日 庁達第3号）

改正 昭和63年8月23日庁達第1号	平成7年4月28日庁達第1号
平成14年8月1日庁達第11号	平成16年5月28日庁達第2号
平成17年8月1日庁達第9号	平成18年12月1日庁達第27号
平成19年12月25日庁達第3号	平成22年3月31日庁達第9号

（設置）

第1条 大牟田市総合計画の策定を各部局の連携協調によって積極的に促進するため、大牟田市総合計画策定会議（以下「計画策定会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 計画策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する。

（組織）

第3条 計画策定会議は、市長、副市長、部長（担当部長及び参与を含む。）、契約検査室長、消防長、企業管理者、企業局長、教育長及び市議会事務局長をもって構成する。

2 計画策定会議は、必要に応じ関係のある職員を計画策定会議の構成員に加えることができる。

3 計画策定会議は、計画策定作業の推進を図るため、計画策定委員会等を設け、その任務を補佐させることができる。

（会議の招集及び運営）

第4条 計画策定会議の会議は、市長が招集し、主宰する。ただし、市長が不在のときは、副市長が代行する。

（庶務）

第5条 計画策定会議の庶務は、企画総務部において処理する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、庁達の日から施行する。

2 大牟田市総合計画策定会議規程（昭和44年庁達第7号）は、廃止する。

付 則（昭和63年8月23日庁達第1号）

この規程は、昭和63年8月24日から施行する。

付 則（平成7年4月28日庁達第1号）

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

付 則（平成14年8月1日庁達第11号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成16年5月28日庁達第2号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成17年 8 月 1 日庁達第 9 号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成18年12月 1 日庁達第27号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成19年12月25日庁達第 3 号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成22年 3 月31日庁達第 9 号）

この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院の成立の日から施行する。

大牟田市総合計画審議会条例（昭和44年12月20日 条例第26号）

改正 昭和47年11月7日条例第18号	昭和57年7月16日条例第13号
平成2年8月22日条例第8号	平成10年9月30日条例第14号
平成16年10月1日条例第19号	平成17年7月1日条例第14号
平成18年10月1日条例第43号	平成22年6月29日条例第5号

（設置）

第1条 市長の諮問に応じて、本市の総合計画に関する事項を調査審議するため、大牟田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 経済、労働、文化、医療等の団体、事業所及び公共的団体等の代表者又はその団体等の推薦を受けた者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、第1条に規定する任務が終了するまでとする。ただし、市長は、委員が事故等により職務の執行ができなくなったときは、当該委員を解任することができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長が必要と認めたときは、審議会に、専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。
- 3 部会長は、部務を総理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名したものが、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年11月7日条例第18号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年7月16日条例第13号抄)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和57年11月規則第21号で、同57年11月6日から施行)

付 則 (平成2年8月22日条例第8号抄)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成2年9月規則第16号で、同2年9月3日から施行)

付 則 (平成10年9月30日条例第14号)

この条例は、大牟田市事務分掌条例(平成10年条例第3号)の施行の日から施行する。(平成10年9月規則第20号で、同10年10月1日から施行)

付 則 (平成16年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年7月1日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成17年8月規則第37号で、同17年8月1日から施行)

付 則 (平成18年10月1日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成18年12月規則第47号で、同18年12月1日から施行)

付 則 (平成22年6月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

後期基本計画諮問文

総 政 第 145 号
平成22年 6 月15日

大牟田市総合計画審議会
会 長 立居場 光 生 様

大牟田市長 古 賀 道 雄

大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画（案）に関する諮問について

大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画（案） 別添 について、大牟田市総合計画
審議会条例第 1 条の規定により貴会に諮問します。

後期基本計画案に対する審議会答申文

平成22年 8 月10日

大牟田市長 古 賀 道 雄 様

大牟田市総合計画審議会
会 長 立居場 光 生

大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画案について（答申）

平成22年 6 月15日付総政第145号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

大牟田市の総合計画は、基本構想において「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」をキャッチフレーズとして掲げ、「いい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の三つの都市像の実現に向けて取り組まれることとされています。その中には、これまで築いてきた基盤や産業集積などを生かした活力あるまちづくりとともに、地域福祉や生涯学習、安心・安全などのソフト的な分野において、誰もが住みやすさを感じるまちづくりを、市民との協働により推進していくという方向性が示されています。

今回、諮問された後期基本計画案について、当審議会では全体会議及び2つの部会において慎重に審議した結果、今後の5年間の具体的な施策が体系的に組み立てられており、その内容は全体としておおむね妥当なものと認めます。

なお、後期基本計画に掲げる各分野の施策を推進するにあたっては、前期基本計画の実施状況を十分に踏まえ、今後の諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、次の事項に十分配慮されることを要望します。

1. 市民生活は、絶えず変化を続ける経済社会情勢の影響を、今後も大きく受けることが予想されます。市民生活の安定を図るため、雇用の安定・確保は重要であり、産業の振興は重点的に進める必要があります。また、高齢化や核家族化等の進行を背景に、地域における支え合いの必要性は、今後ますます増大することが予想されます。

そのような中、誰もが住みなれた地域で、安心して、快適に暮らし続けることのできるまちが求められます。そのためには、防犯や福祉、環境、教育などのさまざまな分野

で、市民、各種団体、行政などまちづくりに関わる主体が、それぞれの役割分担のもと、お互いに協力し合いながら、まちづくりに真剣に取り組むことが重要です。

特に、今日の高齢社会においては、高齢者自らがまちづくりに参画し、生きがいを感じることでできる社会の実現が求められます。また、次代を担う子どもたちが、生き生きと輝いて成長できるまちづくりも重要です。

まちづくりの主役である市民一人ひとりの知恵や工夫が、まちづくりに生かされることを要望します。

2. 石炭産業なき後のまちづくりとして、地域が一体となって進めてきた「九州新幹線」「有明海沿岸道路」「三池港」などの都市基盤の整備は、順調に進んでいます。これらの都市基盤は、産業の振興にも大きく寄与するものであり、これらの基盤を十分に活用し、地域振興や市民生活の向上に結び付けていくことを期待します。

また、大牟田市には、三池炭鉱関連の近代化遺産や、大蛇山、三池初市など多くの人でにぎわう祭りなど、さまざまな地域資源があります。これらは、市民が誇れる貴重な財産であり、私たち市民は、その価値を再認識することが必要です。

今後5年間は、これらの基盤や地域資源を広く市内外にPRするとともに、十分に活用し、交流人口の拡大を図り、にぎわいの創出に努力していただくことを要望します。

3. 近年、市民の生活圏は広域化しています。また、近隣の市町が抱えるまちづくりの課題には、大牟田市と共通するものも見受けられます。消防、防災など安心・安全の取り組みをはじめ、認知症ケアの取り組み、世界遺産の登録などは、広域的に進めることが重要です。

民間企業のみならず、周辺の自治体との連携、協力により、生活圏域の一体的な発展を進め、市民の生活利便性の向上に努めていただくことを期待します。

なお、審議会における審議の過程において、各委員から提起された意見・要望は別紙のとおりであり、施策の推進にあたっては、これらの意見等を十分尊重されるよう要望します。

後期基本計画案に対する審議結果報告（第1部会）

平成22年7月28日

大牟田市総合計画審議会

会長 立居場 光 生 様

第1部会

部会長 香山 真理子

総合計画審議会第1部会審議結果について（報告）

1. 第1部会審議事項

第1編	産業の振興
第2編	都市基盤の整備
第3編	生活環境の整備

2. 第1部会開催日程

第1回	6月30日
第2回	7月7日
第3回	7月14日

3. 審議結果

- 当部会では、第1編「産業の振興」と第2編「都市基盤の整備」並びに第3編「生活環境の整備」の各編・章について、各委員より多くの意見、質問、要望等が出され、活発な審議が行われました。

- 各編、各章の内容は、産業振興や、地域の活性化の基礎となる基盤整備及び市民の生活環境に関する分野であり、本市の低迷する経済の活性化や市民の利便性の向上が期待されます。

「産業の振興」では、活力あふれるまちづくりの基礎として、それぞれの分野で産業の活性化を進め、雇用の安定・確保を図ることとされています。特に、市民の期待の大きい雇用の面では、前期基本計画に引き続き、企業誘致や地域の企業の振興並びに新しい産業の創造・育成に積極的に取り組むこととされています。また、個性豊かで活力ある地域商業や各種サービス業の振興を推進するとともに、大蛇山や本市に点

在する三池炭鉱関連施設の近代化遺産等大牟田ならではの地域資源を生かした観光・イベントの振興、農林水産業における生産基盤の充実などに取り組むこととされています。

「都市基盤の整備」では、住みよい生活環境および産業の発展を支えるための道路、港、鉄道等のプロジェクト事業をはじめ、中心市街地、新幹線新駅周辺地区等においての良好な市街地の形成や計画的な土地利用、さらには交通ネットワーク等の整備の推進に取り組むこととされています。

「生活環境の整備」では、市民が住み続けたいと思えるような快適な生活を送るための基盤づくりと、環境にやさしい社会の構築のため、住環境、公園、上下水道、河川等の整備のほか、環境保全への取り組み、また市民と行政が協働し、さまざまな分野において安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組むことなど、ハード・ソフトの両面からなる広範な施策で構成されています。

- 各章ごとに「重点施策」が掲げられ、平成27年度における成果指標が明示されており、これらの指標の達成を目指し、効果的な推進が期待されます。
- 当部会では、これらの取り組みの方向について関係部課に補足説明を求め、総合的に検討した結果、第1編「産業の振興」と第2編「都市基盤の整備」並びに第3編「生活環境の整備」の内容について、おおむね妥当なものと認め、今後これらの施策の積極的な推進を要望するものです。
- 当部会の審議の過程において、各委員から出された意見・要望の摘録は別紙のとおりであり、総合計画の推進にあたっては、十分に配慮されるよう要望します。

(別紙 略)

後期基本計画案に対する審議結果報告（第2部会）

平成22年7月28日

大牟田市総合計画審議会

会 長 立居場 光 生 様

第 2 部 会

部会長 西 村 直

総合計画審議会第2部会審議結果について（報告）

1. 第2部会審議事項

第4編 健康・福祉の向上
 第5編 教育文化の向上
 計画の推進

2. 第2部会開催日程

第1回 6月30日
 第2回 7月7日
 第3回 7月14日

3. 審議結果

- 当部会では、第4編「健康・福祉の向上」と第5編「教育文化の向上」並びに「計画の推進」の各編・章について、各委員より多くの意見、質問、要望等が出され、活発な審議が行われました。

- 各編、各章の内容は、市民の健康や福祉、教育、文化、スポーツなど、市民が生き生きと自立した生活を過ごすための分野であり、また、総合計画の各分野の取り組みを進めるための「計画の推進」では、市民や行政の協力と役割の分担の基本となる理念や取り組みがまとめられています。

「健康・福祉の向上」では、自助・共助・公助の効果的な組み合わせによる地域福祉の推進や高齢社会への対応、次世代の育成や障害保健福祉の向上、さらには、生活習慣病の予防や食育の推進による健康づくりの推進などに取り組むこととされています。

「教育文化の向上」では、生涯学習ボランティアの育成と支援による生涯学習社会

の実現や、健全な青少年の育成への取り組み、児童生徒に「生きる力」をはぐくむ教育の推進による学校教育の充実、高等教育の充実、スポーツの振興などに取り組むこととされております。また、文化芸術については、三池炭鉱関連の近代化遺産を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産本登録を目指すこととされています。

「計画の推進」では、地域コミュニティをはじめとする市民との協働によるまちづくりの推進や行財政運営の効率的な推進、高度情報化への対応、広域連携等、広範にわたる施策で構成されています。

- 各章ごとに「重点施策」が掲げられ、平成27年度における成果指標が明示されています。これらの指標の達成を目指すことで、効果的な推進が期待されます。
- 当部会では、これらの取り組みの方向について関係部課に補足説明を求め、総合的に検討した結果、第4編「健康・福祉の向上」と第5編「教育文化の向上」、並びに「計画の推進」の内容について、おおむね妥当なものと認め、今後これらの施策の積極的な推進を要望するものです。
- 当部会の審議の過程において、各委員から出された意見・要望の摘録は別紙のとおりであり、総合計画の推進にあたっては、十分に配慮されるよう要望します。

(別紙 略)

大牟田市総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	団 体 名 等	備 考
安 藤 謙 治	大牟田医師会理事	
梅 崎 園 美	帝京大学福岡医療技術学部助教	
梅 田 博 子	レディースネットワーク	
浦 康 之	大牟田文化連合会事務局長	
江 頭 信 次	大牟田市体育協会副理事長	
江 崎 文 寿	市民公募委員	
大 竹 雷 太	大牟田青年会議所理事長	
金 岡 仁 子	市民公募委員	
香 山 眞理子	学識経験者	
坂 本 奈々美	市民公募委員	
猿 渡 三 郎	南筑後農業協同組合理事	
白 石 政 嗣	大牟田観光協会会長	
立居場 光 生	有明工業高等専門学校校長	会 長
西 村 直	大牟田市社会福祉協議会会長	
平 尾 一 夫	大牟田市町内公民館連絡協議会会長	
平 山 隆 子	おおむた女性会議21	
本 田 賢 治	連合福岡南筑後地域協議会事務局長	
眞 次 義 彦	大牟田商工会議所副会頭	副 会 長
宮 川 和 也	市民公募委員	
森 路 代	市民公募委員	

後期基本計画案に寄せられた意見等

区 分	意 見 等	回答・考え方
1 編 5 章	カドミウムによる汚染農用地の改善については、最新の技術等も研究し、改善を図ってほしい。	カドミウム汚染農地については、現在、国・県などの関係機関と連携し、土地改良事業（客土）の実施や土壌改良資材散布、栽培管理などの徹底により改善を図っているところであり、今後も国・県等における最新技術開発の動向等を見極めながら、安全な農作物の生産が可能となるよう、汚染農地の改善を進めてまいります。
4 編	大牟田市では、医療依存度の高い障害児が在宅で生活したいと思っても看護師がいない特別支援学校に通うことは困難であり、レスパイトできる施設（一時預かり等ができる施設）も国立病院機構大牟田病院以外にはない。 障害者サービスのほとんどが社会福祉協議会で行われているが、これでは質の向上につながらないのではないかと。また、一部の団体や相談事業者だけが行政と連携するのではなく、民間事業所等に対しても開かれた、障害者に優しいまちづくりを進めてほしい。	医療依存の高い障害児を特別支援学校で受け入れるためには、看護師の配置だけの問題ではなく、通学方法や事故発生時の対応などクリアすべき課題が多いため、現時点では在宅生活者や入院患者へ訪問教育という形で、学習の場を提供しています。レスパイトできる施設については、有明医療福祉圏域（大牟田市、柳川市、みやま市）で考えると、国立病院機構大牟田病院と柳川療育センターの利用が可能です。 社会福祉協議会については、要援護者の見守りや居場所作りなど公的な機関では対応できないインフォーマルなサービスを提供している地域福祉を推進する社会福祉法人であり、単なるサービス事業所として事業を実施するのではなく、さまざまな地域組織やボランティアなどと連携をとりながら地域にあるニーズに対応していただいているところです。 また、障害者を取り巻く環境を改善するため、自立支援協議会を立ち上げていますが、ケースの内容によってはいろいろな事業所が参加できるオープンなものにしております。

区 分	意 見 等	回答・考え方
重点施策	「重点施策と活動指標・成果指標（案）」は、限られた行政資源を有効に活用するために、各編の章節ごとに設定するのではなく、後期基本計画（全体）における重点施策を明示してはどうか。	5年間に及ぶ計画期間では、総論において、「施策」より大きな考え方となります。後期基本計画における三つの視点（「市民生活の安定と質の向上」「交流人口の拡大」「生活圏域の一体的な発展」）を掲げ、各分野の施策を推進し、基本構想に掲げる都市像の実現を目指すこととしています。 また、総合計画が全ての分野を対象にしていることから、今回の基本計画（案）におきましては、各編各章節の取り組みを効果的に進めるとともに、その取り組みが具体的にイメージできるよう、章及び節ごとに、主要施策の中から重点施策を選択しております。
重点施策	「活動指標」と「成果指標」の関係が、「手段（事務事業）から目的（施策）」という関係となっていない。「成果指標」は、施策の目標を数値で表したものとし、「活動指標」は、施策を構成するすべての事務事業の成果指標を記載してはどうか。	今回の重点施策については、計画（案）をわかりやすくするという観点から、1つの施策に対して、1つの成果指標、1つまたは2つの活動指標を設定しました。したがって、目的を達成するためのすべての手段を表現しているものではありません。 また、基本構想の「計画の性格と構成」に掲げているとおり、基本計画は、「施策」を体系的に組み立てることを目標としているものであり、その性格上、事務事業の記載にまでは至りません。 施策を構成する主要な事務事業における成果指標は、毎年度作成し、公表しております。部局運営方針及び成果報告書に掲載することとしております。

平成21年 9月24日

大牟田市長 古 賀 道 雄 様

大牟田市総合計画まちづくりプラン検討会
座 長 溝 上 征 裕

大牟田市総合計画まちづくりプラン検討会検討結果について

大牟田市総合計画2006～2015後期基本計画の策定にあたり、市民と職員で構成される「大牟田市総合計画まちづくりプラン検討会」を6月から9月にかけて7回開催しました。

幅広い年齢層、さまざまな立場にある我々10名の市民委員が、職員の方と同じテーブルに着き、共に議論したことは大変有意義であったと考えています。

今回、大牟田に住む市民としての意見をいろいろと言わせていただきました。大きくまとめると下記の三つになります。是非、後期基本計画の策定にあたっては、これらの意見を反映していただき、明るく、住みよいまちづくりにつなげることをお願いします。

1. 活気のあるまちづくりを進めましょう

大牟田市の人口減少と高齢化が進行するなか、活気あるまちづくりが必要となっています。

このためには、企業誘致を核とした雇用の場の創出などによる定住人口の増加や観光振興などによる交流人口の増加が考えられます。これらを実現するには九州新幹線や三池港、有明海沿岸道路などの都市基盤やスポーツ・文化イベントの開催や新たな物産の振興などさまざまなものを組み合わせ、公共と民間、行政分野の壁を越えた調整ができれば、新たな展開も考えられます。

このようにさまざまな組み合わせを活用し、活気のあるまちづくりになることを期待します。

2. すべての世代が安心して暮らせるまちづくりを進めましょう

今回参加したのは、大正生まれから平成生まれまでの幅広い年齢層で構成された市民委員でしたが、それぞれの世代で課題がありました。

若者は、大牟田に残りたいが、雇用の場が少ないことから市外へ出て行かなければならない。子育て世代は、子どもを生みたくても子育て環境が整っていないことや経済的な不安がある。

一方で、多くの高齢者の方が、退職後、生きがいや新たな活躍の場を求めているなど、

各世代にいろんな課題があるようです。

これらの課題が解決され、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことを期待します。

3. 市民との会話によりまちづくりを進めましょう

今回、この検討会に参加して職員の方と話し合い、大牟田の現状、課題が見えはじめ、市民と行政のコミュニケーションの重要性を認識しました。行政は「市民との協働」を推進していますが、市民や行政職員の一部は、なぜ「協働」が必要なのかという認識にいたっていないように思われます。これは市民と行政のコミュニケーション不足により起こっているのではないのでしょうか。

これからは市民と行政が数多くの場で話し合いながら情報を共有し、まちづくりを進めることを期待します。

検討結果につきましては、提言書に記載しております。後期基本計画、これからのまちづくりの参考になれば幸いです。

今回、検討会に参加して、大牟田にはさまざまな可能性があると感じました。この可能性が花開くような計画づくりをお願いします。

大牟田市総合計画まちづくりプラン検討会市民委員

岩 屋 優 奈	梅 田 博 子
柿 原 隆 宏	川 原 義 守
隈 部 慶 介	武 田 義 隆
田 辺 広	椿 原 恵
永 江 令 子	溝 上 征 裕

大牟田市総合計画2006～2015基本構想

計画策定の意義

本市は、昭和45（1970）年の第一次総合計画の策定以来、総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。この10年も第三次総合計画に掲げた『九州をつなぐ多機能都市・おおむた』をキャッチフレーズに、三つの都市像

- やすらぎと魅力にあふれる快適環境都市
- にぎわいと活力にあふれる産業創造都市
- 健康で心ふれあう市民交流都市

の実現に向けて、市民とともに積極的なまちづくりを進めてきました。

第三次総合計画期間中の平成9（1997）年3月には、日本の近代化を支え、本市の発展の原動力となった三池炭鉱が閉山しました。それまで取り組んできた「あらかじめ対策」は、「閉山対策」となり、閉山後の本市の活性化に向けた土台づくりを、全市あげて重点的に取り組んできました。石炭関係諸法は平成14（2002）年までにすべて失効しましたが、現在も、地域の自立に向けた取組みを行っています。

このように、第三次総合計画は激動の期間ではありましたが、新しい時代に向け、各種施策事業の展開を図りながら着実にまちづくりを進めてきました。

産業の振興においては、石炭を中心に構成されたまちの産業構造を変えるために、大牟田テクノパークや大牟田エコタウンの整備を行い、製造業や環境・リサイクル産業の誘致を進めています。また、産業振興の下支えともなる都市基盤については、有明海沿岸道路や九州新幹線が着工されるとともに三池港の整備計画が進められるなど、広域的にも重要なインフラの整備が進んでいます。

生活環境に関しては、公園・緑地や道路などの整備水準の向上に努めるとともに、普及が遅れていた下水道については、南部浄化センターの整備を行い、徐々に普及率も上昇してきました。また、七地区公民館構想の総仕上げとなる三川地区公民館の移転新築、体育諸施設のリニューアルなども実現し、市民生活向上のための生活基盤が充実してきました。

福祉、教育の分野では、全国でも注目されている予防を重視した介護保険制度の充実、学童保育所や地域子育て支援センター等の子育て支援策など少子高齢化への対応を図るとともに、教育環境の充実に向けた学校再編にも着手しました。

まちづくりへの市民参加の面では、大蛇山や炭鉱関連遺産など既存の資源を活用した市民活動が広がりを見せるとともに、ごみのリサイクル分別収集がスタートするなど、徐々にではありますが、協働のまちづくりに向けた取組みが広がっています。

この間、国際社会においては、経済のグローバル化の流れが加速し、国境を越えた人やモノの動きは今後ますます活発化することが確実となっています。なかでも中国をはじめとする東アジア経済圏の成長はめざましく、わが国に多大な影響を及ぼすものと考え

えられます。一方、こうした経済成長の影では、地球温暖化や生態系の崩壊といった環境問題も地球規模で起こっており、経済成長一辺倒でない、環境等に配慮した持続可能な社会づくりが求められています。

わが国においては、バブル経済崩壊以降の景気回復が不良債権やデフレなどの構造的要因によって、なお本格的なものとはなっておらず、経済社会のさまざまな分野で変革が求められています。また、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、自然災害の恐怖や続発する事件を受けての安心・安全に対する関心の高まり、女性の社会進出の進展、雇用形態の多様化、国と地方との関係の変化など、これまでの社会システムや価値観が大きく変わりつつあります。

第三次総合計画期間中には、閉山後の交流人口の拡大と新たな雇用の場の一つとして期待されたネイブルランドの閉園、中心市街地の起爆剤として期待された大正町一丁目地区市街地再開発事業の断念、さらには地元有力企業の倒産などもあり、地域経済の活性化は大きな課題となっています。このような経済環境の悪化に加え、人口減少にも歯止めはかからず、税収は減少し、まちづくりを進める上での基礎となる財政は、3年連続して実質収支の赤字が続くなど危機的状況にあります。新しい総合計画の推進にあたっては、財政の立て直しを図りながらまちづくりを進めなければならないという難しい舵取りが必要になっています。

一方で、環境・リサイクル産業をはじめとする新たな産業の発展の芽が生まれるとともに、生活環境や地域福祉、教育といったさまざまな分野において、協働によるまちづくりの気運が高まるなど、第三次総合計画期間中の取組みによる大牟田市の新たな発展の息吹が感じられるようになってきました。このような新たなまちづくりの芽を育て、次の時代へつなげていくことが求められています。

新しい総合計画は、大牟田市で暮らすすべての市民が、「わがまち」を愛し、「わがまち」の誇りを高めていくための今後10年間にわたるまちづくりの指針となるものです。これまで進めてきたまちづくりの基本的な方向を引き継ぎながらも、地域社会を取り巻く状況の変化や新しい時代の潮流に的確に対応し、限られた資源や財源を効率的、効果的に施策事業に生かし、市民と行政とが一体となって、誰もが健康で心豊かに快適な生活を過ごせるまちを築いていくために、『大牟田市総合計画2006～2015』を策定します。

計画の性格と構成

1 性 格

総合計画は、大牟田市を将来どういうまちにしていけるのか、その都市を実現するためにどんな目標を持つのか、その目標を達成するためには何をなすべきかについてまとめたもので、産業、福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要なすべての分野を対象としています。

この計画は、長期的な展望に基づく総合的、計画的な大牟田市のまちづくりの指針

となるものであり、各種個別計画の基本となるものです。また、国、県、近隣自治体との広域的計画等との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。

多様化し高度化するまちづくりへのニーズに対して、市民、企業、各種団体、行政等の相互協力と各々の主体性によるまちづくりが求められる時代にあっては、この総合計画は、行政の運営だけに留まらず、広くまちづくりの指針となるものです。

2 構成

この計画の期間は、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までの10か年とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

本市のまちづくりの理念と将来像を掲げ、それを実現するために必要な施策の大綱などを定めるもので、基本計画、実施計画の指針となります。

(2) 基本計画

基本構想の施策の大綱に基づいて、5か年のより具体的な施策を体系的に組み立てたもので、実施計画の指針となります。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を、市の財政運営との関連で調整し、実施していくための計画で、3か年のローリング方式をとり、各年度の予算編成の基本となります。

時代の潮流と将来展望

21世紀を迎え、現在のわが国の経済社会は、あらゆる分野で社会制度の変革が求められており、大牟田市を取り巻く経済社会の状況もこのような大きな時代潮流の中で、新たな転換期にあります。そこで、本計画の策定にあたっては、21世紀の国土政策の基本的方向を提示した『国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」 - 新しい“国のかたち”へ向けて - 』等を参考にしながら、今後10年の時代の潮流を見定め、今後の施策の推進において適切に対応していくこととします。

1 国境を越えた地域間競争の激化

すでに、企業においては世界レベルで最適な立地を探索し、人、モノそして情報の移動が国境にとらわれずに展開され、そのスピードはかつてない勢いで進んでいます。なかでも中国をはじめとする東アジアの経済成長は著しく、世界の成長センターへと変貌を遂げつつあります。

わが国では、これらの地域との国境を越えた競争に直面し、国家間の問題だけでなく、地方の経済の存立にかかわる問題となっています。例えば、製造業においては、国内工場の東アジア諸国への移転が進んだ結果として、国内産業の空洞化や地域の活

力の喪失が懸念されています。こうした東アジアの急成長は脅威である反面、市場やビジネスチャンスの拡大につながる好機でもあり、そのためにも世界に開かれた魅力ある地域を形成することが必要になってきます。

2 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、わが国の人口は平成18（2006）年の1億2,774万人をピークに、平成62（2050）年には1億59万人にまで減少すると予想されています。また、出生率が下げ止まらない中で、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、世界にも類を見ない急激なスピードで高齢化が進展します。その結果、市場の縮小や社会資本稼働率の低下、労働力人口の減少に伴う人手不足などが生じ、経済成長に影響を及ぼすことが懸念されています。また、世代間の人口構成のバランスが崩れることで、年金や医療・福祉などの社会保障負担が増大するおそれもあります。

このような中、次世代の健全な育成、高齢者の知識と経験を生かした社会参加の促進や高齢社会に対応した新たなサービス産業の創出など、人口減少と少子高齢化に向けた幅広い社会システムの構築が必要になってきます。

3 地球規模での環境問題への対応

わが国を含む先進諸国における経済社会は、大量生産大量消費のシステムによって支えられてきました。このようなシステムは、経済成長の影で環境に多大な負荷をかけてきました。その結果、地球温暖化が進み、気象や生態系の変化といった問題が生じており、地球規模での対策が求められています。このため、資源消費型の社会経済活動の見直しとともに、自然環境の保全と回復を進めることが重要な課題となっています。

こうした中、温室効果ガス削減などの世界レベルでの地球温暖化対策から、ごみの分別やリサイクルなど市民レベルの活動まで、各層の取り組みが始まっており、今後もこのような環境問題への対応を拡大させていくことが必要となっています。

4 ライフスタイルと価値観の変化

戦後の高度成長を経て成熟社会を迎え、国民のライフスタイルと価値観は大きく変化しています。特に、価値観の変化は経済指標などで把握できない状況となっています。

労働に対する価値観の変化と雇用形態の多様化により、若者を中心に非正社員が増加している一方で、女性の社会進出が進展しています。また、高齢化や晩婚化等による単独世帯の増加とともに、少子化や核家族化も進展しています。これらのライフスタイルの変化は、例えば、食生活における外食化や生活の夜型化が進み、これらに対応するサービスが拡充することなどにより、さらに拍車がかかる傾向にあります。

また、生活面における価値観の多様化が進んだ結果、住民と地域のかかわりが希薄

となり、住民同士の支え合いなどに支障が出てきています。しかし、長寿社会と高齢化の進行による国民全体の余暇時間の増大を背景に、一部では余暇時間を活用した積極的なまちづくりへの参加意識も芽生えています。

このような国民のライフスタイルと価値観の変化に、柔軟に対応できる社会の形成が必要になっています。

5 地方の自立に向けた取組み

いわゆるバブル経済の崩壊以降、わが国は経済の立て直しに力を注いできましたが、今後は飛躍的な経済成長は見込めず、低成長が続くと考えられます。このような中、国の財政悪化は深刻な問題となっており、その影響は地方にも及ぶことは必至となっています。これまで進められてきた地方分権とともに、地方は財政的にも自立しなければなりません。

全国の市町村ではまちづくりの基盤を強化するために合併が進められ、総務省では、平成11（1999）年3月末時点で3,232あった市町村が平成18（2006）年3月末には1,822まで減ると見込まれています。

また、全国一律で進められてきた行政サービスに対しても、地方の創意と工夫が求められており、これが地域間競争となって表れてきます。つまり、これからの地方自治体は多様化、高度化する市民ニーズへの対応と個性ある地域づくりに向けて、独自の発想と行動力が求められており、地域を構成するさまざまな主体と協力し、自立したまちづくりを進めることが求められます。

6 九州経済と都市の動向

九州経済は、貿易や企業進出、観光などにおいてアジアとの結びつきが強まり、アジアと一体的に発展するようになっていきます。産業においては、半導体や自動車産業関連企業の進出が進み、産業の厚みを増しながら九州の主力産業として成長していきます。

現在、九州では県庁所在都市への人口や都市機能の集積が進んでおり、特に福岡市には、国の出先機関や大企業の支店などとともに、情報、文化、レジャーといった高次都市機能が集中しています。そして、この傾向は、今後も進められる高速道路や九州新幹線の整備によりさらに進展することが予想されます。

また、長期的には九州の都市は、地域ブロックの中心都市と一定水準の都市機能を持つ生活圏域の中心都市に分化、再編される可能性があります。地域ブロックの中心都市には国際的な都市間競争を勝ち抜くだけの都市の体力が求められ、生活圏域の中心都市には一定水準の都市機能を有しながらも地域の個性を生かした利便性の高い生活圏域を構築していくことが求められます。九州の各都市は、それぞれの都市のポテンシャルを生かした地域づくりを進めていくことが必要となります。

大牟田市の都市像

都市は、長い歴史を積み重ね、現在のたたずまいを見せています。

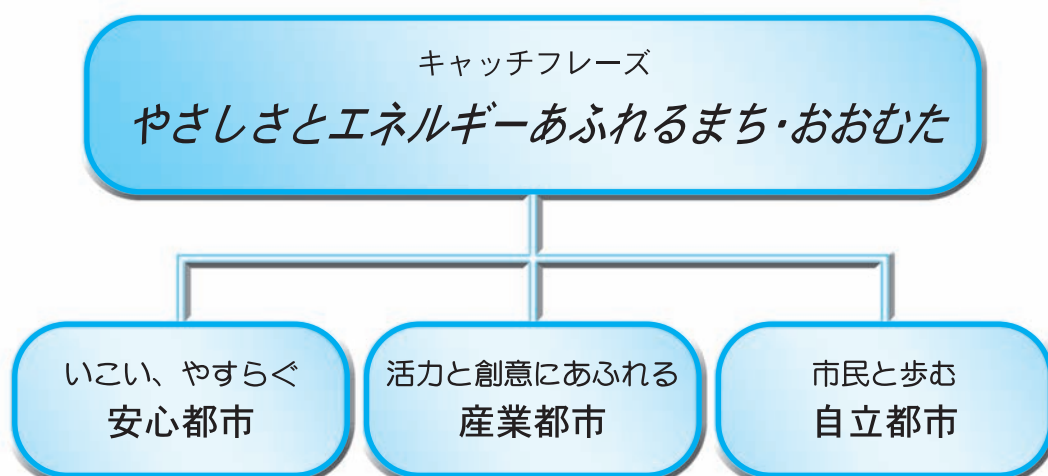
本市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきたエネルギー「石炭」で発展してきました。この石炭を原料として成長した産業は、エネルギー革命の中、石炭から石油への大転換を経験しながら、今日に至るまで本市の産業の礎となってきました。

このような、本市の都市形成の底流にある産業を基盤としたまちづくりは、新しい産業の創造を後押しし従来からの産業と結びつくことで、地域のポテンシャルが高まり、

新たなまちづくりや産業の創造を促進し、広範囲にわたり人・モノ・情報が交わる都市の活力が期待されます。

また、近年、少子高齢化や核家族化などにより、家族や地域の機能が変容しつつあり、それに伴う地域におけるコミュニティの希薄化は、住み慣れた地域での安全で安心な暮らしに不安を抱かせています。そのような中で、本市には、町内公民館や老人会、社会福祉協議会、消防団など、自分たちが住んでいる地域や住民同士のつながりを大切に思う人たちが、住みやすい地域づくりのためにさまざまな活動を展開しています。また、高齢者や児童などを地域で見守ろうという、人びとのやさしさから生まれた新しい結びつきもわき起こっています。さらには、ボランティアやNPO（民間非営利組織）などの市民団体によるまちづくり活動も、徐々に人びとに認知され、新たな地域の活力として期待されます。

このように、人と人、人と地域とのつながりから生まれるやさしさと、本市が長年にわたり培ってきた産業に根ざしたエネルギーや、人びとがまちづくりを推進する中から生まれるエネルギーに満ちた活力ある都市を目指し、『やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた』をキャッチフレーズに掲げ、市民と一体となってまちづくりを進めるため、次の三つの都市像を描きます。



いい、やすらぐ安心都市

人びとが暮らす都市は、経済活動の場であると同時に、人が生まれ育ち、他者とかかわりを持ちながら生涯を過ごす空間でもあります。

地域における人間関係の希薄化、長引く景気低迷による生活不安などを背景に、社会の秩序や安定を脅かす出来事や事件が発生しています。このような中、人びとの関係が豊かになり連帯感が深まることにより、地域で生活していく中での安心感も増し、人びとがやすらぎを実感できるまちへとつながっていきます。

今後は、地域に根ざした福祉や教育・文化をはじめとして、防災や防犯など安心・安全な地域づくりの取り組みを、市民、各種団体、行政等が一体となって進めることが必要です。そのことにより、誰もが住み慣れた地域の中で、人としての尊厳をもって生き生きと自立した生活を送ることができる社会が形成されます。

また、本来地域が持つ市民共通の財産である自然の恵みを十分に満喫できる環境の整備も重要です。さらに、これらの自然と調和した都市形成、都市基盤や生活環境の整備を推進し、日常生活に対する豊かさを実感できる都市づくりを進めます。

このように、誰もがくつろげる、住み良い快適なまち「リビングタウン」を推進し、『いい、やすらぐ安心都市』の実現を目指します。

活力と創意にあふれる産業都市

市民の豊かな生活と都市の発展を支え、活力を生み出す源泉は、多様でバランスのとれた産業活動にあります。産業の振興を通じた多様な雇用機会の確保、創出は、若者等の定住を促すなど、活力あるまちづくりのための重要な要素となり、地域経済の活性化に大きくかかわるものです。

近年、経済のグローバル化、市場開放や規制緩和による国際競争の激化など経済環境は大きく変化しており、新しい時代に適応した産業構造の変革が求められています。それぞれの産業分野において、産業構造の高度化・多角化を図っていく必要があります。

本市では、環境・リサイクル産業の育成や工業団地への積極的な企業誘致を推進するとともに、新規成長産業の育成を進め、時代変化に柔軟に対応し得る産業のまちづくりに取り組みます。さらに、地球規模での環境問題への関心が高まる中、循環型社会を築いていく上で、環境産業の広がりにも注視しておく必要があります。

また、本市がこれまで培った産業技術の集積を生かした工業、にぎわいと活気あふれる商業、地域特性豊かな農林水産業等の活性化に取り組むとともに、新たな時代のニーズに対応したサービス業等を展開していくことも重要です。

このように、にぎわいと活力あるまちづくりを目指して、本市の伝統であるモノづくり文化を大切にしながら、時代に合った産業の展開と活性化を懸命に進めることにより、働く人々が生きがいと喜びにあふれた『活力と創意にあふれる産業都市』の実現を目指します。

市民と歩む自立都市

地方分権社会が到来し、それぞれの地域の特徴を生かしながら、地域が責任を持ってまちづくりを進めることが重要になりました。そのような中、自分たちの住むまちの歴史や文化・風土などを知り、大牟田らしさをみんなで考え、住みよい地域づくりのために、一人ひとりが力を出し合っていくことが大切です。

まちの魅力は、本来その土地が持つ自然の恵みや都市の機能、生活環境の充実などのほかに、そのまちに住む人びとが、故郷に対する愛着と誇りを持つことも、魅力あるまちづくりには欠かせません。このような、故郷への思いこそが、一人ひとりがまちづくりへ主体的にかかわる原動力となり、大牟田のまちづくりへつながっていきます。

住み慣れた地域の中で、市民、各種団体、行政など、まちづくりにかかわるさまざまな主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、お互いに助け合いながら、自らの地域は自らの手で築くという自治と自立の精神による地域社会の実現を目指し、みんなでまちづくりに取り組みます。

このように、市民一人ひとりのまちづくり活動による個性豊かな持続性のある地域社会の構築と、お互いに協力し合う「協働」によるまちづくりを推進し、『市民と歩む自立都市』の実現を目指します。

人 口

大牟田市の人口は昭和30年代半ばに21万人近くにまで達しましたが、以降、減少を続け平成16（2004）年では13万人台前半となっています。人口減少が始まった要因は、基幹産業の衰退等により転出が転入を上回る社会減によるものでした。しかし、平成元（1989）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の影響も加わるようになりました。しかも自然減少幅は年々大きくなる傾向にあり、今後は自然減による人口減少が加速していきます。

わが国全体の人口も間もなく減少に転じる見込みであり、本市においても将来にわたって人口が減少していくのは、避けがたい現実としてとらえなければなりません。

（財）九州経済調査協会によれば、このような人口動態を基礎とした本市の将来の推計人口は、平成27（2015）年には約11万6千人にまで減少すると予測されています。

人口は、今後のまちづくりの方向性を考える際の指標であり、各施策の展開にあたっても、将来の想定人口を設定し、積極的に進めていく必要があります。本計画では、市の将来の人口を平成27（2015）年において12万人と想定し、市民一丸となって目指すべき都市像の実現に向けた努力を行っていきます。

また、これからの人口想定と施策の推進にあたっては、定住人口だけでなく、交流人口の動きを視野に入れ、広域連携を積極的に進め、諸施策の展開を図る必要があります。

施策の大綱

1 産業の振興

若年層を中心とする人口の流出を背景に、市民の雇用に対するニーズは高まる一方であり、活力あふれるまちづくりの基礎として、産業の振興を通じた雇用の創出と地域経済の活性化を目指します。

産炭関連諸法の失効後の激変緩和期間は平成18（2006）年度までとなっていますが、それ以降も石炭に代わる産業を定着させる取組みが必要であり、九州の産業動向を視野に入れつつ、大牟田テクノパークをはじめとする工場適地へ自動車、半導体関連企業などの誘致に積極的に取り組み、雇用の場の創出を図っていきます。これまで取り組んできた環境・リサイクル産業の創造については、大牟田エコタウンへの誘致を進めるとともに、環境にやさしい新しい分野のエネルギー産業の誘致を進めます。

また、企業の立地を円滑に進めるために、工場用地のリース制度や空き工場の有効活用等を図り、企業のニーズに合致した誘致策を進め、あわせてスタートアップセンター、環境技術研究センター等の活用により企業の新規事業の立ち上げを支援し、起業化を促進していきます。

地域の企業については、事業の高度化や新分野への進出、市場開拓に対する取組みを支援し、産学官連携の強化により機動性や独創性に優れた企業の育成を図ります。

商業については、関係各団体との連携のもとに、魅力ある店舗づくりや商業者の育成に努め、新たな地場特産品の開発等を支援し、中心商店街をはじめとする商店街の活性化を推進します。また、サービス業については、飲食や情報関連サービスに加え、高齢化の進展に伴う福祉関連サービス、生活支援サービスといった業種へのニーズも高まっており、サービス業の振興をさまざまな分野から推進していきます。

また、貿易に関しては、三池港や有明海沿岸道路の整備を促進し、交通の結節性を生かした集荷の拡大を図り、ポートセールス活動を積極的に進めるとともに、中国や韓国、東南アジアなどとの経済交流を深めていきます。

観光については、大蛇山をシンボルとして観光PRを進めるとともに、近代化遺産などの産業観光資源や動物園、普光寺の臥龍梅などの本市固有の地域資源を活用し、近隣市町との広域的観光ルート開発等に努め、地域の観光関連団体、経済団体、市民団体等とのネットワークの強化など総合的な観光施策を推進します。

第一次産業は、厳しい国際競争にさらされ、収益減、後継者不足などにより存立が危ぶまれています。農林水産業が持つ環境保全などの多面的な機能も念頭に置き、経営基盤の強化や人材の育成等の振興策を推進します。農業については、生産基盤や環境の整備を進め、安全で安心できるものを求めるニーズへの対応や、特産品の開発や農作物の高付加価値化による都市型農業の育成を促進します。水産業については、有明海の特産品であるノリやタイラギ等漁業の基盤整備を進めるとともに、沿岸の市町村とも連携しながら有明海の再生に向けた取組みを進め、漁業環境を整備していきます。

2 都市基盤の整備

本市の都市づくりについては、住みやすい生活環境及び産業の発展を支える機能的な都市基盤の整備を推進します。さらには、人と人のふれあいによるまちの活気を生み出す取組みを、市民と行政とが一体となって推進することで、愛着と誇りの持てるふるさとの基礎を築いていきます。

土地利用にあたっては、市民生活と生産活動の共通基盤であることから、自然環境や農地の保全に留意するとともに、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を目指し、計画的な土地利用を推進します。そのため、市街化区域・市街化調整区域の区域区分を基本とした土地利用の適正な規制、誘導に努めます。特に、人口減少が進む中では、これまでの開発等による膨張型の都市構造から、既存のストックを活用するなど、都市構造の変化や社会情勢等に対応したコンパクトな都市づくりへの転換を進めます。また、産業構造の転換により発生した低未利用地については、炭鉱関連用地が点在する臨海部や南部地域のみならず中心部にも広がっており、適正かつ合理的な土地利用を計画的に推進していく必要があります。このほか、土地の地積や境界を明確化し、土地利用の促進を図るため、地籍調査の再開に向けて取り組みます。

市街地整備については、にぎわい、活力ある市街地の整備を推進します。中心市街地においては、人々が住み、働く場の創出を図るとともに、いこい、やすらぐといった空間等の整備や商業をはじめとするさまざまな機能の導入が必要です。民間活力の導入を図りながら、都心居住や職住近接型の良質な住宅の供給等、「街なか居住」も視野に入れた都市機能の再編、再生を促します。また、市街地の一体化、産業の活性化、交通渋滞の解消などに努めます。九州新幹線新駅が整備される地区については、中心市街地をはじめとする既成市街地とのバランスを考慮し、新たな交通結節点として周辺整備を推進します。

交通体系については、プロジェクト支援及び産業や市民生活の利便性向上のために、道路、鉄道、港湾等の交通ネットワークの強化に努めます。

幹線道路については、南北の交通軸となる有明海沿岸道路や大牟田高田線バイパスの整備をはじめ、九州自動車道とこれら2路線を有機的に結ぶ南関大牟田北線、南部地域における有明海沿岸道路のアクセス道路となる都市計画道路新港町勝立線、さらには都市計画道路長溝線の鉄道立体交差の整備促進に努めます。市民生活の根幹を支える生活道路については、安全で快適な道路空間の確保を図るため、人にやさしく、環境にもやさしい道づくりを推進します。

重要港湾三池港は、地域の産業活動と地域連携に有効な機能として活用できるように整備促進に努めるとともに、大牟田エコタウンプランと連動した総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）としての機能の高度化を図ります。

鉄道やバス等の公共交通においては、九州新幹線鹿児島ルート of 整備促進のほか、西鉄天神大牟田線の複線化の実現に取り組みます。また、中心市街地の活性化を推進

していく観点からも、バスと鉄道の結節性を高め利便性の向上を図るなど、路線のあり方について検討していきます。

3 生活環境の整備

市民が住みたいと思うまちづくりを進めていくためには、今後、ハードの整備とともにソフト施策の充実が重要性を増してきており、すべての人々にやさしい快適な生活環境の整備を推進していきます。

住宅や住環境については、高齢社会及び都市活力の創出に配慮しつつ、都市計画と連動しながら民間活力を生かした良質な住宅並びに住環境の整備に努めます。公的住宅については、建替えや既存ストックを活用するなど総合的に判断しながら整備を推進するとともに、管理運営の方法について、効率化等の検討を行います。

公園や緑地は、良好な景観と快適な生活環境を創出するとともに、環境保全や防災など多様な機能を有し、健康で文化の香り高い生活をもたらします。市民が緑を身近に感じ、親しめるよう、現在ある良好な自然環境を守りつつ、地域の持つ特性を生かした快適で緑豊かな都市空間の形成に取り組むとともに、維持管理の方法についても検討を進めます。

上水道については、安定した生活用水の供給を図るため、需給予測に基づく長期的な水源の確保や市上水道と三池炭鉱専用水道の一元化について、関係者との調整を行うとともに、既存水源の保全と適切な供給体制の整備を推進していきます。汚水及び雨水処理については、公共用水域の水質保全と浸水緩和を図るため、公共下水道をはじめ、河川の改修、浄化槽の普及、都市排水路の整備など、総合的な排水対策を推進し、快適な市民生活の確保に努めます。なお、上下水道の事業運営にあたっては、企業会計の原則に基づき、安定した公営企業の運営に取り組みます。

環境の保全については、環境に関する基準や諸指標の達成度について定期的な評価を行いながら、市民、市民活動団体、事業所、行政が一体となって、環境を守り、より良い環境を創るエコ行動を推進し、循環と創造による快適環境の構築を目指します。

ごみ対策については、発生の抑制を第一にごみの減量化に努めます。同時に、再利用やリサイクルの推進を図り、環境負荷の少ない循環型社会づくりを目指していきます。また、家庭ごみのリサイクルシステムの有効活用と充実を図り、最終処分場の延命化も図っていきます。廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対しては、監視体制の確立を図ります。

防災・消防については、災害に強い都市づくりを進めるとともに、万一の災害時にも被害や混乱を最小限で食い止められるよう地域における自主防災組織の育成・強化を行い、防災体制の構築に努めていきます。また、救急については、救急件数の増加と救命率の向上に対応した体制の充実に努めます。交通安全については、警察との連携をさらに図りながら、市民の交通安全意識の啓発に努めていきます。

安心して安全に暮らすことのできる生活環境を築いていくためには、「地域の安全は地域みんなで守る」という意識の醸成が必要であり、市民と行政がともに協力し、その環境づくりに取り組みます。

4 健康・福祉の向上

近年の少子高齢化や核家族化等に伴う地域や家族の機能の変化、地域におけるコミュニティの希薄化など、私たちをとりまく環境は大きく変容する中、住み慣れた地域で、人としての尊厳をもって生き生きと自立した生活を安心して送ることができる地域福祉の充実が必要です。そのため、本市では、市民の健康と福祉の向上のために、自立の支援、予防対策及び地域密着を基本として推進するとともに、市民や民間事業者、行政などが一体となって、地域を主体とした支え合い助け合うまちづくりの推進に努めます。

全国でも先行して高齢社会を迎えている本市では、高齢者をはじめ、若い世代からの健康づくりと予防対策は、大変重要な課題と言えます。地域医療機関や専門機関等との連携も視野に入れた保健・医療・福祉の充実を図り、市民の健康を支える体制の確立と、市民自らが行う健康づくりへの支援に努めます。また、市立総合病院については、経営改善を推進し、地域医療機関との連携強化を図りながら、市民に質の高い医療を継続して提供できる体制を整えます。

本市の介護保険制度は、市民と民間事業者、専門家、行政が一体となって、サービスの質の向上を目指した先進的な取り組みを行っています。今後は、地域の実情の的確な把握と計画的なサービス提供を基本としながら、介護を必要とする人たちに対して、介護予防、自立支援などの充実とあわせ、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、新たなサービス体系の導入を推進します。

将来のまちづくりを担う次世代の育成は、人口が減少に転じる時代にあっては大変重要な問題です。本市では、家庭や地域、学校などで次世代を見守り、安心して育てることができるための環境整備や、総合的な子育て支援のネットワークの整備、相談窓口の充実など、次世代育成支援を中心とした多面的なサービスの充実を図ります。

障害者福祉については、ノーマライゼーションの理念のもと、生活・居住環境の向上や就労支援、社会参加の促進などにより、障害のある人が地域で安心して暮らすための自立支援を促進します。

勤労者福祉については、就業環境の整備を促進し、勤労者福祉の向上を図るとともに、景気の動向等により発生する離職者等の雇用対策に取り組み、市民の生活の安定に努めます。

人権問題については、人権教育・啓発活動を通して市民と行政が一体となって、誰もが差別されることのない人権を尊重するまちづくりを推進します。

5 教育文化の向上

魅力ある住みよい地域づくりを行うためには、生きる力と豊かな心を持つ人づくりが基本となります。そのため、いつでも、どこでも、誰でも必要に応じて学ぶことができ、その学んだ成果が社会に生かせる生涯学習のまちづくりを目指します。

生涯学習については、市民の多様な学習の奨励を図るとともに、総合的な支援機能の構築を進め、充実させていきます。また、少子高齢化の進行、地域や家庭が本来持つべき機能の低下など社会の変化に対応し、特に、家庭教育への支援、地域の教育力の再生、子どもの生きる力を育てるための環境づくりなど、社会教育の充実を図ります。社会教育施設、なかでも地区公民館については、学習活動や地域活動などの拠点として、地域に根ざした活用を進めます。

学校教育については、新しい時代をたくましく拓く創造性豊かな子どもたちを育成することを目指して、確かな学力、豊かな人間性、たくましい体力をはぐくむため、教育内容の充実や学習指導方法の工夫改善を図るとともに、多様な体験活動等の充実を図ります。また、児童生徒の学校教育環境の整備を図るため、学校再編整備を推進するとともに、近年、関心が高まっている児童生徒の安全の確保について、学校、家庭、地域が一体となって推進します。さらに、学校施設については、地域住民の学習活動の場として有効活用を図ります。

高等教育機関については、四年制の帝京大学福岡医療技術学部が新設され、有明工業高等専門学校に専攻科が設置されるなど充実してきました。今後は優れた人材の輩出とともに、地域社会におけるシンクタンクとしての役割が期待されており、地域全体との連携を促進します。また、産学官連携については、新しい産業の育成や新しい分野の研究という視点で、積極的に進めます。

文化については、地域の歴史と風土を大切に、その中で培われた多様な文化を継承し、育成するとともに、文化施設の有効活用を図り、市民や文化団体等の自主的な文化活動を促進していきます。また、近代化遺産をはじめとする文化財については、地域全体の貴重な財産としての認識を広めながら保存、活用を進めます。これらの取り組みを通じて、地域性と独創性にあふれる市民文化の創造を目指します。

スポーツについては、健康な心とからだをつくり、より豊かな明るい生活を築き上げるため、市民が生涯にわたって気軽にスポーツを楽しむことができるよう、体育施設の有効活用を図りながら、地域における生涯スポーツを推進していきます。また、関係団体等と連携し、競技スポーツの振興を図ります。

計画の推進

この計画に掲げた都市像を実現し、本市を『やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた』とするためには、さまざまな課題を克服していかなければなりません。

地方を取り巻く環境が厳しさを増していく中、特に閉山後の新しいまちづくりの道半

ばにある本市では、市民、企業、各種団体、行政等が一体となり、国、県等との連携を図りながら、計画を推進していく必要があります。

1 市民が主役となる協働のまちづくり

大牟田市を住みよいまちにしていくためには、まちづくりの主役である市民と行政が、共通の目標に向かって、それぞれが自己の責任と役割を認識し、互いに協力し合う協働によるまちづくりが不可欠です。

そのため、まちづくりにおける市民と行政の役割分担を見直し、協働のまちづくりを進めるにあたっての共通のルールづくりを進めます。

この協働のまちづくりを実現するためには、まちづくりのあらゆる分野で、また企画立案段階から事業評価段階までのさまざまな場面で、市民の自主的な参画が必要となります。このため、まちづくりに関する情報を積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を進めるとともに、懇談会やパブリックコメントの実施など、市民から提出される意見・提案等の把握に努め、双方向のコミュニケーションを図ります。行政情報の公開にあたっては制度の円滑な運用を進めるとともに、個人情報の保護にも努めます。

また、すべての市民のまちづくりへの参加の機会の確保に努め、地域と人との結びつきを大切にするコミュニティの形成を推進し、市民の自主的で自立したまちづくり活動を促進するとともに、男女共同参画の推進により男女のパートナーシップによる社会の実現を目指します。

2 自立に向けた行財政運営

地方分権時代の自立したまちづくりや市民のニーズの多様化、高度化に対応するためには、限りある行政資源をより有効に活用する必要があります。そのために、身軽で機動力のある組織を構築するとともに、民間活力の導入を推進します。また、職員の資質向上や能力開発、行政評価システムを活用した事務や事業の継続的改善などを進めます。さらに、各種施策の推進にあたっては、市民の視点に立った指標を定め、よりわかりやすい成果の説明に努めます。

大牟田市の財政は、財政再建準用団体への転落も危ぐされる極めて厳しい状況に直面していますが、国の三位一体の改革の動向に留意しながら、事務事業の見直しや人件費の削減等を進め、経常的経費の縮減を図ります。また、総合計画に掲げるまちづくりの施策への財源の重点的な配分など、行財政運営に係る計画を定め、経営型の行政運営を図るとともに、産業の振興と市民所得の向上等により、財政基盤の安定を図ります。

3 まちづくりへの情報通信技術（ＩＴ）の活用

情報化社会は、今後ますます進展することは確実であり、情報通信技術（ＩＴ）の

活用を前提として社会が構築されることになります。

情報通信技術の活用は市民生活の快適性や利便性を向上することができます。これからの本市のまちづくりにおいても、「OH!夢多（おおむた）e-ネット21」で整備した光ファイバーネットワーク網の活用を進めながら、行政情報の発信や行政事務の効率化はもちろん、市民生活を支援する情報化、産業の情報化などの地域情報化施策を通じて、地域社会におけるネットワークづくりや活力あるまちづくりを図ります。また、情報セキュリティ対策を行うとともに、誰もが利用しやすいシステムやサービスの実現を図ります。

4 市町村合併と広域行政の推進

市民の生活圏は、交通網の整備やモータリゼーションの進展、余暇の過ごし方や価値観の多様化を背景に、行政界を越えて広域化し、単一の自治体だけで生活が完結することが少なくなりました。

このような市民生活の広域化や地域間の共通の課題に対応するとともに、行財政運営の効率化を図るために、広域的な生活圏と経済圏及びまちの歴史や風土等を勘案しながら、近隣自治体との市町村合併を推進し、県南の中核都市として、地域の一体的な発展を目指します。また、道州制の検討状況も視野に入れ、広域行政の推進を図ります。

5 国際化への対応と国際交流

世界情勢は地方の生活にも直接影響が及ぶほどグローバル化が進展しています。諸外国との生活レベルでの交流も始まっており、特に、アジアに近い九州では、その傾向が顕著になっています。本市のまちづくりにあたっては国際化を視野に入れ、外国人も訪れやすく住みやすい国際社会にふさわしい都市を目指します。

また、友好都市、姉妹都市をはじめとする諸外国との文化、教育、スポーツ、経済、環境等の幅広い分野における国際交流については、市民、民間団体、企業などとの連携により、市民レベルでの交流を目指します。

用語解説集

ア

ICT

情報通信技術。従来はITという用語が使われることが多かったが、知識やデータといった情報を適切に他者に伝達する技術ということを強調するために、C（コミュニケーション）が加えられている。

一店逸品運動

各店舗が独自のサービスや商品を提供して差別化戦略で消費者にアピールする運動。取り組みを通じて経営者の意識改革を進めるとともに、経営者間のネットワークづくり、仲間づくり、商店街での販売促進イベント等の様々な取り組みにつながる効果がある。

エコ行動

環境を守り、より良い環境をつくる行動

エコタウンプラン

「ゼロ・エミッション構想」により、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、地域の特性に応じて作成したプラン。

大牟田エコタウン

資源循環型社会の実現を目指して、大牟田エコタウンプランに基づき市西部の健老町地区に形成を進める、地域や生活に密着した廃棄物を資源化する環境・リサイクル産業の拠点。

汚水処理人口普及率

公共下水道、浄化槽、農業集落排水施設など汚水処理施設の整備人口の、総人口に対する割合。

汚濁負荷量

水質汚濁の指標。家庭や工場など汚濁源から排出される放流量と排水に含まれる汚濁物質の濃度の積によって計算される。

温室効果ガス

大気中に存在し、地表から放射される赤外線を吸収する気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。温室効果ガスが増えると、大気圏内部の気温が上昇する。

カ

介護予防拠点・地域交流施設

地域の高齢者を中心に、誰でも利用できる「集まり場・茶飲み場」。介護予防（健康づくり）の事業が実施されている。

かかりつけ医

日ごろから患者の体質や病歴、健康状態を把握し、病気のことや健康上のどんなことでも、親身になってみてもらえ、相談できる地域の身近な医療機関の医師。

かかりつけ薬局

いつも処方箋を持っていく地域の身近な薬局。薬局を一つに決めておくことで、患者ごとの薬歴簿に基づき、薬のチェッ

クがなされ、適切な情報を患者に届けることができ、健康づくりなどの相談もできる。

学校再編

児童生徒数の増減等により「学校規模」及び「学校配置」を見直し、学校教育環境の整備充実を目指すもの。

学校評議員制度

学校が保護者や地域住民の信頼に応え、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、特色ある教育活動を展開するために、地域の有識者等に学校評議員を委嘱し、校長が意見を聴取する制度。

企業化支援施設

環境リサイクル事業を支援するために、市が大牟田エコタウン内に整備し企業に賃貸する施設。

救急医療

疾患や外傷、中毒等に対しての緊急の診断、治療。外来で対処しうる一次救急医療から、複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な三次救急医療まで、患者の「重症度」に応じ3段階で対応することとされている。

急性期医療

病態が不安定で、短期間のうちに集中的な検査や治療が必要とされる病態に対する医療。

行政評価システム

限られた行政資源の有効活用（改革改善）に向けて、さまざまな行政活動につ

いて、事前・事中・事後を問わず、一定の基準・指標を用いて、その必要性、有効性、効率性などを客観的に検証し、その結果を行政運営に反映させるための仕組みのこと。

行政マネジメントサイクル

施策や事業の推進にあたり、行政運営を合理的に管理していくこと。PDCAサイクルがその典型で、計画、実行、評価、改善を順に実施し、行政サービスの質の向上や業務改善活動などを継続的に推進するマネジメント手法。

近代化遺産

江戸時代末期から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物。

クリーンエネルギー

太陽熱、風力など有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。

洪水ハザードマップ

河川のはん濫を予測し、その被害が想定される地域と被害の程度、避難場所等を地図上に記載したもの。

子育てサポーター登録制度

つどいの広場において、つどいの広場を利用する親子の見守りや話し相手、行事の手伝いなどの子育て支援を行う人を、「子育てサポーター」として登録する制度。

サ

災害時等要援護者支援制度

災害が起きたときなどに自分だけでは避難や身を守ることが難しく、誰かの手助けが必要な人（要援護者）の住所や名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ市に登録し、その情報を支援者や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするための制度。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。

里地里山

都市と奥山の間位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域。集落とその周囲の森林、農地、ため池、草地などで構成される。

次世代エネルギーパーク

太陽光発電などの新エネルギーを中心としたエネルギー施設を実際に見て触れる機会を通じて、エネルギーに対する理解を深めることを目的として、国が推進する地域拠点を整備する取り組み。

自助・共助・公助

自助とは、一人ひとりが、できることを自分の努力で行うこと。共助とは、隣近所の住民同士で思いやりを持ち、互いに助け合って行うこと。公助とは、自助・共助でできない取り組みを行政等が主体的に行うこと。

児童家庭相談室

児童福祉法の規定に基づき、保護を要する児童の通告先として、相談や支援を行いながら、家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために設置している相談室。

自動体外式除細動機（A E D）

突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器

住宅セーフティネット

住宅に関する最低限の保障のための社会的な制度や対策。

自立支援プログラム

生活保護受給者の抱える自立に向けてのさまざまな課題に対し、必要な自立支援事業を実施するもの。

人事・人材育成トータルシステム

人材育成基本方針に掲げる「自律創造型プロ職員」を育成するため職員の育成を実践する職場とそれを支える人事・研修システムを総合的に機能させていく仕組み。

スタートアップセンター

技術の高度化、新製品の開発、新分野への進出等に挑戦する企業を支援するために市が整備した賃貸工場。

スプロール化

郊外の無計画な開発により、虫食い状の無秩序な市街地が形成されること。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利を保護し、支援するための制度。

世界同時不況

2008年9月の米証券大手リーマン・ブラザーズ経営破綻（はたん）をきっかけとした経済危機。

石炭化学コンビナート

石炭を軸に、企業相互の生産性向上のために原料・燃料・工場施設を有機的に結びつけた工業地域。

ゼロエミッション

製造工程で出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために、地域住民により自主的・主体的に運営され、誰もが参加できる多種目・多世代型のスポーツクラブ。

総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）

広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾。



多目的クレーン（三池港）

コンテナ貨物専用、またはばら貨物専用など、その用途を特化したものではなく、多目的な使用が可能なクレーン。

団塊の世代

1947年から1949年までの3年間にわたる第一次ベビーブームに生まれた世代。

地域高規格道路

時速60～80kmの速度サービスを提供し、全国的な高速道路網と一体となって、地域の交流・連携の強化、物資の流通促進などの役割を担う自動車専用道路または、それと同等の機能を有する道路。

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会。

地域包括ケア

支援を必要とする地域住民に対し、保健・医療・福祉等の制度だけでなく、地域での助け合いなど、さまざまな方法により、その人の暮らしを継続的に支援する仕組み。

地域認知症ケアコミュニティ推進事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で認知症の理解を深め、認知症の人の支援体制をつくる取り組み。

地球温暖化

人間の活動によって「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。

地産地消

地元生産と地元消費を略した言葉で、

地元で生産されたものを地元で消費することを指す。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人。

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的としている。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定された長期に使用することができる住宅。耐震性、耐久性、省エネルギー性などの条件がある。

つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）とその保護者を対象とした交流や、子育てに関する相談・援助、子育て支援に関する情報発信の場。

道州制

基礎自治体と国の間に位置する広域自治体である都道府県を統合し、新たな広域自治体として「道」または「州」を置く制度。

特定健康診査

特定保健指導

40～74歳の加入者に対し、医療保険者が毎年度実施するメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査を特定健康診査といい、その結果により、健康の保持増進に努める必要がある人に対し行う保健指導を特定保健指導という。

特定高齢者

何もしないでいると、要介護状態に陥る可能性が高い人（生活機能の低下が認められる人）。

ナ

認定農業者

計画的に自らの農業経営の改善を図っていこうとする農業者が、おおむね5年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けた農業者。

農地流動化

農地の有効利用を図るため、農地の売買や貸借により権利移動を促進すること。

ハ

バイオマス発電

生ゴミや木質系の廃材など生物由来の資源を材料として燃焼させることによってエネルギーを得て発電に利用すること。

BOD（生物化学的酸素要求量）

一般的な水質指標の一つ。河川水や河川等へ流入する生活排水、工場排水など

に含まれる汚濁物質（有機物）が、一定の条件で水中の微生物によって分解されるときに消費される酸素量。有機物が多いほど、消費する酸素量が増える。

ファミリーサポートセンター

地域において子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

防火対象物

消防法に規定される学校、病院、工場、事務所、物品販売業を営む店舗等の建築物及びその他の工作物。

ホスピタリティ

心のこもったもてなし。手厚いもてなし。



目的志向型の観光

趣味や生涯学習、文化体験など特定の目的やテーマを中心とした観光。



レアメタル

地球上に資源として量が少ない、もしくは量は多くても経済的・技術的に純粋なものを取り出すことが難しい金属の総称。

レセプト

医療機関等が国民健康保険団体連合等の審査支払機関に提出して費用を請求する診療報酬明細書。

大牟田市総合計画2006～2015

後期基本計画

平成23年3月 発行

発 行 大 牟 田 市

編 集 企画総務部総合政策課
大牟田市有明町2丁目3番地

TEL 0944-41-2501

<http://www.city.omuta.lg.jp>

印 刷 (株) 秀 明 社 印 刷



この計画書は、古紙配合率100%、白色度80%の再生紙を使用しています。



大 牟 田 市
総 合 計 画
2006~2015
後 期 基 本 計 画

